

令和5年第1回広野町議会定例会会議録目次

第1日 3月9日（木曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の施政方針並びに町政全般について経過報告	4
○監査委員報告	17
○委員会報告	18
○散会の宣告	18
○署名	19

第6日 3月14日（火曜日）

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	21
○本会議に出席した事務局職員	22
○開議の宣告	23
○会議録署名議員の指名	23
○一般質問	23
門 馬 巧 君	23
渡 邊 正 俊 君	31
北 郷 伯 弘 君	38
門 馬 まりえ さん	41
畑 中 大 子 さん	49

遠 藤 浩 君	6 1
小 磯 利 雄 君	6 8
○散会の宣告	8 1
○署名	8 3

第 7 日 3 月 1 5 日（水曜日）

○議事日程	8 5
○出席議員	8 5
○欠席議員	8 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	8 6
○本会議に出席した事務局職員	8 6
○開議の宣告	8 7
○会議録署名議員の指名	8 7
○発議第 1 号 議員定数に関する特別委員会の設置について	8 7
○議案第 1 号 広野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	8 9
○議案第 2 号 広野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	9 2
○議案第 3 号 広野町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	9 3
○議案第 4 号 広野町情報公開条例の一部を改正する条例	9 6
○議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9 7
○議案第 6 号 広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	9 9
○議案第 7 号 広野町二ツ沼総合公園条例の一部を改正する条例	1 0 0
○議案第 8 号 国土調査に関する町有地処分条例及び広野町町有地処分に関する審議会 条例を廃止する条例	1 0 1
○議案第 9 号 工事請負契約の変更契約について	1 0 3
○議案第 1 0 号 工事請負契約の変更契約について	1 0 5
○議案第 1 1 号 令和 4 年度広野町一般会計補正予算（第 7 号）	1 0 9
○議案第 1 2 号 令和 4 年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 2 0
○議案第 1 3 号 令和 4 年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 2 1
○議案第 1 4 号 令和 4 年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	1 2 1
○議案第 1 5 号 令和 4 年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 2 3
○議案第 1 6 号 令和 4 年度広野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 2 4
○議案第 1 7 号 令和 4 年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	1 2 5
○散会の宣告	1 2 6

○署名	1 2 7
-----------	-------

第 8 日 3 月 1 6 日（木曜日）

○議事日程	1 2 9
○出席議員	1 2 9
○欠席議員	1 2 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1 2 9
○本会議に出席した事務局職員	1 3 0
○開議の宣告	1 3 1
○会議録署名議員の指名	1 3 1
○議案第 1 8 号 令和 5 年度広野町一般会計予算	1 3 1
○会議時間の延長	1 7 8
○散会の宣告	1 9 5
○署名	1 9 7

第 9 日 3 月 1 7 日（金曜日）

○議事日程	1 9 9
○出席議員	1 9 9
○欠席議員	1 9 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1 9 9
○本会議に出席した事務局職員	2 0 0
○開議の宣告	2 0 1
○会議録署名議員の指名	2 0 1
○日程の追加	2 0 1
○議案第 1 9 号 令和 5 年度広野町国民健康保険特別会計予算	2 0 1
○議案第 2 0 号 令和 5 年度広野町土地開発事業特別会計予算	2 0 8
○議案第 2 1 号 令和 5 年度広野町公共下水道事業特別会計予算	2 1 1
○議案第 2 2 号 令和 5 年度広野町農業集落排水事業特別会計予算	2 1 5
○議案第 2 3 号 令和 5 年度広野町介護保険特別会計予算	2 1 6
○議案第 2 4 号 令和 5 年度広野町後期高齢者医療特別会計予算	2 1 8
○議案第 2 5 号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて	2 1 9
○議案第 2 6 号 広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて	2 2 0

○選任第 1 号 議員定数に関する特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任について	2 2 2
○委員会の閉会中の継続調査の申出について	2 2 3
○閉会の宣告	2 2 4
○署名	2 2 5

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第1回広野町議会定例会会議録（第1日）

令和5年3月9日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 町長の施政方針並びに町政全般について経過報告
 日程第 5 監査委員報告
 日程第 6 委員会報告

○出席議員（9名）

2番	北郷伯弘君	3番	遠藤浩君
4番	北郷幹夫君	5番	門馬まりえ君
6番	畑中大子君	7番	小磯利雄君
8番	門馬巧君	9番	渡邊正俊君
10番	黒田政徳君		

○欠席議員（1名）

1番	阿部憲一君
----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	松本正人君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	林聡宏君
復興企画課長	小松和真君
参事兼産業振興課長	猪狩裕一君
建設課長	松本周次君
参事兼環境防災課長	高橋喜孝君
参事兼健康福祉課長兼保健センター所長	飯島洋一君

こども家庭課長	佐	藤	尚	文	君
参事兼 町民税務課長	岡		修	一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智恵子		君
教育次長兼 学校教育課長	加	賀	博	行	君
生涯学習課長兼 公民館長	遠	藤	義	宏	君
代表監査委員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	坂	本		淳	君
出納室係長 (書記代理)	鈴	木		恵	君

○開会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

1 番、阿部議員より欠席の届けがありました。

ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

2 番 北 郷 伯 弘 君

3 番 遠 藤 浩 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る3月3日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしましたところ、本日から3月17日まで9日間とし、3月10日から13日まで休会といたす答申がありましたので、本日から3月17日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から3月17日までの9日間とし、3月10日から13日まで休会とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（北郷幹夫君） 今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長をして報告をいたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛てに提出されました例月現金出納検査報告、定期監査報告、双葉地方広域市町村圏組合議会からは令和5年第1回定例会議議決書、双葉地方水道企業団議会からは令和5年第1回定例会議決書、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書、日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書、庁舎内における職員の政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情書については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の施政方針並びに町政全般について経過報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、町長の施政方針並びに町政全般についての経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 皆様、おはようございます。答弁席にアクリル板を設置いただきまして、ありがとうございました。マスクを外して対応させていただきたいと思います。

本日ここに、令和5年第1回広野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。令和5年度を迎えるに当たり、所信の一端を述べ、議員の皆様はじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。東日本大震災及び原子力災害から12年が経過しました。この大震災により、今日に至るまで貴い命を亡くされた、直接死と震災関連死を合わせて49名の方々のご冥福を祈り、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、トルコ・シリア国境での大地震においては、東日本大震災の犠牲者数を大きく上回る5万人超の犠牲者が出たことにつきまして深く哀悼の意をささげ、心よりご冥福をお祈りいたします。広野町では、役場庁舎、公民館、文化交流施設ひろの未来館、振興公社、社会福祉協議会にそれぞれ募金箱を3月31日まで設置し、日本赤十字社を通し寄附を届けてまいります。

今年度を振り返りますと、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった年であり、オミクロン株派生型による感染（第8波）が全国的に拡大しました。令和4年9月26日の新型コロナウイルス陽性患者全数調査見直し以降においても、県内、町内の感染状況の確認、把握に努め、必要に応じて対策本部会議を開催、学校や公共施設の対応等について協議に取り組んでいます。今後も新型コロナウイルス感染症における国、県の動向、感染状況等を注視し、適時、適切な対応に取り組めます。

コロナ禍により中止となっていた「広野町サマーフェスティバル2022」、「広野スタイル2022」、「第25回ひろの童謡まつり」の再開により、たくさんの笑顔や喜びに包まれました。「ひろの童謡まつり」では、“童謡によるまちづくり”の先駆者である兵庫県たつの市と日本一の童謡の里づくりの

まちを目指す共同声明を發表し、広野町とたつの市で生まれた童謡を歌い継ぐことで、童謡文化のより一層の振興を進めていきます。さらに、先人が築き上げた歴史、伝統、文化を継承し、童謡が生まれた美しい里山、田園を渡る風、清らかな水を未来につなぐため、環境基本条例を制定しました。気候変動などの地球規模の環境破壊を引き起こさないための原動力にもなるという認識に立って、半世紀の歴史に及ぶ広野火力発電所と広野 I G C C との未来に向けての共生を展望した脱カーボンを掲げ、童謡をはじめとする地域のアイデンティティを掘り起こし創出して、移住・定住を促進し、未来創造に取り組んでいきます。

私は本年をふるさと復興・創生「草創の年」と位置づけこれまでどおり「いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町」を標榜し、日本一元気な町づくりとさらなる復興創生の躍進に向け全身全霊、全力で取り組んでいきます。

初めに『いのちを守り』についての事業であります。

町健康課題として、高血圧や高脂血症、肥満、糖尿病などによる心臓病や脳血管疾患の循環器疾患が多いことが挙げられます。令和3年12月に県が公表したお達者度において、男性が県下ワースト1位、女性がワースト7位という結果となっています。これら健康課題に対応するため、令和3年10月の「脱お達者度ワースト1、脱メタボ」宣言に基づき、町独自の「広野町健康福祉手帳」、「健康ポイント事業」や「フィットネスクラブ利用助成事業」など、健康増進事業を積極的に展開し、赤ちゃん・子供から働き盛り世代、高齢者に至るまで、ライフステージを通した健康づくりを推進するため、町のみんなが「家庭」、「地域」、「行政」それぞれの役割を意識するとともに、相互に連携・協働しながら健康づくりの輪を広げ、「日本一元気あふれるまち」の実現に取り組んでいきます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険においては、令和3年3月9日に閣議決定された「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえた令和4年4月8日付通知に基づき、令和5年度から保険税・保険料の2分の1の額が賦課されます。一部負担金につきましては、上位所得層を除く被保険者は、昨年引き続き免除されることとなり、令和6年2月29日まで免除期間が延長されます。なお、上位所得層の方につきましては、保険税・保険料及び一部負担金の対応となります。

平成31年1月の「福祉のまちづくり」宣言に基づき、地域が抱えている医療・介護・福祉の様々な課題に対し迅速かつ適切に対応するため、包括的な地域連携を図る「広野町地域包括ケアシステム」を構築することを目的として、高齢者福祉につきましては、健康で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう関係機関と連携し、外出支援サービス事業、配食サービス事業、高齢者の見守り体制を構築するため「広野まるごと応援隊ネットワーク事業」の普及に努め、独り暮らし高齢者や高齢者世帯の生活支援を充実していきます。

障害者福祉につきましては、障害者が自立した生活を送ることができるよう、障害者自立支援給

付事業や地域生活支援事業を通じて日常生活を支援し、各種障害福祉サービスや相談業務の充実に努めます。また、公共交通機関の利用が困難な障害をお持ちの方の通所事業所までの移動支援事業を継続して実施します。

介護保険事業につきましては、平成28年度から実施する「いきいき百歳体操」を積極的に実施し、地域の皆さんが自主的に活動できるよう、サポート体制を整えていきます。必要な方に必要なサービスが適切に提供できる体制整備を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施します。

感染症対策につきましては、国・県と連携、情報共有を図り的確な情報発信を行い、インフルエンザ予防接種助成対象を継続して全町民に拡大します。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年1月20日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から2類相当から5類へ見直しがされることが決定されました。令和5年度における新型コロナワクチン接種は、流行周期が予測できない特異性を踏まえ、65歳以上の高齢者や基礎疾患がある方については年2回の接種、それ以外の方は年1回の接種となり、予防接種法の特例臨時接種の位置づけが1年延長されたことより無料接種となります。町民へのワクチン接種を確実に接種できる体制を整えていきます。

母子保健につきましては、子育て世代へ寄り添いながら支援の充実に図るとともに、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、各種予防接種助成事業、乳幼児等医療費助成事業を引き続き実施します。出生並びに子育てに悩むご夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療などについて、引き続き医療費助成を行っていきます。

全国的に大きな社会問題となっています児童虐待につきましては、役場内関係各課及び児童相談所等の福祉関係機関、学校等の教育関係機関、警察関係機関等との連携を図り、虐待防止、早期発見に取り組んでいきます。

交通安全対策につきましては、広野町安心・安全ネットワーク会議をはじめ関係機関と緊密な連携を図り、国道6号等において立哨活動を毎月実施し、交通事故防止の呼びかけに取り組んでいきます。

学校から2キロメートル圏内において小中学生の徒歩通学が実施されていることから、交通教育専門員による児童・生徒の交通安全街頭指導を行います。

高齢者が当事者となる交通事故の減少を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施するとともに、高齢運転者によるアクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故を防止するため、自動車急発進防止装置を設置する高齢者を対象に経費の一部を支援する安全運転支援装置設置事業を引き続き実施します。

防犯対策につきましては、地域住民が安心して生活できるよう、双葉警察署、警戒パトロール隊、防犯指導隊等関係団体と連携を図り犯罪の防止に取り組めます。犯罪に対する抑止力の向上を推進するため、住宅用防犯カメラの設置者に対し経費の一部を引き続き支援します。広野町警戒パト

ール隊を組織し、町内における犯罪抑止や災害時の初期対応により、町民や町外から避難している滞在者等が安心して生活できる環境整備に取り組みます。

防災・防火対策につきましては、東日本大震災の教訓を生かし、地震による津波から地域住民の生命を守るため、関係機関と連携の下、津波避難訓練を実施します。あわせて新型コロナウイルス感染症対策に基づく避難所の設営や受付業務、避難行動要支援者の避難補助などを行い、防災体制の連携強化と住民の防災意識の高揚に取り組みます。

災害発生時において、地域住民を迅速かつ確実に避難させるため、防災行政無線や緊急速報メール、役場屋上LED防災情報システムを活用し情報を的確に伝えます。

消防団活動の環境整備を図り、消防団、婦人消防隊と連携し予防消防に取り組み、高齢者世帯においては関係機関と連携しながら火災予防啓発活動を実施します。

町内インフラ施設の維持管理及び整備につきましては、道路、橋梁、トンネル、下水道施設の点検を実施し、道路や下水道施設の計画的な補修による施設の長寿命化を図り、安全確保に取り組みます。

道路整備につきましては、危険箇所、未改良区間の解消を計画的に実施し、町民の生活環境の向上を図り、安心安全な道路網を形成し、有事の際の緊急車両の通行及び通勤通学時の安全確保に取り組んでいきます。

次に『人を活かし』についての事業であります。

農業につきましては、営農再開11年目となります令和5年度に営農を行う農家に対しては、国の経営所得安定対策を活用し、農業経営の安定を図ります。本町の中山間地域においては、高齢化が進む中、農業生産条件が不利な面があることから、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防ぎ、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するため、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、農用地等の地域資源の保全管理に必要な支援を行うとともに、福島県営農再開支援事業を活用し、イノシシ等鳥獣被害対策に取り組みます。

土地利用型農業の収益向上を図るため、基幹作物である主食用米の特別栽培米や有機栽培米を促進し、付加価値の高い米の生産に取り組むとともに、生産農家の収益向上と生きがいを図るため、大豆、麦、野菜など町振興作物の生産に対する支援に取り組みます。

ふるさと納税制度を活用し、寄附をしていただいた納税者に、広野産特別栽培米コシヒカリや広野産米で作った日本酒、広野産無農薬バナナ「綺麗」などを返礼品として送付し、本町の基幹産業である農業の魅力や地域ブランドの情報発信を行い、特産品の販売促進や消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげます。町農産物の価値を伝え、販売・消費の拡大を図るため、秋には収穫祭を開催するとともに、町外で開催される様々な物産展等のイベントに積極的に参加します。

担い手農家の経営規模拡大、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、国、県、関係機関と連

携を図り、町内7地区の圃場整備事業を継続して取り組みます。農業における高齢化、後継者不足、耕作放棄地等の増加などの人と農地の問題解決を図り、地域農業を守り次世代に引き継いでいくことを念頭として、担い手農家へ効率的な農地の集積・集約を図るため実質化が図られた「人・農地プラン」から法制化された「地域計画」への移行と農地中間管理事業の活用の推進に継続的に取り組みます。本町の農業における担い手不足を解消し農業の持続的、安定的な発展を図り、農業者の確保、育成を目的として広野町農業次世代人材育成奨学金の活用推進及び新規就農者等に対する経営安定化支援、スマート農業導入支援に取り組みます。

広野こども園事業につきましては、令和2年度に連携協定を締結したいわき短期大学附属幼稚園との積極的な園児や職員の交流などを通し、双方の取組や課題を共有し、幼児教育の質の向上、人材の育成に取り組みます。

次に『未来をつくる町』についての事業であります。

ふくしま森林再生事業につきましては、間伐などの森林整備より森林の有する多面的機能の維持と表土の流出に伴い原発事故による放射性物質の拡散防止を図ることを目的として計画的に取り組み、折木字大田川ほか5地区において約56ヘクタールの整備を実施します。

町の大切な水資源確保のためには水源地周辺の森林整備が必要不可欠となることから、森林整備における作業コスト軽減による生産性の向上及び労働条件の緩和を図るため、林業専用道「狼山・叶沢線」の整備に継続して取り組みます。

森林環境譲与税の有効的な活用を図り、地域住民が森林に親しめる環境づくりと児童、生徒が安全に地域の魅力を学習できる環境づくりのため、地場産材を利用して高倉山展望台及び遊歩道の整備に取り組みます。

復興関連事業につきましては、東日本大震災及び原子力事故から12年が経過し、第二期復興創生期間に歩みを進めるに当たり、広野町復興計画に掲げる基本理念・目的を達成するため、復興事業のシンボルに位置づけている広野駅東側第二期開発地区の宅地造成事業、広野駅周辺整備事業を着実に取り組んでいきます。

住宅造成事業の実施においては、若者・子育て世代の定住、県外都市部等からの移住に重点を置き、土地購入の負担軽減となる補助制度の実施、子育て・教育環境の充実、就労環境や企業マッチングに力を入れ、移住後の安定的な生活を支援していきます。

広野駅周辺整備について、「広野駅周辺整備の基本事項に関する協定」に基づきJR東日本水戸支社と協議を進め、未来のかけ橋と広野駅構内跨線橋へのエレベーターの設置が完了し、スロープやホームのかさ上げなどバリアフリー化が進みました。今後、駅利用者の利便性を高めるため駅舎の改修、西口広場のロータリー化を行い、学生が安心・安全に利用できる環境、地域住民の交流の場を構築していきます。

福島イノベーション・コースト構想の推進につきましては、福島イノベーション・コースト構想

に掲げる多様な産業を集積し、福島第一原子力発電所の事故により失われた地域のなりわいを再生させるため、「研究開発」、「産業化」、「人材育成」、「司令塔」の4つの機能を有する福島国際研究教育機構（F—R E I）において、地域の現状や課題を整理し、技術の実用化及び具体化を念頭に本格的な事業化を推進するため、専門家をはじめ知見を有する人材の配置、経営戦略の構築、地元企業とのマッチングやベンチャー企業の誘致など、サプライチェーンの構築に取り組みます。

教育の丘には、県立ふたば未来学園中高一貫校や広野小・中学校の児童・生徒、約1,000人が日々勉学に励んでおり、F—R E Iに進出する研究機関が求める人材育成を念頭として、重要な課題であると受け止めています。今後、より高度な修学の間である大学などの高等教育機関と連携を深め、協定を締結している早稲田大学環境総合研究センター、東京大学アイソトープ総合センター、東日本国際大学、福島高専との取組を充実・発展させ、拠点となる研究施設や当地域の復興を支える人材育成に取り組んでいきます。

ゼロカーボンシティの取組につきましては、地球温暖化が原因とされる大災害を伴う気候変動から、パリ協定に基づく長期戦略として、今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会の実現を目指すことが掲げられ、CO₂の削減を目的としたカーボンニュートラルに向けての取組が世界の潮流となっています。

広野火力発電所が立地する町として、事業者である（株）J E R Aと共に、持続可能な将来像の実現のため「広野町ゼロカーボンビジョン」を策定し、脱炭素技術の開発促進、経済的な合理性、国等の政策との整合性を踏まえ、再生可能エネルギーを推進していきます。

今後、町内の企業や各家庭において、省エネ化や脱炭素化を進めるため、環境省の交付金事業を活用し、先行して公共施設等への太陽光・風力・バイオマス発電など、再生可能エネルギーの活用を図り、E V車等や急速充電設備の設置、水素・アンモニアの社会利用モデルの構築に取り組み、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指します。

移住・定住事業の展開につきましては、第二期復興創生期間の終了となる2030年に向け、「広野町移住定住「共生のまちづくり」促進プラン」を策定し、町内に居住する住民票のない方や若者世代・子育て世代をターゲットとした住宅開発、各種交流イベントへの参加、SNSを使ったメディア戦略によるP R事業の展開、移住体験ツアーや二地域居住の受入れ態勢の構築に取り組みます。

これらの施策を展開するに当たり、国・県・地方自治体、N P O等地域団体、ひろばクラブ、東京福島広野会、大学などの高等学術機関、各企業等、関係する全ての皆様とネットワーク体制を構築し、様々な場面において情報を共有していきます。移住を希望される方々と地域の皆さんとの絆を深めながら、受入れ態勢の一層の強化を図り、移住・定住の促進に取り組んでいきます。

子育て環境の構築につきましては、子育て環境の充実を図るため、広野町子育て世代包括支援センターを中心に保健師、保育士、教育委員会、民生児童委員、こども家庭課職員が密に連携を取り、部署の垣根を越えた横断的な連携で子育てに関する様々な問題の早期発見、解決に取り組んでい

ます。妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、出産・子育て応援給付金を給付し、子育て家庭の経済的支援を引き続き実施します。

教育全般につきましては、令和２年度（小学校）、３年度（中学校）より全面実施されている現行の学習指導要領及び第二次広野町教育ビジョンに基づく教育活動を展開し、ふたば未来学園中学校・高校との連携を図り、町立学校独自の魅力ある教育の創出に取り組みます。

確かな学力を育成する学校教育の推進につきましては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、人権教育の理念を基にした授業の充実、小学校高学年教科担任制の導入、授業及び家庭学習において１人１台タブレットを活用するとともに、町独自にＩＣＴ支援員を配置し、本町の教育実態に即したＩＣＴの活用に取り組みます。これまでの小中連携体制を生かしながら、教育委員会と学校で組織する「授業力向上委員会」において、子供たちの実態を分析し、学力向上に向けた授業研究会・指導法改善の研修会の充実に取り組みます。学校司書の配置と図書システムの導入及び計画的な蔵書を図り、児童生徒の書籍への関心、読書への意欲を高め、読書活動を推進します。

グローバル人材を育成する教育の推進につきましては、語学力やコミュニケーション能力を育成する環境の充実を図るため、外国語指導助手を活用した英語教育に加え、中学校において異文化交流、国際理解や国際協調の学びを目的とした東日本国際大学との交流事業（グローバル・デイ）並びに小中学校児童生徒合同でのブリティッシュヒルズ異文化交流宿泊体験事業を継続して実施します。

地域と学校が協働する学びの創造につきましては、中学校において、地域の人的・物的資源を活用し、映像制作を通して「ふるさと広野町」のよさを再発見し、伝統と文化を見詰め直すことで、広野町の未来と地域の復興に貢献できる子供たちの育成を目的とした「ふるさと創造学」に取り組みます。令和３年度に作成した地域学習用副読本（小学生向け）を契機とし、地域の人的・物的資源を活用し、子供たちが地域の事象や歴史的背景等を学ぶ環境構築に取り組みます。町立学校に学校運営協議会を設置して、コミュニティ・スクールを実践し、学校と家庭、地域が共に意見を出し合う学校運営に取り組みます。

学びのセーフティネットの構築につきましては、特別な支援を要する児童生徒一人一人に対し「個別の教育支援計画」を作成し、専門機関、スクールカウンセラー、支援員と連携を図りながら、個に応じた支援体制を構築します。支援に関しての校種間での連携を図り、「個別の教育支援計画」の下、切れ目のない支援に取り組みます。

環境対策につきましては、町、事業者、住民がそれぞれの立場で互いに協力し合いながら、現在の環境を守り、よりよい環境をつくるための方向性を示す環境基本条例に基づき、施策の進め方を定めた行動計画である環境基本計画策定に取り組みます。家庭ごみ収集日カレンダーの配布、町民への広報等によるマナーの周知を行い、環境美化推進員の見回りと広野町安心・安全ネットワーク会議において、関連事業所等への注意喚起に取り組みます。

除染対策につきましては、町民の放射線からの不安払拭並びに生活圏における放射線の一般家屋及び公共施設の敷地における環境放射線モニタリング調査を実施します。町民の放射能による食品に対する安心安全を確保するため、公民館において自家消費野菜の放射能のスクリーニング検査を実施します。

各種重点事業以外の主な事業について申し上げます。

プレミアム付商品券につきましては、町民等の経済的負担を軽減させ、需要を喚起することで地域経済の活性化を図り、避難している町民の帰還を促すことを目的にプレミアム付商品券事業を実施します。また、町民、商工会加盟店及び町に法人登録している事業所に勤務している方を販売対象者として事業効果の拡大に取り組みます。

公民館における生涯学習事業につきましては、人生100年時代を捉え、多様化する社会の学びの場として、「ふるさと創生大学」、「ひろの元気教室」、「各種文化教室」、「五社山登山」、「集団対抗パークゴルフ大会」、「文化展」、「生涯学習発表会」、「Jヴィレッジハーフマラソン」等の文化活動並びにスポーツ活動を通し、地域間及び世代間の交流促進、交流人口の拡大、復興状況のPRに取り組んでいきます。

「文化交流施設ひろの未来館」につきましては、地域づくりの基盤、多くの恵みをもたらす社会の財産として、多くの人が集う交流の場となり、町民が歴史をはじめ多くの文化に触れ、受け継ぎ、創造し、発信する施設となるようワークショップや企画展等による学習の場の提供など、「文化の薫り高いまちづくり」の推進に取り組んでいきます。

震災からの避難等により、青少年を取り巻く社会環境も大きく変化し、次代を担う青少年が地域の中で、心身ともに健康で社会に参画できるよう青少年の健全育成を町民総ぐるみで取り組んでいきます。

以上、主な施策等を申し上げます。

財源としましては、国庫補助金、県補助金を活用するほか、あらゆる方策を講じて財源を確保することや、国・県に対しても十分な財政措置を講ずるよう強く要望していきます。さらに、限られた財源を有効に活用する観点から、経費の一層の節減合理化と行政各般にわたる見直しを行い、各種施策の必要性・優先度を勘案した厳しい選択を行い編成したところであります。

一般会計の予算案は、総額52億9,299万2,000円の規模となり、対前年比12.2%の減となったところであります。

概要を申し上げますと、歳入面では、復興関連の国庫支出金や県支出金、町税が増加し、普通交付税については不交付団体となる見込みではありますが、可能な限り歳入の確保を図り、財源の確保をしております。

歳出面では、復興・創生への取組を最優先とし、施策の大綱に掲げた重点事項等を実施するため、限られた財源の重点的、優先的な配分を行いました。歳出予算の総額は、前年度と比較して7億

3,676万1,000円の減額となり、主な減額の理由としましては、東町産業団地整備事業等の完了に伴う土地開発事業特別会計繰出金の減によるものであります。

次に、各特別会計の予算案について申し上げます。

「国民健康保険特別会計予算案」については、国保財政の健全化、効率的な運用に努めるとともに、医療費の適正化及び町民の健康維持対策等に取り組んでいきます。

「土地開発事業特別会計予算案」については、広野町復興計画に基づく、広野駅東側開発整備事業（第2期）、東町産業団地の整備に取り組んでいきます。

「公共下水道事業特別会計予算案」については、終末処理施設等の適正な維持管理に取り組んでいきます。

「農業集落排水事業特別会計予算案」については、施設の維持管理を主体とした予算編成をいたしました。

「介護保険特別会計予算案」については、介護保険の円滑な運営に要する所要経費を計上いたしました。

「後期高齢者医療特別会計予算案」については、高齢化社会に対応した高齢者医療制度の円滑な運営に要する所要額を計上いたしました。

令和5年度の一般会計及び6特別会計を合わせた予算総額は、70億9,168万円で、対前年度比14.82%の減となる予算規模であります。

事業実施においては、計画に基づき、安全管理体制の徹底を図り、着実かつ確実に事業を実施していきます。

以上、令和5年度広野町の主要な施政の基本、概要及び財政運営方針についてご説明申し上げます。

引き続きまして、一般経過報告を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案を審議いただくに当たり、令和4年第4回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策本部であります。

オミクロン株対応ワクチン（2価ワクチン）の接種につきましては、令和4年10月から12月において約4,000人を対象に集団接種により実施しました。令和4年12月16日、福島県が「福島県医療ひっ迫警報」を発出したことを受け、「広報ひろの」や防災行政無線により、マスクの正しい着用、手洗い・消毒の励行、十分な換気など、基本的な感染対策についての広報を行いました。今後も新型コロナウイルス感染症における国、県の動向、感染状況等を注視し、対策本部会議において適時、適切な対応に取り組みます。

次に、総務課であります。

1月6日、中央体育館において、令和5年新春交歓会を開催しました。交歓会では、各種団体代

表者120名の方々ご臨席の下、参議院議員星北斗様をはじめ、福島復興局富岡支所長新澤徹也様、福島県議会議員橋本徹様、佐々木恵寿様、福島県相双地方振興局長岸孝志様、議会議長からご祝辞を賜わり、新型コロナウイルス感染予防対策を講じ、規模を縮小しての開催となりました。ふたば未来学園中学校・高等学校吹奏楽部の演奏により、新春交歓会に花を添えていただきました。

3月4日、東京グリーンパレスホテルにおいて、令和5年ふるさと福島広野会を、議長ご臨席の下開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3年ぶりの開催となりました。今回は移住定住の取組に係る応援隊として、参加者12名に移住定住推進員の委嘱状を交付いたしました。会議の中では町の移住定住の取組、状況等について説明し、今後、本会のメンバーと連携し、移住希望者の情報収集とPR活動を精力的に行い、移住定住施策の推進を図ってまいります。

次に復興企画課です。

1月16日、渡辺博道復興大臣が、平成30年第4次安倍改造内閣以来、2度目の復興大臣就任のご挨拶のため来町されました。第二期復興創生期間の創設に尽力された渡辺博道復興大臣の再任を歓迎し、F—R E Iの速やかな具現化、広域的な展望、なりわい再生の早期実現について、被災地に元気を届けられるよう、議長ご臨席の下、強く要望いたしました。

1月28日、南相馬市民と広野町民とのパークゴルフ交流会が予定されていましたが、前日からの降雪のため中止となりました。日程を調整し、改めてニッ沼総合公園を会場に、南相馬市民とのパークゴルフ交流会を開催いたします。

1月29日、早稲田大学ふくしま広野未来創造リサーチセンター主催による第11回ふくしま学（楽）会が、大熊町の「リンクル大熊」において開催されました。原発事故の教訓をしっかりと踏まえ、日本社会の問題として広く対話による議論を行うため、大学などの専門家や国、県、市町村などの行政機関、事業者、学生などが、相手の立場を理解し公平性・公正性に配慮しながら議論を行いました。会場には、吉田淳大熊町長はじめ54名が参加し、リモートでは70名が参加しました。

2月2日、第26回廃炉・汚染水・処理水福島評議会が、いわきワシントンホテルを会場に開催され、太田房江経済産業副大臣を議長に、15市町村長、県漁業組合連合会、県商工会連合会、原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策チーム、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、復興庁などの関係機関、東京電力ホールディングス（株）廃炉推進カンパニー、福島復興本社の事業者、総勢50名が出席しました。広野町は、風評被害防止と国際機関による正確な情報発信、丁寧な地域の合意形成について求めました。

2月15日、童謡「とんぼのめがね」の作曲者である平井康三郎氏の孫で、イギリスを拠点に活動しているピアニストで作曲家の平井元喜様が、「日英親善ロンドン公演」に際し、広野町の復興と教育を支援するチャリティーピアノリサイタルを開催いたしました。今後、国際的な場で広くPR効果が期待できることから、平井元喜様を広野夢大使に任命することとし、ロンドンに在住する平井元喜様とオンラインで結び、委嘱状を交付いたしました。

2月18日、19日、下浅見川地区の空き家を活用した断熱D I Yワークショップを開催しました。健康に暮らせる町づくりを目指し、移住定住の促進、省エネ化による持続可能な社会づくりを目的に、2日間で延べ60人の参加がありました。上手な空き家の活用を図るため、1級建築士らを講師に迎え、断熱改修の知識や技術をD I Yにより楽しく体験しました。

2月25日、第3回ひろのアートキャンプ「恐竜アート大作戦」と題して、ひろの未来館を会場に開催しました。巨大な肉食恐竜の壁画アートや恐竜の卵のランタンづくりワークショップ、黒板アートやオリジナル楽器作りなど、芸術家の皆さんとアート作品作りを体験しました。会場には、町内外から500名を超える家族連れが参加しました。

次に、町民税務課です。

マイナンバーカード普及促進事業については、申請受付等の機会を増やすため、毎週火曜日午後7時までの窓口延長、毎月2回日曜日の臨時窓口開設、地区集会所での出張申請及び自宅訪問サービス等に取り組んでまいりました。

令和5年2月28日現在、本町におけるマイナンバーカードの申請率は、86.3%であり、県平均は80.4%、全国平均は80.5%となっています。

また、交付率は、72.2%であり、県平均は61.5%、全国平均は62.5%となっております。

今後も引き続き、全庁を挙げてマイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

次に健康福祉課です。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険税、保険料及び一部負担金等の免除措置に対する国の財政支援については、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』を踏まえた令和4年4月8日付通知に基づき、令和5年度から保険税・保険料の2分の1の額が賦課されます。一部負担金につきましては、上位所得層を除く被保険者は、昨年に引き続き免除されることとなります。これにより、3月1日からの医療機関等受診に支障がないよう、2月16日、一部負担金等免除証明書を免除対象者に対し送付いたしました。

次にこども家庭課です。

2月17日、広野こども園において、仮入園、保護者説明会を実施しました。令和5年度の入園予定者数は、3月1日現在93名となっています。

次に環境防災課です。

1月15日、広野町総合グラウンドにおいて、令和5年広野町消防団・婦人消防隊出初め式を、福島県議会議員橋本徹様、福島県相双地方振興局長岸孝志様及び議会議長をはじめ多くの来賓の皆様ご臨席の下挙行いたしました。当日は、団員・隊員はマスク着用、検温を実施し、十分な感染予防対策を講じ、消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に広野町消防団、婦人消防隊、株式会社J E R A（ジェラ）広野火力発電所自衛消防隊、総勢52名の参加の下

行いました。式に先立ち、広野こども園児20名が参加した駅前通りのパレードでは、沿道に駆けつけた多くの町民に団員、隊員のりりしい姿を披露することができました。

1月20日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策について会員企業に協力を求めました。

1月20日、2月17日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道6号役場前交差点で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。

2月10日、午後6時52分、大雪警報が発表され、災害に備え警戒配備体制をしき、夜間を通して気象情報の収集、関係機関との連携、対応に取り組みました。翌2月11日、午前2時47分、大雪警報が解除され警戒配備体制を解除しました。人的被害や施設等への被害はありませんでした。

次に産業振興課です。

12月19日、役場西側みかんの丘において、一般町民を対象としたミカン狩りを開催し、約80名の参加者でにぎわいました。

12月28日、町民及び町内事業所に勤務している方を対象とした「プレミアム付ひろの商品券」の販売を終了しました。販売総数は1万8,661セットとなり、約2億8,000万円の経済効果を生み出しました。

1月28日、静岡県伊東市において開催された第29回伊東温泉めちやくちや市に広野町ニツ沼直売所組合員及び認定農業者の皆様と共に3年ぶりに参加しました。風評被害払拭のための広野町産農産物のPR活動を実施し、多くの来場者に野菜、農産物加工品を購入いただきました。

2月2日、広野町の地酒をつくる会より広野産特別栽培米コシヒカリを使用した純米酒「奥州日之出の松」の新酒の完成報告を受けました。

2月5日、大谷内中山間保全組合、2月12日、亀ヶ崎水利組合、2月19日、高倉水利組合、2月26日、北迫川上流堰水利組合において、地元消防団の協力の下、一定のルールに基づき、震災後4回目となる営農のための野焼きを実施しました。各地において天候に恵まれ、病虫害駆除を目的とした作業を安全に終えることができました。

2月16日、広野町商工会及び広野町商工会工業部会主催により、ハタゴイン福島広野において広野町商工会会員と広野町立地企業連絡協議会会員が情報交換と交流を図ることを目的に関係者50名が参加し、異業種交流会が開催されました。おのおのの会員企業によるプレゼンテーションや自己紹介タイムが催されるなど参加者の交流が図られました。

次に建設課です。

町道北釜・大谷地原線整備事業については、権利者の方々に事業内容を説明し、理解と協力をお願いし、用地測量により設置された境界仮杭の確認作業を進めています。確認後は事業用地の面積を確定するため順次地積測量図の作成を進めています。また、道路改良計画により一部下水道管路の移設が必要となることから移設のための測量設計業務を同時進行で進めています。

町道萱平線整備事業については、権利者の方々に事業内容を説明し、理解と協力をお願いし、用地測量により設置された境界仮杭の確認作業と地積測量図作成が完了し事業用地が確定しました。一部多相続の土地があり用地交渉の難航が想定されますが、丁寧な説明を行い用地取得に取り組んでいきます。

町道田戸作線整備事業については、3年計画で工事を進めており、今年度予定していた道路改良工事は今月完了予定です。

次に学校教育課です。

12月21日、令和4年広野町子ども議会を開催しました。本議会は、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと、並びに、広野中学校生徒の夢のある幅広い意見・要望等を町勢進展の参考とすることを目的に実施しました。子ども議会は、平成22年に開催して以来、12年ぶりの開催となり、広野中学校3年生が、「ふるさと創造学」の3年間の取組を通して地域について学んできたことを、子ども議員として意見を発表する貴重な実践学習の場となりました。子供たちからは、「減多にないよ体験ができた」、「緊張していたが自分の意見をしっかり話すことができた」、「子ども議会に向けてみんなで準備してきたことが本番で生かせてよかった」などの感想が寄せられました。

6月25日から2月26日まで、町営学習塾を5回実施しました。

大学生延べ14人、広野中学校及びふたば未来学園中学校生徒延べ92人が参加し、大学生と交流しながら、基礎学力の向上や自身の進路実現を見据えて一生懸命学習に取り組みました。

次に生涯学習課です。

12月24日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「書道教室」を開催し、小学2年生から中学1年生までの7名が参加しました。書き初めの練習では、新年の目標や抱負などを書き、新たな挑戦への意欲を育みました。

1月8日、「令和5年はたちを祝う会」を執り行い、福島県議会議員橋本徹様、佐々木恵寿様並びに議会議長をはじめ多数のご来賓ご臨席の下、二十歳（はたち）の門出を祝いました。今年対象となる50人中、23人が出席し、晴れやかな表情の中にも二十歳の成人としての決意を胸に新たな一歩を踏み出しました。

1月21日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「世界の楽器演奏会」を開催し、小学2年生から4年生までの7名が参加しました。世界中の楽器に直接触れ演奏体験をすることで、子供たちの創造力と自然と調和する心を養うとともに、感受性を育みました。

2月4日、青少年健全育成事業として「自衛隊による防災訓練」を開催し、小学2年生から中学3年生までの8名を含む、親子16名が参加しました。訓練では、災害時に役立つ知識や対処方法について実技を交えて教わるとともに、自衛隊車両や装備品の役割に関する説明を受け、日頃からの準備や、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要であることを学びました。

3月2日、広野小学校で「ひろの元気教室」の閉校式を行いました。小学3年生から6年生までの児童25名が、多目的教室や体育館などを使用して、社会性や自主性、創造性を育むことを目的に、昨年5月から10か月にわたり、計83回、文化・芸術・スポーツ・学習等の体験活動に取り組みました。

3月4日、広野町公民館において、今年度最後となる広野町ふるさと創生大学を開催しました。「保育・食育の推進について」と題し、いわき短期大学幼児教育科、高木三起子氏による講義を実施いたしました。

講義終了後は修了式を執り行い、受講生に修了証書を授与しました。今年度は、テーマ別の「ゼミ方式」を導入し、特定の専門分野について、少人数の受講生が自らの発表や討論により主体的に学習を進めていくという考えの下、6講座、19回の講義を実施し、延べ180人が受講しました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件8件、補正予算案件7件、令和5年度当初予算案件7件、その他案件4件、合計26件であります。

慎重なるご審議賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。
以上であります。

○監査委員報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員 鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君） 監査報告を行います。

監査につきましては、門馬まりえ監査委員と共に実施しました。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和4年11月分を令和4年12月20日、令和4年12月分を令和5年1月20日、令和5年1月分を令和5年2月20日に実施しました。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

次に、定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年2月1日、2日、3日の3日間、総務課、復興企画課、学校教育課、生涯学習課、出納室、議会事務局を対象に実施いたしました。

監査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認められます。

なお、改善を要すると思われた事項については、副町長、担当課長に指摘しました。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、6番、畑中大子さん、登壇を許します。

6番、畑中大子さん。

〔6番 畑中大子さん登壇〕

○6番（畑中大子さん） おはようございます。ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（北郷幹夫君） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、2番、北郷伯弘君、登壇を許します。

2番、北郷伯弘君。

〔2番 北郷伯弘君登壇〕

○2番（北郷伯弘君） 産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（北郷幹夫君） これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第1日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

3月10日から13日までは休会であります。3月14日午前9時から会期6日目を開きます。よろしくをお願いします。

以上です。

（午前10時27分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 北 郷 伯 弘

署 名 議 員 遠 藤 浩

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第1回広野町議会定例会会議録（第6日）

令和5年3月14日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（9名）

1 番	阿 部 憲 一 君	2 番	北 郷 伯 弘 君
3 番	遠 藤 浩 君	4 番	北 郷 幹 夫 君
5 番	門 馬 ま り え 君	6 番	畑 中 大 子 君
7 番	小 磯 利 雄 君	8 番	門 馬 巧 君
9 番	渡 邊 正 俊 君		

○欠席議員（1名）

10 番 黒 田 政 徳 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 智 君
副 町 長	松 本 正 人 君
教 育 長	根 本 良 政 君
参事兼総務課長	林 聡 宏 君
復興企画課長	小 松 和 真 君
参 事 兼 産 業 振 興 課 長	猪 狩 裕 一 君
建 設 課 長	松 本 周 次 君
参 事 兼 環 境 防 災 課 長	高 橋 喜 孝 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	飯 島 洋 一 君
こども家庭課長	佐 藤 尚 文 君
参 事 兼 町 民 税 務 課 長	岡 修 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	北 郷 智 恵 子 君

教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	加	賀	博	行	君
生 涯 学 習 課 長 兼 公 民 館 長	遠	藤	義	宏	君
代 表 監 査 委 員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	坂	本		淳	君
総 務 課 係 長 (書 記 代 理)	佐	藤	和	也	君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

本日書記代理を総務課、佐藤和也君にお願いしておりますので、ご了承ください。

10番、黒田政徳君より、本日第6日から第9日まで欠席する届出がありました。

ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回広野町議会定例会第6日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

5番 門 馬 まりえ さん

6番 畑 中 大 子 さん

を指名いたします。

○一般質問

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、一般質問を行います。

今回の3月定例会より、一般質問はこれまでの一括質問一括答弁から、質問事項ごとに一問一答式で行います。

◇ 門 馬 巧 君

○議長（北郷幹夫君） 通告順に従い一般質問を許可いたします。

8番、門馬巧君、一般質問席に移動してください。

8番、門馬巧君。

〔8番 門馬 巧君登壇〕

○8番（門馬 巧君） おはようございます。通告に基づいて一般質問をしますので、よろしくお願いいたします。

まず1問目、町民バス運行事業の実績についてを質問します。町民バス事業は、平成10年4月運行開始以来、25年を迎えようとしています。その間多くの町民の方々の移動の足となり、利便性の向上に大いに寄与してまいりました。しかし、町人口構成も時代の変遷による変動もあり、大きく変わったのは、まず広野火力発電所の1号機から4号機運転休止による本町に駐在する社員の減少と、それに拍車をかけたのが震災原発事故による放射線被曝への不安から移住等が大きな要因かと

思われます。平成23年3月11日の時点では、本町の人口は5,490人を要した我が広野町です。このような情勢にもかかわらず、町当局の創意工夫のたまものと実績を振り返るのも、この期に臨んでの我々の責務であると思い、批判と監視の観点から質問をいたします。

1つ、町民バス運行事業中に乗車した総人数。

1つ、町民バス運行事業中に要した総事業費、それについて質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、町民バス運行事業実績についての1点目、町民バス運行事業中に乗車した人数につきましては、町民バス運行事業は平成10年度より運行を開始してきましたが、平成24年度以前の資料については文書保存期間が経過して破棄しております。現存する平成25年度から令和5年3月1日現在までの資料では、延べ乗車人数は7万8,464人となります。

ご質問の2点目、町民バス運行事業中に要した総事業費につきましては、平成25年度から令和5年3月1日現在での町民バス運行事業に係る総事業費は1億6,758万200円となっております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 今ほどの町長の説明の中で乗車数は7万八千余で、総事業費は1億何ぼ。

〔「6,758です」の声あり〕

○8番（門馬 巧君） それは分かりましたが、何年も遡って、文書保存期間があることは重々承知していますが、そこで再質問します。

このたびのこの質問をしようと私が思ったのは、去る2月10日の産業厚生常任委員会の席上でその他のほうで総務課長が提案されたものであります。恐らくは総務文教常任委員会もこのような扱いであったと思いますが、この提案の仕方は私はどのように考えても筋が通っていない、筋が。それは本町の重点的事業として25年もの長きにわたり意義あるバス事業であります。何の事前の協議も一度もなく、突然に2月10日の我々の常任委員会に提案された内容は、本年の5月1日からまずは公共施設を巡る循環方式に変更し、比較的遠隔地にはタクシー利用券に変更したいと一方的な決定事由のみでありました。この運びは町長、残念ながら私も議会軽視も甚だしいと断言せざるを得ません。町民主体の重大事案という考えに立てば広く会議を興し、全員協議会の場で丁々発止の協議をすべき、25年もの歴史ある重大な問題であり、この町長の姿勢であったのではないかと思うのです。私は当然そうあるべきであったと思います。町長はそうしなかったのは案外この問題を軽く

受け止めて、あるいは我々議会がくみしやすいと考えであったのかな、自分はそう思っているのですが、我々も二元性の一翼を担ってこの場に臨んでいます。町長は残念ながらこの問題、配慮が足りなかったと思います。まずそこで、町長所見を伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） ただいま2月における常任委員会での説明にある、この公共交通機関のご説明についてのおただしにお答えしたいと思います。

今、これより2問目でご質問いただく予定となっております内容について答弁をさせていただく予定としております。門馬巧議員より令和元年の折に、デマンド型タクシーの一般質問を受けております。令和4年度においては、本日一般質問予定をいただいております畑中大子議員より一般質問を受けております。この一般質問を受けて、令和元年、令和4年度において、この政策立案については課長等会議、庁議において協議をしてきました。常任委員会に提出をさせていただく上においては、新たな新規事業ということではないことから、その他の事項においてその内容を提出をさせていただいたところでありました。今、議会軽視というご指摘がありました。ご相談申し上げながら、必要に応じて全協等でご説明すべきではなかったかと反省はいたすところであります。これがまず1点目であります。

2点目につきましては、概要としまして一言申し上げさせていただければ、これまで町民バスの運行については、その前の年にも門馬巧議員より一般質問を受けております。中学校、小学校の子供たちのスクールバスも念頭に置いたバスの利活用について、これはみかんクラブ等々、様々な社会福祉協議会においてもです。柔軟的に対応できるよう対応してきたところであります。2点目のまとめとしまして、ただいまご質問いただきましたバスの運行の実情であります。今1日約30人の運用となっている現状があります。そのことにおいて効率性を高めるということをまずこの予算措置、施策の提言については、変更については念頭するものであります。つきましては、デマンド型タクシーと循環バス、路線バスのこの捉え方をもって、住民の福祉の向上、病院、公的機関、生活を資するための交通手段をよりよいものに、この効率を維持させるための内容を検討してきたものであります。後ほど説明を申し上げてから、再度町民の方のご意見も伺いまして、内容を見直しを図り、訂正する内容について後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 町長、私は、この質問は、今回で3回目であります。それだけに自分は町民の足として大事なニーズがある、そう思っているのですが、近辺の方はあまり身近な自分の問題とは思わないかもしれないが、我々町中心部から4キロないし、5キロ範囲では足がないのであります。

そこで、角度を変えますが、私もこの質問書を提出後、局長よりこういうご指導連絡がありました。文書保存期間がありまして、10年縛りがある。これは分かりますが、それ以前のことについて

は推計値になるかもしれません。こういう指導がありました、今の1億6,000万の値は推計値なのですか。あるいは正規の数字になるのですか。10年以前のは、この1億6,000万の値は答弁いただきましたが、これは10年以前のは含まれない、そういう理解でよろしいのか。全くの推計値なのかお示してください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 25年以前の数値は含まれていません。ということで、実績値になります。答弁申しましたように、平成25年度から令和5年の3月1日までの10年間となります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） そこで思いついたのは、ある学術組織には「三つの無」という言葉があります。いわく、無目的、目的がない、あるいは無制限、無計画に収集し、保管するときの組織の方々の理念だそうです。内容は博物館の動物の骨格標本の収集があるそうです。ある意味我々の公文書であるこの文書も同じものとは言えないまでも物の見方によっては標本的なものであると思うのです。たとえ今必要なくても、10年、20年、30年、あるいは50年後の誰かがそれを必要とするかもしれない。こんな考えに立って引き継ぐことはできないものではないでしょうか。もちろん、内々申し上げました文書保存の規定があるものは重々承知していますが、恐らく本町は文書の保管状況は紙ベースでしょう。この方法では容積が必ずや将来的に少なくなることは必定です。本町でも時勢に合わせた町民の共有財産である情報を電子化にして、今は価値がないものであっても将来貴重な財産となるかもしれない、との考えに立って今回の私の質問に対する回答は、平成25年以上の前は分からない、そんなことがないような仕組みにできないものか、改めて町長に伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 文書保存についての捉え方、展望、そして本県の将来系にわたる展望についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の文書保存期間を念頭とした文書保存については、これは県当局の指針等々を念頭しながら、文書管理というものの保存の適正な管理を今日まで来ております。ついては、電子マイクロソフトでの保存等々議論してきたところでありまして、ついては今おたじいただいたことにおいて、本件を念頭にこの文書保存の在り方というものを再検討したいと、再検討いたします。つきましては、例えばこの本件が今25年の経過をして、そして20年経過をしている過去に遡り、そのデータを機械的に焼却していいものなのか。内容によっては、それをその文書に置き換えて保存する必要性もあったのではないかと考えるものであります。この文書保存については、再度検討いたしまして、ご報告を申し上げたいと思います。

2点目につきましては、福祉交通、公共交通の展望についてであります。福島県内双葉地方を捉えた際に、住民、地域エリア全体を俯瞰をして、公共交通に対応しているのは広野町だけあります。いわゆる生活の利便性を図り、かつ避難生活から今戻って12年が経過をしました。おたじ

をいただきました令和元年から令和4年度に向かう4か年にわたって計画的に協議を行い、現況を精査をして、そしてご質問のいただいている町民の生活を守るということを捉えて検討してきたところであります。つきましては、繰り返しとなりますが、公共交通の在り方について、2問目でご返答いたしますが、この交通維持というものはしっかりと捉えなければならないと、帰還をしてから何よりも大切なのは生活を守るための交通機関であります。免許の返納制度も今実行されております。この生活が大きく変化をしている中において、町内において包括ケアシステム、福祉のこの町内におけるどこでも生活の様々な支援を受けることができ得る体制をつくる、その基盤となるのは交通手段であります。その交通手段をより強固に、堅固に、今おただしのように、令和5年を迎えて、これからの10年先、20年先、30年先、広野町内における町民の生活の基盤をなす交通体系を確立をする、その展望に当たってきたところであります。つきましては、内容について精査をしながら、さらなる町民の生活の利便性を確保していくことをしっかりと取り組んでまいるといふ今現況にあります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 最後に町長、町長は大事な場面の挨拶とかにはよく引用します4文字熟語がありますね。継往開来、大事な言葉です。その意味を言いますと、1つは伝統を受け継ぎ、それをさらに発展させて、未来を切り開く。2つ目は、先人の事業を受け継ぎ、未来を切り開く、そういうことであります。まさに私は、今広野町が置かれている立場、全てがこの継往開来にマッチすると思いますが、これは非常に私は優れた言葉であると理解しますが、この言葉を今自分が質問をして、同じように合致しませんか、マッチしませんか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 継往開来という概念は、今私たちが東日本大震災から12年、この復旧、再生、創生へと取り組んでいく際に、自治体として町のアイデンティティを掘り起こして、町の独自性というものをしっかりと新しく未来に切り開いていく、そのことを先人各位が取り組んでこられた。町は令和のこの時代を迎えて、町制施行八十有余年を経過をしております。この間において、生活様式が、そしてまた生活の求めが様々に変化をしています。様々な世代間を超えて、そのニーズにしっかりと応えることができるように、計画性を持って、そして町民のニーズに応えることができ得る体制を確立しなければならないということを念頭とするものであります。

当公共地域交通機関の展望については、重ねてお話をさせていただきますが、これまでの実績を捉えて、そして変化していく生活間のありようをしっかりと捉えて、そして交通機関が、繰り返しとなりますが、30年、50年先もしっかりと堅持することができるように、機能性をしっかりと捉えて、そして見直すところは見直して、新しい未来創造を構築していく、その概念、その念頭して、令和の元年から令和4年度を迎えて、そして令和5年度に前進していきたいと念頭するものでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 2問目に入ります。質問2問目、デマンド交通体系の構築についてを質問します。

我が町の人口は、本年1月末、住基人口4,600人、65歳以上1,551人、高齢化率33.3%であります。少子高齢化が進んでいます。さらに後期高齢者人口703人中、100歳以上が5人います。このような人口構成の中で、このたび広野町地域公共交通活性化事業なるものを提案を受けました。町中心地は巡回バス、我々遠隔地はタクシー券発行、年間2万4,000円の政策です。この政策では、我々遠隔地町民は生活が成り立ちません。デマンド交通については、私が令和元年12月定例会、畑中議員が昨年12月定例会において、それぞれ一般質問をしました。町長は、なぜ我々が望む提案を真摯に受け止め町政に反映されないのか。代わりに提案されたのが循環バス事業、タクシー券利用事業であります。バス事業地域においては、当該事業継続中は安泰でしょう。しかし、タクシー券利用地域は年間2万4,000円と有限です。このことは、町民の間に不公平感を惹起させ、町民が行政に対し不信感を抱きます。これはまさに地域間の差別、そうなります。本町において私の知る限り、このような差別政策は記憶に全くありません。このような政策は絶対に取りるべきではありません。そこで私は、次の提案をいたします。

1つ、デマンドタクシーの利用については、本人が所定の場所に連絡をする。

1つ、利用については、65歳以上の町民に限る。

1つ、利用者は、1乗車につき300円を負担する。

1つ、利用範囲は町内のみとするが、距離の制限はないものとする。

1つ、1日当たりの利用回数については、制限がないものとする。

この5点を提案します。町長の前進ある前向きな提案をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、デマンド交通体系構築につきましては、町はデマンド交通を含めた地域公共交通の在り方について、継続的に協議、検討を行ってきました。デマンド交通体系の構築を実施する場合、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業において、区域運行の許可を得る必要があります、道路運送法に基づく、町が設置する地域公共交通会議において協議した上で、管轄の運輸支局に運行に関する申請を行うこととなります。町内には民間タクシー事業者1社が運行しており、運賃が安価で、かつタクシー同様の運行を行うデマンド交通を導入した場合、同業となるタクシー事業者との競合が生じ、民間事業の圧迫となるおそれがあり、町が事業主体となるデマンド交通に取り組むことは困難であると受け止めております。

デマンド交通は、使い方によっては地域住民の移動手段の確保に向け心強い味方となってくれる可能性はありますが、一方で、予約の煩わしさや乗り合いへの抵抗感、予約の多数による時間的な正確性が不明確、高い1人当たりの輸送コストなどの課題があります。このことを踏まえ、人口減少及び高齢化の進行による交通弱者の増加に対応するため、町民バス運行事業及びタクシー利用料金助成事業の総合的な見直しを検討してきました。

広野町地域公共交通活性化事業NOSSE（のっせ）につきましては、令和5年2月の常任委員会においてご説明しましたとおり、これまでの町民バス運行記録を基に、利用者が多い病院、公的機関及び生活に必要となる移動の効率を高めるため、1週1時間以内程度で循環する新たな路線を運行することとします。

重ねて町民のご意見を基に再度検討を行い、循環バス経路外の区域においては、週1回の定時運行をすることとします。また、タクシー利用助成券においては、循環バス経路内は1万2,000円／年額、循環バス経路外は3万6,000円／年額として運行することとします。

地域公共交通の見直しにより、循環バス経路外の住民の方々の病院、公的機関及び生活に必要な移動において、町民お一人お一人の利便性、交通機能の効率化が図られることとなります。

今後も町民の声を捉え、広野町地域公共交通活性化事業NOSSE（のっせ）の運行により福祉の向上に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 自分は現在マイカーの方の、将来の予備軍であろう5名の方に今回の政策を説明し、お尋ねしましたが、まず、バスがなくなって、タクシー利用料金2万4,000円では間に合うのか、この心配がまず先に立つようです。実は私、去る2月21日、22日のこの両日に町民バスに乗車してみました。そこで感じたことは、乗る年齢層は多様ですが、押しなべて高齢者あるいは後期高齢者と見受けられる方、21日、22日の2日間で私を除いて男性は2名でした。そのことが何を表すか。いわゆる男性はまだ免許を持っている方だと思います。そんなことも感じながら何よりも強く感じたのは、寒い中バス通りまで出て待つ身のつらさ、雨風もあります。雪もあります。そんな中、風邪など引いたら最悪な状態です。このような、様々な事案を勘案しまして、ぜひデマンドバスにして、利用者、町民の玄関から行き先の玄関まで、いわゆるドア・ツー・ドアの使い勝手のいい制度に改めてみてはいかがでしょうか。まず、行政の提案だと町民間の差別化につながり行政への不満のマグマがたまり、あるいは道の駅問題と合わせ、やがては大きな流れになるかもしれません。今回の問題については、即町民の方が総務課に抗議に訪れたと聞いております。今までにこのような町民が抗議に訪れるような問題はなかったと思います。それだけ移動の手段のない町民は切実な問題であるわけです。このように自分は全てが今値上がりの中、年金生活や後期高齢者等はますます町での生活が成り立ちません。この上町民に心配や不安を抱かせる政策はするべきではない

と私は思います。この事業開始は、25年時の町の執行権者は故大和田清人氏が公約に掲げ実現した事業であります。以来、町民になれ親しんだ歴史ある町民バスであります。町民の中には、いわゆる惜しいな、愛惜の感情を抱く人もなきにしもあらずです。私はデマンドタクシーこそが今の時勢に合った交通手段であると固く信じています。町長は所信表明の中、施政方針の中で触れました必要な人に必要なサービスを、まさにこのバス利用のコンセプト。町民が望んでいるタクシーこそがまさに最適であると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま公共交通機関の展望について、住民のニーズに応える、議会を捉えることを重視せよと、そしてこの循環バス、路線バスをなくすことなく、出口から出口へという利便性を念頭として高齢福祉に当たるべきであるということのおただしにお答えしたいと思います。

まず、今般の公共交通機関の展望については繰り返し申し上げてまいりましたが、令和元年から令和4年度において検討を繰り返してきました。今被災地においても、広野町の公共機関は30年、50年先に残していくことを念頭として、そして少子高齢化の高齢福祉を念頭として、町民の生活を守ることを念頭として捉えてきました。ただいま2問目で答弁申し上げましたように、循環バスと路線バスは従来どおり堅持するという見直しを図ることといたしました。路線バス、周の中に入れるということで見直しを図りました。そして、タクシーチケットにおいては、差別化という捉えにおいて、差別化にならないようにと配慮してからのことでありましたが、経路内と経路外において、科目でいう2万4,000円のタクシー利用券の予算措置の中で、経路内と経路外において3万6,000円、1万2,000円と現行に順応できるように、そして利便性を高めることについては、自宅からその目的地まで提供できるように、タクシーを利用できる方策を新たに捉えていきたいと。それがおただしをいただきましたデマンド型タクシー運行であります。繰り返し町民の声を捉えて見直しを図ってきたところであります。つきましては、本定例会が終えて、3月の末から4月上旬に向けて全員協議会を開催したいと提案を申し上げたいと思います。4月の中旬以降において町民の説明会を予定しております。つきましては、繰り返しとなりますが、町民バス運行事業を将来系にわたって継続することと、住民の生活の利便性を効率性を高めること、その利用される方々の目的に順応でき得る柔軟な対応に当たっていくことを捉えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君に申します。

残り時間僅かとなりました。よろしくお願いします。どうぞ。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 最後の最後に伺います。これまでも檜葉町では我々が提案している内容で今現在運行し、町民に非常に喜び得て、好評であると聞いています。ぜひ本町でも今町長がおっしゃったような見直しもあり得る、この表明に期待を込めまして、私の質問の趣旨に十分に合致する内

容であれば、私も納得しますが、そうでなければさらに詳細に無理をしてもまた一般質問をします。
よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） これで8番、門馬巧君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 正 俊 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、9番、渡邊正俊君、一般質問席に移動してください。

9番、渡邊正俊君。

〔9番 渡邊正俊君登壇〕

○9番（渡邊正俊君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

1項目め、物価高騰に対する農家支援対策について。米価の安値、農業用肥料等が高騰し、農業経営の圧迫が懸念されていますが、町の基幹産業と位置づける持続可能な農業を守るために、5年度において新たな農業者支援対策等は考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 9番、渡邊正俊議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、物価高騰により農家支援対策についての5年度において新たな農業者支援対策は考えているのかにつきまして、国内はもとより、国際社会情勢を踏まえた米価の安値、農業用肥料の高騰により農業経営が圧迫されている現況において、農家支援に取り組んでいきます。

担い手不足による農業の衰退や地域の荒廃が懸念される本町の農業において、農地を守り農業の持続的、安定的な発展を図るため、農業者の確保、育成及び定着を目的とする認定新規就農者等に対する収入補填や家賃補助、就農研修生を受け入れた農業法人等に対する指導料補助を行う新規就農者確保促進事業、認定新規就農者等が農業経営開始、規模拡大等に必要なものを購入する費用を支援する新規就農者経営支援事業、圃場整備事業により区画が大型化されたことや少ない担い手へ農地の集積が進んでいる現況において、効率的に農業を行うためには農業機械の大型化が必要であることから、農業機械の使用に際し必要となる大型特殊自動車免許及び牽引免許取得に係る費用の一部を支援する農業者大型特殊自動車免許等取得支援事業、認定農業者、認定新規就農者等が作業の省力化や農業生産の効率化を図るため、ICTやロボット等を活用したスマート農業を導入する経費の一部を支援するスマート農業導入支援事業に取り組めます。

地域の特性を生かした振興作物を奨励することにより、農地を守り、生産農家の収益向上と生きがいをづくりを目的として、大豆、ソバ、飼料作物、野菜、麦、花卉を生産出荷する農業者に対し、

広野町振興作物収穫補助金を交付し、支援します。

今後も農家支援対策について、農業従事者の拡大を図り、環境に配慮した持続可能な農業の展望に向けて、社会情勢を鑑み、農業に従事する方々の意見等を捉え、取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） 5年度の今町長から新しい農業に対する支援事業等の説明をいただきましたけれども、今町長も申されました。農産物の安値、特に米の安値がずっと続いているということがあります。そして、ましてや、今年度、令和5年度の生産費というものが肥料の高騰によって上がろうとしている。肥料がどのくらい上がるのか。当地方で作付されるコシヒカリ、それから天のつぶ等における肥料費が50%から上がる、全て。去年3,740円だったのが、5年度は5,731円、53%、そのくらいの値上がりになってくるということで、しからば取り巻く今の米の総生産費というのは10アール当たり幾らかかるのかということになってくると、令和4年度の統計はまだ出ていませんけれども、令和3年度の統計において、反別耕作面積率ではそれぞれ違うのですけれども、総括してならして12万8,000円ぐらいかかる、10アール当たりという統計です。しからば、当地方の生産物、米等出荷した販売金額は幾らぐらいになるか。この地方の平均的な生産量、それから鑑みていくと、530キロぐらい、コシヒカリで見て。総販売量が10万1,000ありました。2万6,000円から2万7,000円ぐらいの大幅な現状ではマイナスというような傾向が出ている。しからば、これを何で今まで続けてこられたのかということになってくると、自分的にちょっと計算してみると、労働費の3万3,000円、10アール当たりかかっているということと、単価を下げて、労働費で何とかツープイにしていると。労働費は見られないということと、あと減価償却費。減価償却した機械類を、施設類を長期にわたって使っていることによって減価償却費が農機具等のコストがダウンしている、それによって賄ってきたというのが現状です。町長も今大規模化、拡大に対しての様々な助成措置、それから行くとやりましたけれども、この生産費をツープイできるような、規模面積でいくと15ヘクタールからの経営規模にならないとさっき言った生産費は賄えない、平均的な生産費は賄えないというような統計の結果です。統計の結果です。ということに出しております。

これから当町においても新たな農業を始めようとする人がおると、そういうふうに承知しておりますけれども、なかなかこういう状態では担い手が育たない。後継者が育たない。もう農業政策というのは、もう言いました。私たちがもう昔から後継者問題というのはいつの時代も語られてきた、そういう問題なので、これといった決め手というのはない。これといった決め手はない、今になってそのように思うわけでありましてけれども、ただししかし町の基幹産業である農業というものを衰退させるわけにはいかないし、様々な農業というのは、一番私が思うのは多面的機能、農業大事なところは多面的な機能。物理的な多面的機能もあるでしょう。洪水対策から、水害対策から、今言われている田んぼの持つ機能、田んぼダムとか洪水対策に田んぼに一役買ってもらおうというような対

策から。多面的な機能というのは、人の心の中の機能、地域を荒らさない、景観を守る、それが一番農業としての機能だと、役割だと。全てがそうです。震災以降も、あの当時の荒れた地域を見て、みんながこれでは駄目だと、地域が荒れると同時に人の心も荒れる、そういう思いを持って元に戻すことに取り組んだ思いがありました。

町長、広野町、昨今基盤整備がなされました。そして、これから残っているところも町長は7地区基盤整備を進めていくというような施政方針でやられております。基盤整備も含めて取り組んでいくということでしょうけれども。農地を守って将来に引き継いでいくためには、より効率的な基盤というものを維持、そして改修していかなければならない、そういうふうに私も思っておりますけれども、改めて町長の考えをお聞かせください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 農業の震災以降に私どもが歩んできたその時間の中で、景観を守る、基幹産業を守る。人々の心を景観から捉えて、農業という基幹産業を捉えて、生きる喜びを捉え、そして帰還を捉えて今日を迎えてきました。広野町内には230ヘクタールの耕作地があり、今現在180ヘクタールの耕作まで戻ってきています。畑作は30ヘクタール、あるところにおいて今約10ヘクタールほど耕作に至っております。認定農業者の方が、そして農業計画に基づいて申請をする農業者の方、これは農家の戸数で捉えられると受け止めますが、約90戸ほどの方々が今広野町の農業を支えていただいております。その中に認定農業の方々が23名いらしていただいているということでもあります。この多面的な機能というものを捉えて、そして農業を持続可能なものとして、双葉地方からの多くの方々に受け止めていただく特産品として特栽米ひろの米が誕生してから、今日のこの日を迎えております。ついては、今般申し上げました農業を継続、持続させるための新規事業、5事業を令和5年度において計上いたしました次第であります。ただいまおたしをいただきました、この農業の経営の持続に当たっては、今現在、労働費はもとより、機械設備等の減価償却、これは当初、震災以降、様々な国、県からの補助金を捉えて取り組んできたものでもありました。今10年を経過をして、また新たな10年が始まって今2年にあるわけであります。ついては、これまで同様、国と県としっかりと協議を行って、被災地における、双葉地方における農業存続に向けた、新たな展望に向けた必要となるものの施策というものを県ご当局と協議をしていきたいと考えるものであります。私も現在、県農業会議の理事として参画をさせていただき、取り組んできております。また、県内の産業の役員として取組をさせていただいております。県当局の農政部局としっかりと双葉地方における今先駆けて農業が進展している広野町の現況からの新たな展望に向けて、従事される方々の意欲と新規就農者の誕生が受け止めていくことができるよう、協議をしながら取り組んでいきたいと。そして、町独自の必要となる支援を講じていきたいと考えるものでございます。答弁で申しましたように、農業従事者の方々のご意見を捉えて、新たな圃場整備が70ヘクタール終えてからの展望に当たっていききたいと考えるものでございます。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） ありがとうございます。当町においては、農業を守っていくのにどうしたらいいのだ、農地を守るにはどのようにしていけばいいのだということで発足したのが平成26年、マスタープラン、営農再開マスタープラン、それから始まって、29年にそれが再開、マスタープランは広野5地区から立ち上げたと思うのですけれども、始まったのです。それから、人・農地プラン。29年、人・農地プランにそれが移行して、本日まで様々な経過、それから部落の座談会から何からやって、29年からかけて7地区、細部にわたってそれぞれ立ち上がったのが人・農地プランとして7地区が立ち上がって、そして令和2年度部落座談会から何からやって、それを5地区に取りまとめて、大きく広野町5方部にまとめて、人・農地プランが立ち上がって、それぞれの担い手はその集落で推薦を受け、承認を得て、現在の姿になっている。21、私は記憶しているのですけれども、個人、法人で広野町21人だったと記憶しております。その人がメインになって、広野農地を支えていこうということで、そして今年の2月から町長の施政方針で申されておりました。人・農地プランが地域計画へ変わっていくのだ。名称の変更になって、今度は人・農地プランで21個人、法人の人らがそれぞれの生産者と個人から土地を契約して借り受けて、営農を継続していくために、今度地域計画。というのは、その借りた土地をその個人個人がそれぞれ集約化していこうというような地域計画ですよね、地域計画は。そして、農業の効率化を図ろうと、それが今年度から始まっていくということが今後の方針だと、地域農業においてはそういうふうに理解しております。ただ、そこにあって、効率化を図ると同時に、町長も振興作物も進めていく。前も申しましたように、広野、水田の状況によってザーサイとか大豆に転作ってなかなか難しいところがある。ただ、畑地化するのに様々な助成金があることも承知しております。しかし、畑地化した後に、また水田に戻す、そういう何年か後に戻さないと様々な弊害が出てくると、そういうことも承知しております。だから、一概にどうしろ、ああしろというのはなかなか難しい、農家経営、現状の圃場整備の状況では。もう基盤整備の段階で、ここは畑地だよというような形でしないと、水田として整備したところを畑地化というのはなかなかちょっと難しい、それが現実としてあろうかと思われま。

そしてもう一つは、広野でやっている特裁米、それから有機栽培米、大変生産者も頑張ってやっておられますけれども、ただこれを町内の消費とするのなら、ふるさと納税とか何かに使う分で始まったわけですが、系統に出荷した場合、有機米とか特裁米とか、J Aのほうで、農協のほうでその販売系統が確立されていない、現在は。現在。だから、有機米としても、一般米として扱われてしまうと、特裁米としても扱われてしまうというのがあります。それを町長、J Aのほうに、広野の特裁米として数は少ないかもしれませんが、ひとつその辺をJ Aのほうの、場は違いますけれども、何かの折に特裁米としての販売経路の確立もひとつお骨折りをいただき、そういうことをお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 有機農栽培の広野産米、ひろの米のＪＡにおける販売ルートの確立について
お答えしたいと思います。

特裁米として取り組んできた。ふるさと納税制度でご購入が届かない場合、ＪＡ並びにイオン等々で捉えていただけてきましたという経緯があります。つきましては、このひろの米の農薬を50%に抑えた特裁米を商品価格、この価値が担保されて捉えていくという前提で取り組んでいくということが必然であると捉えてきております。つきましては、ＪＡのほうに改めて販売のルートの確立を確認し、展望していきたいと考えます。特裁米の将来にわたる堅持、展望というものをしっかりと捉えていきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ９番、渡邊正俊君。

○９番（渡邊正俊君） ありがとうございます。町長も昨年の12月の定例会で、４年産米の報告がありました。広野産の１等米比率が95.5%になったと、大変うれしい報告があります。というのは、町長も生産者の方に、その努力だと、４年産米前からの、その要望に徹した。これに対しても町の必要な支援事業があるわけですが、そのおかげでそれに達したということで喜んで。というのも、これも生産者の一つの努力というのも、１等米比率が上がったのは、私が考えるに、今さっき言った21個人、法人の生産者が、それぞれが設備投資をして品質の統一を図っているということは、異物を取り除く機械を皆さんが導入した。この法人、個人の方、やっている方が、ほとんどの方が品質を保持するために選別機を、皆さん高い投資をしてそろえたと、その結果がこの結果になっていると、そういうふうに思います。ただ、この生産者、町内の皆さんも、何とか町の基幹産業である農業を守ろう、そしてこれからのやっている方も後継者も心配しながら現在やっています。これからどうなっていくだろうということで心配しながらやっています、皆さん。その辺も鑑みて、これから町の助成措置も私考え、思うに、20項目からの納入に対する大変なきめ細かい助成が構築されております。それらをフルに活用して、何とか広野の農地を守っていただかねばならないと、そういうふうに思います。ひとつこの支援事業に対して、現在の広野町の厳しい財政の中ではありますけれども、基幹産業の農業を守るためにひとつよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

次の質問に入ります。企業誘致について。令和４年度をもって東町産業団地が完成見込みであります。駅東側開発整備事業第１期の空いている区画を含めて、企業誘致の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の２番目、企業誘致の見通しにつきましては、福島イノベーション・コースト構想から、廃炉、ロボット、エネルギー、環境リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の各分野において、新たな産業基盤の構築と具現化を進めるため、既に完成している広野工業団地、駅東側産業団地並びに令和５年３月に完成する東町産業団地の整備、企業誘致を進めてきました。これまで広野工業団地には、震災後撤退した株式会社三豊の跡地を再造成し、福島広野レミコン株式会社、株式会社レイス、株式会社ベルテクノプラント工業、常盤共同ガス株式会社、有限会社三輪鉄工所が進出、工業団地南側に新たに造成した敷地には、東京パワーテクノロジーが進出し、現在20社が操業しています。駅東側産業団地には、オフィスビル広野みらいオフィス、ビジネスホテルハタゴイン福島広野、馬場医院、広野薬局、広野町商工会、株式会社大和田測量設計、エムデービー株式会社、大和ハウス工業が進出しました。東町産業団地では、先行して進出した有限会社ライジング、進出が決定している善美運送株式会社があるほか、数社と進出に向けた話合いを行っています。現在、震災以降、約60社を超える企業が進出している現況にあります。

今後、企業誘致の見通しとしまして、福島国際研究教育機構F—R E Iの展望へ向けて、大学などの研究機関と連携し、福島イノベーションコースト構想、福島国際研究教育機構F—R E Iに参画する企業など、イノベーションを起こす意欲のある企業進出を念頭に、住環境の整備と併せ、就労環境、雇用の場の創出など、マッチングに取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ９番、渡邊正俊君。

○９番（渡邊正俊君） 産業団地について、今造成中の東町産業団地については間もなく完成だと思うのでありますけれども、進出企業がそこに２社は決まったのは承知して、そのほかの企業の誘致というのはどのような状況になっておりますか、現在。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 約７ヘクタールの敷地に、６ヘクタールに対して今２社が決まっております、約３分の１ほどが今決まっている敷地面積になっております。空いている敷地については、今数社と協議をしている現況にあります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ９番、渡邊正俊君。

○９番（渡邊正俊君） ありがとうございます。町長も過日の報道によって、報道によると東町工業団地も半数以上が決まりそうだというようなことも報道されておりますけれども、あそこの産業団地、駅東側、空いているのは現在は３区画でしたっけ。３区画、空いているのは。この辺はどうなっていますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 駅東側についても同様でありまして、協議を継続して取り組んでいる現況に

あります。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） ありがとうございます。なるべく様々な条件というものもあるでしょうから、企業によっても。この浜通り地方、本当にどの町村とっても企業の誘致が盛んです。その中にあって、企業を呼び込むというようなことは本当に大変だと思いますけれども、ひとつその辺も努力していただきたいと、そう思います。

それから1点、現在の企業の雇用状況、企業を呼び込むと同時に働く人がいなければならない、そう思うのですが、現在の広野町の企業の雇用状況というのはどうなっていますか。人が足りないのか、まだ働き手がいっぱいあるのか、町内に。その辺は。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま答弁で申し上げましたように、町内全体で約60を超える企業が進出をして、今日を迎えております。そして今、労働局等々の雇用調査などの数値においては、双葉地方の中で広野町は雇用の状況というものは充足する方向性の数値にあります。ついては、様々な説明会、今国、県、当局が執り行われている企業の誘致に対しての説明会があります。そういった説明会において、それはこの双葉地方の現地、そしてまた東京、郡山等々で行われておりますが、そういった企業誘致における雇用が、参画いただける方々に向けて説明という取組も同時進行で捉えているところでありまして、そういった取組説明会に参画をして、そして当町に、広野町に多くの方々が来ていただけるよう、周知を図って取り組むことについてはこれからも鋭意取り組んでまいります。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） ありがとうございます。広野町で進めている若者の定住から何から、まず働くところがなければ、若者も人が集まらないでしょうし、町の安定した税収を確保するためにも企業の誘致というものは大変重要であろうと、これもそういうふうに思うわけであります。

ひとつその辺も職員が担当課をまたいだ、ひとつ皆さんで努力をしていただいて、将来に向けた広野町を構築すべく、安定した財源を確保すべく、ひとつこれからも努力していただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北郷幹夫君） これで9番、渡邊正俊君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時50分です。ただいまから11時5分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 05 分）

◇ 北 郷 伯 弘 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、2 番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

2 番、北郷伯弘君。

〔2 番 北郷伯弘君登壇〕

○2 番（北郷伯弘君） 一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問事項 1、移住定住について。質問の要旨。全国市町村において、若い人の住む割合が少ない状況が続いています。町は、駅東側開発事業第 1 期で造成から企業事務所オフィスビル、ビジネスホテル、集合住宅、医療機関、商工会館、駅東側広場、未来の架け橋、駅構内跨線橋エレベーター設置整備を終えて、令和 4 年度には駅東側整備事業第 2 期における宅地造成が完了します。そこで、以下のとおり伺います。

①、宅地分譲について、どのような見通しを持っているのか伺います。

②、移住定住施策を実施しているが、そのような状況にあるのかご教示いただきたい。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 2 番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の 1 番目、移住定住についての 1 点目、宅地分譲について、どのような見通しを持っているのかにつきましては、駅東側で進めている宅地造成は、平成 28 年 3 月に策定した第五次広野町町勢振興計画並びに広野町まち・ひと・しごと総合戦略において、全国規模で進む少子高齢化や東日本大震災及び原子力発電所事故に伴う避難生活の長期化による人口減少に対応するため、若者の定住や子育て世代が購入しやすい魅力ある住環境の整備を目的に計画しました。

分譲を計画している住宅造成地は、1 万 8,000 平米の敷地に 47 区画の宅地を整備し、就労、医療、福祉、教育、子育てなどがバランスよく整っている快適な暮らしの創出を目指し、家族、地域が共に育むまち、豊かな自然、街並みと景観、豊かなコミュニティと豊かな空間を柱とした自然と調和し、暮らしを育むまち～Be in Harmony～をコンセプトに 5 月の販売開始に向け、事業者であるパナソニックホームズ株式会社と進めています。官民一体で住宅地の販売促進に向けたプロモーション活動に力を入れ、県内外の方々に地域の魅力を伝え、宅地分譲の完成に向けて移住

定住の促進に取り組みます。

ご質問の２点目、移住定住施策を実施しているが、どのような状況にあるのかにつきましては、移住定住施策は全国各地で実施されており、官が旗を振っているだけではうまくいきません。令和４年度において、役場内に課長補佐、係長による各課横断的に情報を共有する移住・定住推進チームを立ち上げました。令和４年６月から７月にかけて、大学教授や地元企業、ＮＰＯ法人の代表者を委員とした広野町移住定住検討会を開催し、令和４年７月８日に広野町移住定住「共生のまちづくり」促進プランを公表しました。令和４年７月２８日、様々な分野で活躍し、発信力のある方々を広野町移住定住応援隊に任命し、協定を締結している自治体や大学、企業、ふるさと福島広野会、ひろばクラブ会員、ＮＰＯ法人など広野町と関わりのある皆様とオール広野で情報発信や移住支援を行う体制を構築しました。主な事業として、役場内移住相談窓口りんくひろの、ＳＮＳ等を活用した情報発信、空き家を活用した実践事業、移住体験ツアー、インターン生を受け入れた交流活動など、他の地域にない魅力づくりを進め、広野町移住定住「共生のまちづくり」促進プランで策定した将来人口６,０００人を達成すべく取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ２番、北郷伯弘君。

○２番（北郷伯弘君） 今ほど移住定住についてご説明いただきました。ここができるということで、見通しと状況をご教示いただいたわけですが、何せテレビとか報道でも盛んにこれやっておるところで、見直しはないのかなと思うくらいやっています。そこで、基本といたしまして、若い人が住む町にしていかななくてはならないと思いますので、この間も、これは８日の朝刊かな。それで、共生のまちづくりの中で取り組んで、５０戸の開発を行い、住宅用地購入の補助制度を実施していくとありました。制度はそれなりの決まり事をつくるとは思われますが、若者たちと大いに相談をして決めていただきたいと思います。

続いて、異次元の少子化対策について。質問の要旨。国会では、異次元の少子化対策について論戦が交わされていますが、抽象的な異次元という言葉、広辞苑には日常的な空間と異なる世界とありました。国の少子化対策の柱は、１、児童手当など経済的支援の強化、２、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充、３、働き方改革の推進のようですが、町独自の少子化に対する支援策について検討されているのか伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の２番目、異次元の少子化対策についての町独自の少子化に対する支援策について検討しているのかにつきましては、町は、少子化対策事業の一環として、出産祝金、小

中学校入学祝金の支給、不妊治療、不育治療助成、チャイルドシート購入助成、広野小中学校生、こども園児の給食無料化、こども園の言葉の教育事業における教材無料化、広野中学生英語検定、漢字検定試験、数学検定試験受験料の無料化など、町独自の子育て世帯に対する経済的支援、少子化対策を行っています。平成25年度から平成29年度において、広野町からいわき市内の高等学校等への通学のための電車料金を半額助成した経緯があります。今後において、義務教育を終えた高校生の学費や習い事などの負担が増える子育て世帯の経済的支援、少子化対策に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 異次元の少子化対策について、町独自の少子化に対する支援策、いわゆる助けてことでしょうか。そのことでありますが、人に幸せを与える経済社会をつくり上げていくため、従来とは次元、立場の異なる行動の子育て政策を実現し、社会全体の考えを変えて、子育てによって経験、経歴を諦める必要のない社会をつくっていく、こんなようなことがよく言われておりますが、その中で支援となれば支援策になると思いますが、様々今町長のほうからも説明いただいて、数はいろいろあるのだなと。そうすると、いろんな立場の違いがある子供の支援策になってくるわけなのですが、そこで国でも、町でも、同じ、こうなってくるのかなと思われるのですが、その財産の支出と収入とあろうと思われそうですが、この間ちょっと聞いたお話で、N分のN乗の法則があるなんてそういうことを聞いたわけですが、その支援策によって、少し細かいのでありますが、家計簿等が記入しやすくなればよいと思われる点があるのですが、ちょっとその辺のところを。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま少子化対策における保護者の方々の経済的負担の在り方の問いに、おただしにお答えしたいと思います。

町として、国が今現在、出産子育て応援金として妊娠されたときに5万円、出産されたときに5万円ということで、国は支給をされております。ただいま答弁申し上げましたように、町として出産祝金から入学祝金まで取り組んでいく、その展望について答弁申し上げました。つきましては、保護者の方々が経済的な負担を軽減させるために、総括をして、どういう状況にあるかということを経済委員会、町でいうこども家庭課のセクションの中で、保護者の方々との意見を伺いながら施策の取組に当たってきたものであります。つきましては、今議員おただしのよう、この経済的な負担というものをしっかりと明確に受け止めて、新たな展望というものを捉えていきたいと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 新たな展望ということで捉えていただきたいと思います。

それで、今質問されている中をずっとトータルして、最終的に私的に考えたことがあるのですが、けれども、この間、こんなことで、被災地域年長者活動支援事業という、こういうチラシが入ってま

いりました。私びっくりしました。何でびっくりしたかというと、何か私にはお助けたいと私も考えて、聞いたり考えたりしたのですけれども、まさに私が小さいときによく話、こういうことで少子化も含め、技術維持も含め、ひっくるめた話になってくるのですが、何せ私らも小さい頃は、百姓をやるにしても何にしても、小さい時期に親に、ちょっくら手伝え、少し手伝え、すぐ終わるのだから手伝えということによく言われたものなのですが、嫌だなと思って、今考えてみれば、その手伝ったことが何らかの形になって残っているのです。ちょこっと小さいとき、子供の頃手伝ったことが身に覚えにあるものだから、大きくなってからもそれが役に立っている、そういう経験がやっぱりございます。それとは話は別だと思いますが、何せどこまでいっても少子化にしろ何にしても困った内容のことになってきておりますので、私としてはこういったときにはちょっとだけでもいい、こういったちょっと手伝って、少しでもいいから手伝ってくれということで、こういったチラシが出てきたことに関して私はありがたく思っております。トータルして、そんな考えでございます。

議長、以上で私の一般質問終了いたします。

○議長（北郷幹夫君） これで、2番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇ 門 馬 まりえ さん

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、5番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

5番、門馬まりえさん。

〔5番 門馬まりえさん登壇〕

○5番（門馬まりえさん） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

第1点目、がん検診の受診率について。県内の2020年度がん検診の受診率は、肺がん26.4%、大腸がん25.2%、乳がん40.9%、子宮頸がん37.6%と、いずれも前年度を大幅に下回り、過去10年で最低となりました。受診率は、ここ数年低下傾向にあったが、新型コロナウイルスによる受診控えが影響した形と判断したようです。検診は、がんの早期発見、早期治療につながることから、県は新年度、がんに関心な若い世代などを対象に乳がんについて啓発するなど、受診率向上を目指すとして発表していました。そこで伺います。

1番、当町の2020年のがん検診について、新型コロナウイルスの受診控えが考えられるような各がん検診の受診率の変化はありましたか伺います。

2点目、第2次広野町健康づくり計画の中で、行政がすべきこととして、精検未受診者に対する早期受診勧奨をすると記載されております。2020年の精検者に対する実施状況について伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 5番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、がん検診の受診率についての1点目、2020年度のがん検診については、新型コロナウイルスの受診控えが考えられるような各がん検診の受診率の変化はありましたかにつきましては、県が公表するがん検診受診率において、町は、胃がん検診が45.8%、前年度比マイナス5.4%、肺がん検診が64.5%、前年度比マイナス13.9%、大腸がん検診が60.9%、前年度比マイナス10.9%、乳がん検診が89.5%、前年度比マイナス15.7%、子宮がん検診が95.8%、前年度比マイナス5.7%の結果となっています。がん検診受診率結果の前年度との比較は、がん検診全体で平均10.3%減少しており、新型コロナウイルスの影響による受診控えがあったものと捉えています。がん検診の受診勧奨につきましては、対象者へ受診勧奨通知を行うとともに、広報ひろのにおいて受診勧奨する記事を掲載するなど取り組んでいます。国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、がんの予防及び早期発見の推進を図るため、がん検診の受診勧奨を積極的に行い、がん検診受診率の向上に取り組めます。

ご質問の2点目、精検未受診者に対する早期受診勧奨をするとされています。2020年の精検者に対する実施状況につきましては、要精密検査者への受診勧奨について、がん検診受診者への検診結果通知の際に精密検査受診勧奨通知を同封する対応を行っています。精密検査受診勧奨通知から受診期間後においても未受診の場合は、再度、精密検査受診勧奨通知を行うとともに、電話等において個別に受診勧奨する対応を行っています。県が公表する精密検査受診率において、町は、胃がん検診が87.5%、肺がん検診が100%、大腸がん検診が78.6%、乳がん検診が50.0%、子宮がん検診が100%の結果となっています。国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、がんの予防及び早期発見の推進を図るため、精密検査の受診勧奨を積極的に行い、精密検査受診率の向上に取り組めます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 1点目、受診控えがあったということですが、そう大きくあったような感じでなく、県の平均よりは十分高く、受診しているのだなということが明確に分かって安心しました。あと10.3%、これからコロナも落ち着いてきたら、また受診勧奨していただきたいと思います。

2点目の精検者に対する働きかけの状況ですが、保健衛生協会よりがん検診の結果に基づいて精検者についてははがきとか何か通知があるはずなのです。それに基づいて、町長の今の答弁によると、その結果が来て、来ない人は未受診なわけですから、町は再度受診勧奨をするということで、その結果、また通知ない人については電話等で通知をしていただいているというふうに今捉えまし

た。これはすごくいいことで、私が保健センターの所長を23年させていただいたときには保健婦1人だったのです。ですから、保健衛生協会で通知来たのをそのまま、一人では何もやりようがなかったのです。それで、受診した人はした人という形で、なかなか追跡まで至らなかったということなのですが、今回保健婦が増強されまして、ここまで未受診者に対して受診しなければ電話等の連絡をしていただいているということは大きな保健活動の進展だと思います。広野町の死亡数の一番はやっぱり悪性新生物なのです。それとあと、年度によっては若干違いますが、心疾患、それから肺炎という形になっていると思います。脳血管疾患より肺炎の人が多かったというのはちょっと私も意外だったのですけれども、それはやっぱり高齢者の方が嚥下性肺炎とかということで、肺炎になりやすいのだろうなというふうに捉えました。

ただ、やっぱりがん検診やるのは、スクリーニングして、異常のある人、早めに受診していただく。毎年がん検診をやって、精検をやっている、3年ぐらいたつとまた同じ結果だろうということで、おろ抜く方がいらっしゃる、その辺は電話をして確認していただいているということなので、おろ抜いた年ががんが動いて、レベルフォーまでになったなんていう方もいらっしゃいますので、細やかにスクリーニングした方については追跡していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。それは町民の健康を守るという町の一番の大事な役割かなと思っています。

2点目について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について。昨日からマスクが自己判断ということで、テレビではマスクつけた方、つけない人を新橋駅の前で見たり、いろいろニュースになっているようですが、これについて、国においては新型コロナウイルス感染症は、感染症法上に基づく私権制限に見合った国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態とは考えられないことから、季節性インフルエンザ等への対応と同様に、個人の選択を尊重することを基本とする考え方に転換することにより、令和5年5月8日から感染症法上の新型コロナウイルス感染症から5類感染症に見直されることになりました。そこで、1点伺います。

変更にあたっての町の取組についてはどのようになっていくか伺いたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更についての変更にあたっての町の取組につきましては、令和5年1月27日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、厚生科学審議会感染症部会の見解を踏まえ、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける決定を行いました。これまで講じてきた各種施策及び措置について見直しを行い、患者等への対応、医療提供体制について3月を目途に具体的な

方針を示すとしています。そのうち、来年度の新型コロナウイルスワクチン接種については、3月7日、厚生科学審議会感染症部会において重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や基礎疾患を持つ人らを対象に、早ければ5月から開始することを決定し、高齢者には年2回の接種機会を設け、その他の全世代は9月から12月にかけて年1回の接種を実施し、接種費用は予防接種法上の臨時接種に位置づけられ、公的負担となります。

2月20日、マスク着用の考え方の見直しが決定され、マスク着用は個人の判断に委ねることとし、3月13日から適用するほか、学校においては4月1日から適用することとしています。国は、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、医療機関受診時等の場面ではマスクの着用を推奨するとともに、医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨しています。町は、3月1日、広野町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、執務中における来庁者への対応する際において、当面の間、マスクを着用する方針を決定し、広野町社会福祉協議会、広野町振興公社、馬場医院、高野病院、花ぶさ苑、友愛会などの町内関係機関へ周知を図りました。

2月3日、福島県町村会長として福島県知事に対し、新型コロナウイルス感染症法上の5類への位置づけの変更において、ワクチン接種の全額国費負担措置の継続などを政府に働きかけるよう求め、緊急要望を行いました。

町は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴い、国から示される患者等への対応、医療提供体制等の情報把握、住民への的確な情報発信を行うとともに、新年度において円滑なワクチン接種に対応できる体制構築に取り組みます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 一番大事なのは、今町長答弁していただいたように、情報発信ということだと思うのです。今まで細かく決められていたものを、広野町民は真面目に守ってきたかなと思うのです。特に高齢者の方は、高齢者は感染すると重症化しやすいというところがありましたので、皆さん本当によく守っているなというぐらいきちっと守られていたと思います。ただこうやって過渡期というか、法の移行が過渡期だと、果たしてどういうふうにしていいのかというところの悩みもあるので、町はやはりきちんと町民にもう少し明確になってきちっとしたらやっぱり分かりやすい文章で情報発信をしていただけるといいのかなと思います。

あと、9月から12月に、公費がどうなるか分からないですけれども、一応公費負担があるとして、インフルエンザとコロナワクチンの予防接種がどちらかというと後半、今インフルエンザも秋口から12月頃になってきますし、その辺が重なるので、その辺の注意喚起も高齢者の方に予防接種の体制がきちんと通りましたら、分かりましたら、分かりやすく文書なりに回覧なりでやっていただければ助かるなと思います。

町内の本当に5回のワクチン接種については、町のほうが本当に対策本部を立てて、ワクチン接

種に行ってもきちんと誘導して、職員の皆さんが体制をびしっとしてやっているのは、もう町民の方も本当に分かりやすく、親切に実施していただいたところでは感謝していると思いますので、またさらに新しい形になってくるときに、その辺について分かりやすくお願いしたいなど。一番は、私は病院で発熱外来という形で、馬場先生に電話して、では病院の後ろのほうで待っていてくださいなんていう形で、薬局も中に入っていけないで待っていてくださいって形で、その辺がどういうふうになるのかなというところは、発病したとか熱出したっていつて疑われるときに一番患者さんは不安なところだと思いますので、その辺も丁寧にどういう体制でやるのかというあたりは情報発信していただけるといいかなと思いますので、町のこれからの取組について伺いましたので、コロナワクチンについてはこれで終わりにしたいと思います。

それから、3点目として、公立小中学校の学校図書館について。読売新聞に、12月から1月に向けて3回ほど今年度の公立小中学校図書購入予算などに関する全国調査があり、県内では福島市、会津若松市、会津美里町で実施されました。文部科学省では2026年までに全小中学校で学校図書館図書標準で示す蔵書数の達成に向け、十分な図書費の予算を確保していると答えています。

そこで、当町における小中学校での蔵書数は達成されているか伺います。

次に、調査から古くなった本の廃棄を学校で廃棄するよう勧めていない自治体が25%あったそうです。文部科学省では、学校規模に応じた蔵書数の目安、学校図書館図書標準を定める一方、子供が古い誤った知識を得たり、読書意欲を損ねたりしないように利用価値のない本の廃棄更新を促しているとのこと。そこで伺います。

2点目、小中学校については、学校図書館図書廃棄基準を参考に廃棄を勧めているか伺います。

3点目、最後に学校図書を活用して子供たちにどのようなになってほしいか伺います。

教育長、よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長 根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君） ご質問の3番目、公立小中学校の学校図書館についての1点目、当町における小中学校で蔵書数は達成されているかにつきましては、文部科学省が定める学校図書館図書標準による標準蔵書数は、広野小学校は6,040冊、広野中学校は6,080冊となっております。令和5年3月1日現在、広野小学校の蔵書数は1万6,590冊、広野中学校の蔵書数は3,476冊となっており、中学校において2,604冊の不足となっております。

ご質問の2点目、学校図書館図書廃棄基準を参考に廃棄は勧めているかにつきましては、公益社団法人全国学校図書館協議会が学校図書館の蔵書の廃棄、更新の基準として公表している学校図書館図書廃棄基準において、購入から10年を経過したもの、記述内容、表記等が古くなり利用価値が

失われたもの、新しい学説や理論が採用されていない図書で史的資料として利用価値が失われたもの、図版資料における変色が著しいもの、改訂版や新版が刊行されて利用価値が失われたもの、破損、汚損等により書籍としての魅力が失われたもの等を廃棄、更新の対象として示しています。広野小学校、中学校においては、購入から年月が経過しているもの、破損したものを主に廃棄しております。正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点、読書衛生上の観点から、適時、適切に廃棄及び計画的な図書の更新に取り組んでいきます。

ご質問の3点目、学校図書を活用して子供たちにどのようなになってほしいかにつきましては、学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である読書センターとしての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする学習センターとしての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集、選択、活用能力を育成したりする情報センターとしての機能を有しています。読書活動における利活用に加え、様々な学習、指導場面での利活用を通じて、児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の育成、主体的で対話的で深い学びを効果的に進める基盤でもあります。町は、令和5年度において、学校司書の配置と、書籍の登録、貸出記録のシステム化を図り、図書館展示や案内を工夫し、児童生徒の書籍への関心、読書への意欲を高め、読書活動を推進していきます。情報過多の現代社会において、情報機器による情報収集のみではなくて、学校図書館を活用して自主的、主体的に学習活動や読書活動を行う児童生徒、図書への関心を持ち、より多くの図書に触れ、読書を介した疑似体験による経験値の蓄積、物の見方、思考のシンカ、深まり、進展、新化、新しくする方向性により、心情豊かで創造的な活動を行える児童生徒に成長できる環境整備に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） では（1）、蔵書数ですが、広野小学校1万6,590冊ということで、私もコロナになって小中学校の卒業式とか入学式ずっと欠席していたので、広野小学校の図書室というと、体育館に行くところの左側の図書室がずっとイメージにあったものですから、今回、小学校に行って図書室を見学させていただきました。そうしましたら、本当にこんなに変わって、こんなに楽しそうな図書室になったのだと思って、すごくわくわくしたのです。町長の所信表明の中でも、図書館司書という形で、今後そういう方を採用して、図書の整理に当たったり、教育長が言った貸出しに当たったりということでは、私はすごく、私が見ても図書館わくわくしたものですから、子供たちは活用したらもっと違った面が見えて、楽しそうだなということで、図書館見学をしてきましたので、ぜひ父兄の方なんかにも図書室に興味を持っていただいて、親と子が一緒に本を読めるような状況になればいいなと思っています。

それで、中学校は図書の数が少ないのですが、今後どんなふうにしていきたいという希望あるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 教育長。

○教育長（根本良政君） ただいまの門馬まりえ議員のご質問であります、中学校での図書については、2,604冊ほど不足しておりますが、これは東日本大震災等で図書が汚染されてしまったり、あるいは汚損という形、破れたりカビが生えたりと、そういうことで廃棄をした結果であります。令和5年度の当初予算のほうに、この図書購入費を大幅に計上させていただきました。ご了承いただければ、中学校の図書館も蔵書数を確実に増やせるものと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 読売新聞の調査では、廃棄しない、行政においては何か議会のほうから、これは広野ではないです。中部地方の行政においては、達成率が低いと市議会から批判されるので、古い本も廃棄せずにそのままにしておくという調査の内容が入っていました。今、中学校は古かったので、カビが生えたり、汚染されたりというところでは、これから少しずつ増やしていけばいいのかなと思いますので、今の中学生に合ったような興味のある図書を増やして、やっぱり本に手をつけて、手をかけて自分で開いて調べることができればいいかなと思います。これは、これで終わりにしたいと思います。

図書基準の廃棄については今述べさせていただきましたので、3番目の、最後の学校図書を活用して子供たちにどのようになってほしいかというところで、教育長の説明を聞かせていただきましたが、読売新聞で紹介されていたのは、大分県の玖珠町で学校図書館を最大限活用しているというところで、モデル地区のような形で、全国各地の参考になりそうだというのが載っておりました。ここは、日本のアンデルセンと呼ばれる童話作家、久留島武彦さんの出身地で、以前から子供たちに読書を推進するような土壌もあったそうです。出産すると絵本を2冊ずつ配ったりという形で、生まれたときからそういう絵本とか本になじんでいた地域だということでした。この学校の調査のびっくりしたのは、学校図書館年間当たりの貸出冊数が、全国49冊なのに、145冊も小学校で貸し出されているような、中学校では全国9冊なのに、36冊貸し出して、本になじんでいるということなのです。結局、いろんな本を読むということで、読解力や表現力がすごくあるというところで、私もこれを読みながら、ああ、そうだなって。看護学校受験したときに、個人面接はうまくいったのですが、集団面接で全然しゃべれなかったという自分を思い出して、そうだ、私、もう圧倒されてしまっちゃべれなかった自分を思い出して、それからこれでは駄目だって、どんな人でもしゃべれるようになろうとっていろんな本を読んだのを覚えています。それで、やっぱり読書を基本にして、ICTを活用していかなければならないというのがこの学校のコンセプトだそうで、私は、私たちの知らないところでいろんな学校の取組があるのだというところで、私も勉強させていただきましたし、これから広野町を担う子供たちのためには、ぜひやっぱり町の生き残りは地域の未来を担う子供たちの教育にかかっているということをお話ししていますので、私たちも子供たちや子

供を育てる家庭を応援して、お母さん方に声をかけたり、大変だねって、ご苦労さんだねって声をかけたりしながら、やっぱり町全体で子育て、教育に力を入れていくという形を取っていくような方策が必要なのかなと思いました。そして、子供がうちで本を読んでいたれば、親も本を読む。テレビも何も、スマホもみんな消して、1か月のうち1時間でも30分でも本を読む時間を取っていくと、やっぱり先ほど教育長が言ったように……

○議長（北郷幹夫君） 門馬まりえさん、ちょっと今、お諮りいたします。

ただいまの時間は12時ちょうどでございます。5番、門馬まりえさんの一般質問が終了するまで会議時間を延長したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、5番、門馬まりえさんの一般質問が終了するまで時間を延長することに決しました。
はい、どうぞ。

○5番（門馬まりえさん） 教育長が最後に図書館を活用してどのような子供たちになってほしいかというところの、やっぱり心情、心が育つということが私は今聞いていて一番印象に残りました。そして、本を通して私たちは学ぶこといっぱいあるのです。私、県の婦長会の会長をさせていただいたとき、研修のときに、看護大学の教授を呼んで、保健婦の管理者になっている人たちを指導者として研修していくとき、看護大学の教授にそういう視点でお話ししてもらいたいと言ったら、門馬さん、何言っているの。本を読みなさいよ。いろんな本あるでしょう。サラリーマンのそういう本だって参考になるのだよって、何も私の話聞くのが参考になるのではありませんなんて叱られてしまった経過があるのですが、それでもいいから、先生、しゃべってくださいって、本読めって、サラリーマンの本とかいろんな本を読めということを書いてくださいといってお話ししたことあるのです。ですから、私たちも図書室の本、それから今は何でもスマホで見れるのですけれども、そうではなくて、1ページ、1ページめくって見る本も大事にしながら、子供たちの教育に視線を向けていきたいなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（北郷幹夫君） これで5番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は12時3分であります。ただいまから13時10分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、13時10分まで休憩いたします。

（午後 零時03分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◇ 畑 中 大 子 さん

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、6番、畑中大神さん、一般質問席に移動してください。

6番、畑中大神さん。

〔6番 畑中大神さん登壇〕

○6番（畑中大神さん） 日本共産党の畑中大神でございます。通告に従いまして、3問一般質問を行います。

1問目、中間指針見直しによる賠償金について。中間指針第五次追補決定。

①、この新たな追加賠償とも取れる中間指針第五次追補決定は新聞等で報道されました。緊急時避難準備区域の広野町の方も新聞などを読み、自分たちは新たな賠償金の対象になっているのかという疑問を持っています。個人でADRや訴訟で賠償金が支払われているときには、それとの差額が支払われると書かれているわけですが、住民への通知や請求書などが送られる時期は決定していますか。

②、福島原発避難者訴訟第1陣の判決で賠償額が支払われ、原告団と弁護団が原告と同等の賠償金を避難者全住民に支払うように求め、去年のことではありますが、自治体としても国や東電に要請いたしました。今回の第五次追補では、その要請は反映されていないように思いますが、そのことは指摘されましたか。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 6番、畑中大神議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、中間指針見直しによる賠償金についての1点目、賠償金に関する通知や請求書の送付時期につきましては、令和4年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会において、東京電力株式会社福島第一、福島第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補が決定され、文部科学大臣から東京電力に対し、第五次追放を十分踏まえ、被害者に対する誠実な対応による迅速、公平かつ適正な賠償の実施等について要請を行いました。自民党東日本大震災復興加速化本部及び経済産業大臣からは、東京電力ホールディングス株式会社に対し中間指針第五次追放を踏まえた迅速な賠償の実施等について指導があり、東京電力ホールディングス株式会社では、中間指針第五次追補や

原子力損害賠償紛争審査会の内容、政府からの指導内容を踏まえ、令和5年1月31日付、追加で支払う金額等の賠償基準の概要を公表しています。広野町は福島県原子力損害賠償対策協議会の代表の一員として、国や東京電力ホールディングス株式会社に対し、集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応、被害者や地域の実情を踏まえた賠償、被害者の視点に立った親身、迅速な賠償などを要望してきました。住民等への賠償請求に関する書面等の送付時期については、現在、東京電力ホールディングス株式会社において、公表された内容以外の項目や受付開始時期などを検討中であり、令和5年3月中を目途に改めて発表するとしています。

ご質問の2点目、福島原発避難者訴訟第1陣の判決で賠償が支払われ、避難者全住民に同等の賠償金を求め、自治体も国や東電に要請しましたが、今回の第五次追補では要請が反映されていないにつきましては、住民の方々が慰謝料等を求めた集団訴訟において、東京電力ホールディングス株式会社に対し、指針を上回る賠償を命じた複数の控訴審判決が、最高裁判所の決定により令和4年3月に確定したことを受け、広野町は福島県原子力損害賠償対策協議会の代表の一員として、国や東京電力ホールディングス株式会社に対し、集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応、被害者や地域の実情を踏まえた賠償、被害者の視点に立った親身、迅速な賠償などを要望してきました。

令和5年1月末に、東京電力ホールディングス株式会社から公表された中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要については、原子力損害賠償紛争審査会や福島県原子力損害対策協議会の要請、要望を踏まえた賠償内容と受け止めておりますが、引き続き、被災者お一人お一人に誠心誠意に寄り添い、今回の賠償内容を上限とせず、賠償の格差是正に向けた要請を行っていきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中法子さん。

○6番（畑中法子さん） ①の住民への通知や請求書などが送られる時期についてですが、それは東京電力ホールディングスから3月中に発表するというふうにお返事があったのですか。それで、内示などはまだ出ていないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 今般の指針の見直しにおけるこれからの手続については、東京電力ホールディングス株式会社が様々な内容について精査をして、そして県民136万人と想定されますが、と伺っておりますが、その方々に向けていく対応については3月目途という案内をいただいております。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中法子さん。

○6番（畑中法子さん） 緊急時避難準備区域の皆さんは、新聞等で、先ほども言いましたけれども、報道があったわけですし、それでその中にいろいろな区域別の金額なども示されておりましたので、なぜ緊急時避難準備区域が50万円なのかと、そういうことについて非常に大きな疑惑の思いであります。どうして櫛葉町はその5倍以上、280万円とかってなっておりますけれども、どうしてそ

の区域でこのように差がついてしまうのかと、皆さんその思いであります。精神的損害賠償につきましても、緊急時避難準備区域は11か月分しか支払われませんでした。そして、財物賠償もありませんでした。ですから、そのことについてもこの12年間、皆さん何となくもやもやした気持ちで、納得いかないというような気持ちが胸の底にあり、12年を過ごしてきたというふうに思います。私たちの区域の受けた不公平で大きく差をつけられてきた賠償金ですけれども、今回の中間指針の見直しにより、町民の不公平感が増したと言ってもいいのではないのでしょうか。一つの自治体の中でも、例えば川内村のようにいろいろな区域に分けられておりますね。そうしますと、その区域の中で賠償額が変わってくるわけで、一つの自治体の中でも賠償に差があり、分断させられているということが言えるのではないのでしょうか。そのことについては、どのように捉えていますでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 今般のこの中間指針の見直し、これは原子力発電所事故が発災してから賠償指針が提示され、そして様々な手続の中において中間指針が示されて、今日を迎えたということでもあります。まず、体制として一言申し上げたいと思います。各市町村、各自治体においては、これまで自治体並びに地方組織体の中において、また県の単位の中で、等々に要望、要請活動をしてきました。それは、住民の皆さんの思いを受けて、その理解に応じていくという願い、取組を念頭としての取組であります。今般の中間指針の見直しに対する要望活動は、福島県原子力損害対策協議会として、福島県と市長会と県町村会と商工会連合会と、そしてJ Aの賠償の協議会の代表者が国当局に、そして東京電力に要望活動を昨年4月と9月に執り行ってきました。ついては、司法の最高機関である最高裁判所の集団訴訟、ADR等々のこの判決からのことを踏まえた上において、要請、要望してきたことは、今議員おただしのように公平、平等で、地域間格差が生じない、そういった被害の実情に沿った賠償にあってほしいという取組、要望であります。ついては、どのように受け止めていくかについては、指針の見直しにおいて表明されたことにおいては、被害者の実情が福島県内において一定程度反映されたものと受け止めておるところでありますけれども、それは最高裁判決からのこの取組の指針の見直しにおいて、繰り返しとなりますが、地域間、地方間における格差は解消されていないと、私は広野町長として受け止めるものであります。

また、県内を俯瞰した際に、会津地方、県南地方においては対応に当たっていないという現況がありまして、そういった声を受け止めながら、私は県町村会長としても地域間の解消はなされていないと受け止めるものであります。つきましては、繰り返しとなりますが、同等の被害には同等の賠償補償がなされるということを引き続き要望していく考えにあります。9年を経て見直しが図られたところではありますが、これが終わりではなく、引き続き要望していく考えにあります。かつ加えて、やはり賠償に当たる東京電力においては、尊重するのは中間いわゆる指針ではなくて、被災者を救済するという理念であるということ、そして示された指針が上限ではなく、自主的に被災の現況において対応いただくことを重ねて求めるものであります。ということにおいて、これま

で12年という月日の中で様々な形で行政要望をしてきました。ということにおいては、地域住民の皆さんのやはり理解と納得をいただくことを捉えて、これからの対応に当たっていきたいと考えるものであります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） これからも要望は続けていかれるというお言葉でした。そして、やはり地域間の格差ということについてもしっかり認識されているということなので、これからの要望、要請活動をしっかりお願いしたいと思うものです。明らかにこの賠償政策は、地域の分断政策だと言ってもいいと思います。そのことを強く認識しながら、要請活動を続けていただきたいと思います。

2問目に移ります。タクシー券の増額と町民バスの循環方式について。

①、町民バスを循環方式にして、循環の範囲が狭くなり、これまで町民バスを利用してきた方たちがその地区から乗れなくなり、買物や広野駅から電車に乗ることが非常に不便になると言われております。町の説明では、なぜ巡回方式にして地区を狭めたかの点で、1日当たりの乗車率が減ったからということですが、町から距離があり定期的に利用している住民の乗車率が反映されていないのではないですか。

②、タクシー券を2倍化して支給することは、増額ですから前進した支援ということと言えます。しかし、町民バスの循環方式で、来なくなった地区の住民にとっては、タクシー券で行き来することになりますが、往復して乗れば年間のタクシー代には足りないということです。デマンド方式や町民バスを有料にして、何とか公共交通を残してほしいという切実な住民の願いを聞くべきではないですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、タクシー券の増額と町民バスの循環方式についての1点目、町からの距離があり定期的に利用している住民の乗車率が反映されていないのではないですかにつきましては、町民バスは、平成10年4月より運行を開始し、当初はバス1台の運行としておりましたが、徐々に便数を増やし、コースの見直しを図りながら町民のニーズに応じてまいりました。東日本大震災により運行を一時中断しましたが、平成25年4月には運行を開始し、利用料金も免除してきたところでありますが、多様化する町民のニーズや社会情勢の変化並びにコロナ化の影響により、町民バスの利用者が激減している現状にあり、乗客が乗っていない便も散見されます。これらのことを踏まえ、人口減少及び少子高齢化の進行による交通弱者の増加に対応するため、町民バス運行事業及びタクシー利用料金助成事業の総合的な見直しを検討してきました。

広野町地域公共交通活性化事業NOSSE（のっせ）につきましては、令和5年2月の常任委員

会においてご説明しましたとおり、これまでの町民バス運行記録を基に、利用者が多い病院、公的機関及び生活に要する移動の効率を図るため、1周1時間以内程度で循環する新たな路線を運行することとします。重ねて町民のご意見を基に再度検討を行い、循環バス経路外の地区においては、週1回の定時運行をすることとします。また、タクシー利用助成券については、循環バス経路内は1万2,000円／年額、循環バス経路外は3万6,000円／年額として運行することとします。地域公共交通の見直しにより、循環バス経路外の住民の方々の病院、公的機関及び生活するに必要となる移動において、町民お一人お一人の利便性、交通機能の効率化が図られることとなります。

ご質問の2点目、デマンド方式や町民バスを有料にして、何とか公共交通を残してほしいという切実な願いを聞くべきではないですかにつきましては、町内には民間タクシー事業者1社が運行しており、運賃が安価で、かつタクシー同様の運行を行うデマンド交通を導入した場合、同業となるタクシー事業者との競合が生じ、民間事業の圧迫となるおそれがあり、町が事業主体となるデマンド交通に取り組むことは困難であると受け止めております。

デマンド交通は、使い方によっては地域住民の移動手段の確保に向け心強い味方となってくれる可能性があります。一方で、予約の煩わしさや乗り合いへの抵抗感、予約の多数による時間的な正確性が不明確、高い1人当たりの輸送コストなどの課題があります。現時点においては、町民になじみのある町民バス事業とタクシー利用料金助成事業の見直しにより、町民の利便性の向上及び福祉の増進に寄与することとしております。今後も町民の声を捉え、広野町地域公共交通活性化事業NOSSE（のっせ）の運行により福祉の向上に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 先輩の門馬巧議員がご質問されまして、一応の大体の見直しによるいろいろな数値など、先ほどもお聞きいたしました。一定の見直しということは言えると思います。しかし、先日、その循環方式から外れる地区の女性お二人が役場にそのことについてお話を聞きに来られました。そのときに同席させていただいたのですけれども、いろいろな率直なご意見が述べられました。町長は、そのお二人の声というものを聞きになりましたか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの町民の方の思い、ご要望というのは伺っております。また、その後、町民の方から、複数の町民の手紙も頂いております。先ほど答弁申し上げましたように、令和元年、そして令和4年度の今日のこの日まで計画性を持って検討してまいったところであります。今、議員おただしの町民の生活を資する、生活を守る公共交通の体制というものは、現時点よりも重厚に機能的に対応できるものにすることを念頭として捉えているものであります。つきましては、循環バスと路線バスと、循環バスは答弁で申し上げましたように1時間以内を目途として、2方部、3コースにおいて巡回をします。そして、新たに路線バスをまた1便、中に入れます。そして、2

キロを超えた方々の交通手段における係る費用については、タクシー利用券で公平に捉えることを念頭として見直しを図らせていただきました。ついては、この公共交通を、繰り返しとなりますが、30年、50年先に残していくと、堅持していくということを捉えるものであります。広野町は、58万平方キロメートルという山林が、国の平均値と同じ約7割が山林であり、3割が平地であります。同じ割合であります。町の体制、体系というのは3方部に分かれて大きくおるわけですが、これまでの12年を経て、これからの新たな少子高齢化時代という、高齢化率も広野町は33%に今至っております。つきましては、生活をしっかりと受け止めていただくことができますように整合性を図りながら捉えていくことにおいては、これからも町民の、今おただしをいただいている町民の皆様方々のその思いをしっかりと捉えて、適切に対応してまいります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） そのお二人の方がお話聞きに来たときに、どうして利用者の多い地区をそのように打ち切ってしまうのか、そういうこともお声として出ました。そうしましたら、1日の乗車率、それが近年本当に少数になっていると、そういうお答えでした。循環方式で行かなくなる地域を別にして調査したのかというふうに聞きましたら、それはやっていないということでした。いろいろ例えばイオンなどでバス待ちをしている方のそういうお顔をよく見ておられる方が、本当に町うちに近いところの方ではないのだと、遠くの方なのだと、いつもバスを待っているのは、そういうお声がよく聞かれたのです。偶然ではありません。本当に私もよくイオンのところでバス待ちをしている方のお顔を見るのですけれども、遠くの方ほどやはり町民バスを利用したいのです。ですから、常任委員会の説明では、議案が通れば5月からもうそれが実施されるのだというふうに言われましたよね。ですから、なぜそんなに急いでそれを実施しなければならないのかって、皆さんそういうふうに言われていました。そのことについては、どのようにお答えになりますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） この循環バスの利用の実態から、これからの展望についてお答えしたいと思います。

繰り返しとなりますが、まず公共交通の体系というものをこれまで一般質問をはじめとして町民の方の実態を捉えながら検討してきました。ドアから目的地までと、利便性を高めるということです。ドア・ツー・ドアです。待っている方々の利便性というものを効率的に利用しやすい体制にしていくということをデマンドタクシーという捉え方から念頭するものであります。デマンドタクシーという捉え方において、これはデマンドバスをやってきた経緯があります、ご承知のとおり。広野町の2か所、萱平地区と箒平地区においてやってきました。現在に至るまでです。そういったデマンドの状況を見て、その上でタクシーという事業を活用していくことを捉えて、その利便性を高めていくと。これまで様々にご指摘いただいております。乗車していないバスが走っているという声がこれまで寄せられてきました。そういった運行状況を、効率的に運転を捉えていきたい。捉え

ることがこの事業の適切なこれからの生活を守る、資する取組における捉えとして念頭するものがあります。つきましては、先ほど、門馬巧議員よりご質問いただいた際に申し上げましたが、3月の末、4月の下旬に向けて全員協議会を開催を提案させていただきたいと思います。その状況において、今これからの展望するに当たって、公共交通機関の体制というものをご説明申し上げ、そしてただいま5月1日目途とされていることも含めてご説明を申し上げてまいりたいと願うものであります。

ここで1つだけ、ただしということでお伝えさせていただきますが、町民バスの事業の予算措置と、そしてタクシー利用券の予算措置ということについては、今般の予算提出をさせていただいている項目の中で捉えているものでございまして、それに触れるものではありません。この計画にあっての展望において、今念頭するところにおいて、重ねてご説明申し上げ、そしてその展望に当たっていきいたいと考えるものでございます。ご理解賜りたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 運行をいかに効率的にするかということにも述べられましたけれども、私は町民バスというのは本当に町民の福祉の究極的な形ではないかなと思っております。ですから、なるべく効率性で考えていただきたくないというのが私の思いです。なぜデマンド方式を私が提案したかといいますと、やはり高齢になりますと足腰弱ってまいります。町民バスは、乗り場所が決まっております、玄関口までは来てくれません。ですから、デマンド交通は門口から門口へという触れ込みでございました。取り入れたところも。ですから、やはり高齢者の方の福祉に大いに貢献していく私は交通形態だというふうに思っております。ですから、予算の使い方をどのように考えていくのか、そここのところもやはりちょっと転換していただかないと、デマンド交通というのはなかなか取り入れていただけないのかなというふうに思うのですけれども。

あと、先ほど私、今回循環方式にして、行かない地区を対象にした数値を調べる調査はしていないというふうに言われたというふうに先ほど述べましたけれども、やはり実態を知っていただくためにも、いま一度地区ごとの乗車率の調査というものは行う必要があるのではないのでしょうか。たとえそれが数値が低かったとしても、やはり利用する方がいる以上、その方たちの医療と、それから生活面に大きく関わってくる問題なのです。ですから、そういう観点でもしっかり捉えていただかないと、なかなか効率だけで考えていただくと、もうそういうところは切り捨てていこうというふうになってしまうのだと思うのです。ですから、そここのところの考え方を少し変えていただくということはできないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 2点ありまして、1点目はデマンド交通の捉え方ではありますが、その前に、効率化を図ることによって利用者の方を削除する、排除するという考え方はありません。そのことで効率化ということを申しているものではありません。計画に従って予算措置をして、町内全域、

先ほど58万平方キロメートル申し上げましたけれども、町内全域の町民の方を全対象として捉えているということがまず大前提であります。

そして、今高齢化になれば、自宅まで来ていただきたいというニーズもあるということ捉えた際には、これはタクシーという手段があるということです。返戻金、運転免許証の返戻によって、今取組をしているところありますが、そういったことにおいて、交通における利便性のいわゆる活用の仕方を生活スタイルから、これからのまた変化していく生活の中において捉えていくことにおいてのことでありますので、町内全域の方々を全体を全員が対象として捉えているということをまず受け止めていただき、理解をしていただきたいと思います。その上でもって、どのような手段が、この活用の仕方が、よりよく町民の生活に資するのかと、利便性が図れるのかということ捉えているものであるということがまず1点目であります。

先ほど運行しない地域について調査すべきではないかということについては、調査をいたします。調査をいたしまして、ご報告を申し上げます。実態の調査というのは、私もバスに乗車して、これまで何度となく町内を歩いた経緯があります。どのようにかしてJR広野駅に降りられる方々と生活の利便性を図れないかということを念頭として考えてきました。病院、医院、医療機関、商業施設、町中の生活スタイル、どのようにできないかということは何度となく繰り返してやってきましたが、なかなかこれは難しい現況がありまして、そのことを捉えて、先ほど申し上げましたけれども、県内双葉地方の中において全域を対象にしているのは広野町であります。その全域を対象としている広野町の公共交通、この機能整備体制というものは、これからも堅持していかなければならないと、しっかりと捉えていくものであります。ということにおいて、繰り返しとなりますが、いただいたご質疑についてはご報告申し上げ、そしてご説明を申し上げ、手続きをしっかりと受け止めていただけるよう捉えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 調査も行われるということですが、数値を実態として捉えることも大切ですが、お一人お一人の利用実態というものも知っていただくことが必要ではないかなと思います。あと、住民説明会も行われるということです。本当に全住民が安心して町民バスを利用できるという形を示していただくのが一番かなと思います。お願いいたします。

3問目、町が主体となった直売所経営について伺います。

①、直売所は町内の新鮮野菜を購入できる場所として大切な存在です。これまで品ぞろえのために組合員の方が新しい種類の野菜や果物を増やしたり、市場で仕入れたりして、努力を重ねました。今後は町が主体となりますが、どのように経営していくのか、方針はありますか。

②、野菜や果物などの生産者の数は、現在どのような状況ですか。町は、直売所に出荷する農業者の数を増やしていくために何をしていくのでしょうか。

③、直売所の営業時間が午後1時までとなっております。専門の軽トラックなどを利用した団地

などへの定期的な販売を検討すべきではないでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

登壇を許します。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の3番目、町が主体となった直売所経営についての1点目、今後は町が主体となり、どのように経営していくのか、方針はありますかにつきましては、現在、二ツ沼直売所の運営は、生産農家等で組織する団体により運営されており、野菜等品物の搬入、陳列などの出店準備から販売、売上げの清算等を行っています。町は、令和5年4月より二ツ沼直売所の組織体制の見直しを行い、出品者の参加を募り、新たな体制を構築します。運営に当たっては、会計年度任用職員を配置し、販売、売上げの清算を行い、出品者は野菜等の搬入、陳列などの出展準備を行い、清算時において販売金額に対し手数料を町へ支払う運用となります。二ツ沼直売所は、新鮮な農産品などが購入できる場所、また地域コミュニティーの場所でもあり、生産農家等の所得向上につなげる場所でもあることから、出品したい意向のある生産農家等を広く受け入れ、販売する商品を充実させるなど、多くの人々が利用する魅力ある直売所となるよう取り組みます。

ご質問の2点目、野菜や果物などの生産品数は、現在どのような状況ですか。直売所に出荷する農業者の数を増やしていくために何をしていくかについては、販売を目的として二ツ沼直売所やJA福島さくら、道の駅ならば、道の駅よつくら港に出荷している生産者数は、重複している方を含め、野菜26名、果樹8名、花卉6名、豆類2名となっています。自家消費分のみの生産者数は把握しておりません。生産者の拡大、生産技術の向上を図るため、平成28年度より県と連携し開催してきた野菜づくり勉強会を継続して取り組みます。令和5年度における新たな取組として、大豆、ソバ、飼料作物、野菜、麦、花卉を直売所等へ出荷する生産者に対し、生産農家の収入向上と生きがいを目的とした広野町振興作物収穫補助金を交付し、支援します。今後も状況に応じ既存の支援策の見直しを図りながら、新たな支援策を構築し、生産者の拡大に取り組みます。

3点目、直売所の営業時間が午後1時までとなっています。専門の軽トラなどを利用した団地などへの定期的な販売を検討すべきではないですかにつきましては、平成30年7月、高齢者の生活支援を目的として株式会社セブンイレブンジャパンと広野町の高齢者等の支援に関する協定を結び、町内において移動販売車により食料品などを販売するセブンあんしんお届け便を開始し、現在は週2回の移動販売を実施しています。

二ツ沼総合公園での二ツ沼直売所の運営に当たり、二ツ沼直売所は新鮮な農産物などが購入できる場所、また地域コミュニティーの場所でもあり、生産農家等の所得向上につなげる場所となることから、生産者の拡大並びに生産者の技術、品質向上を図り、販売する商品を充実させ、魅力ある町の観光資源となるよう取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） ①のところで、どのように経営されていくのかというところでご説明があった中で、手数料を町へ支払うというのは、これは売上げの何%を町に納めるという意味なのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） そのとおりであります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 聞くところによれば、20%というような数字が出ていたと思うのですが、それで正しいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 生産者の方に向けて、理解のいただける体制をしっかりと取り組んでいきます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 営業時間ですけれども、今までは午後1時までとされておりましたけれども、これから町が主体となってやる場合にも営業時間は変わらないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 生産者の方とよく協議をして、理解いただけるように、そして購入していただく方々とも念頭しながら、適切に対応していきます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 今までレジを担当する方や、あるいはもう一人、何か補助の方もおられたようですが、レジの係の方は組合のほうで雇用をしていたというふうにお聞きするのですが、今回町がやることになりまして、そのレジの係の方の経費というのはどういうところから出るのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 産業振興課長から説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん、産業振興課長の答弁でよろしいですか。

○6番（畑中太子さん） はい、お願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長、答弁。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいま6番、畑中太子議員のご質問にお答えしたいと思います。

今定例会の当初予算の中でも予算要求しておりますが、町のほうで予算措置をして、会計年度任

用職員を雇用しまして、レジのほうの販売を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） あと、今まで直売所では消費税がかからなくて、とても優しい直売所だなという感想でしたけれども、これからはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） これまでの取組を経緯して、しっかりと対応していきます。理解のいただけるように対応していきます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 本当に直売所の方が作られた野菜などを見ておりまして、新鮮ですし、いつも例えば梅干しなんかも、それから漬物なんかも作られたものが販売されておりまして、本当に喜ばれていたと思います。これからはしっかり広野町の新鮮な野菜やいろいろな関連食物が食べられますように、しっかりと町のほうにはお願いしたいと思います。

あと、3番目の専門の軽トラなどで販売をされたらどうかという提案なのですが、お答えは、今セブンイレブンさんのほうで移動販売をさせていただいているというお答えもありましたけれども、一、二回買わせていただいたことあるのですけれども、たしか野菜はなかったと思うのです。そういうセブンさんで売られているものの一部が車に載って定期的にやってくるので、本当に団地などの方は非常に助かっているというお声です。しかし、やはりどうしても生鮮野菜、そういうものを欲しいという声にはなかなかセブンさんのほうでは応え切れていないのかなというふうに思いますので、ぜひ野菜を中心にした、そういうものを移動販売という形に持っていただくということが大切なのではないかなと思うのですけれども、これからどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、直売所の運営というものをしっかりと展望していくと。これまで、震災以降取り組んできた、これまでの尽力されていた方々の思いをしっかりと捉えて、そして町内には様々に取り組まれている方がおられます。そういった全体を俯瞰して、直売所を公的機関として捉えるに当たり、町民の皆さんに理解いただけるように、町民のニーズにしっかりと捉えながら、適切に対応していきたいと思います。まず、会計年度職員を捉えて、そしてまず安全に直売所を運営をしていくということ、そして住民の方のニーズをしっかりとお聞きしながら、計画性を持って、そして理解いただけるようにご説明申し上げながら取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） あと、直売所では、町におられます施設の方々が作られたコンニャクなども置かれておりまして、本当にすごく地域に根差しているなというふうに感じていたところだったので、非常に今回組合長さんが退職されるということで、町が担当ということになったようなのですけれども、この直売所の存続ということを真剣に考えていただきたいと思います。そして、野菜を作られている方が喜んでここに出荷をできるように、農家の方のそういう数というものもしっかり確保できるように考えていかなければならないと思っております。

最後に、農家の方の後継者という問題が非常に今出てきているわけなのですが、やはりいろいろな町がいろんな助成制度をつくって支援することはとても大切なことだと思いますけれども、以前に二ツ沼のところに農業高校があったというふうにお聞きしているのですけれども、双葉郡の高校が一時全滅いたしまして、やっと広野町にふたば未来学園ができたということなのですが、今本当に原発事故によって影響を受けたのは、やはり漁業と農業だということになるのかなと思います。広野町も、食料自給率を高めるという意味でも、若い方たちの農業に関わる、そういう割合を増やしていくためにも、かつてあった農業高校、そういうものを復活させようという、もう双葉郡全体でこれは考えることなのかなと思いますけれども、そういうことは出てきてはいないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 出てきていません。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 出てきているのですね。

○町長（遠藤 智君） 出てきていません。

○6番（畑中大子さん） いません。そうですか。ぜひ……ふたば未来学園で農業科があるかどうか、私はちょっと分からないのですけれども、しっかりいろいろな農業関係のことを学びながら、この双葉郡の農業を発展させていく、そして広野町でも食料自給率を高めていく、そういう観点で考えていくことが大切なのではないかと思いますけれども、将来のことになるとは思いますけれども、その辺のところはどのように考えるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 食料自給率という捉え方、米食、今どのような状況になっているか等々を国、県当局はしっかりとお示しなされていると。私たちは、それを受け止めて、農業施策というものを講じているということでもあります。ついては、それは町の農業というものを環境に適した持続可能な農業を展望するために、政策立案をして、農業を守っていくということを第1命題として捉えていくことにおいて、広く町民の生活、県民の生活において、生活の今求めにおける、資する対応について適切に対応していくものであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 今、お米のことを言われましたけれども、お米ももちろんそうです。それから、直売所で売られている生鮮野菜、そして今ロシアのウクライナ侵攻で酪農が壊滅的な被害を受けているというものがあります。問題が、すごく重大な問題です。酪農も農業高校と密接な関係があります。ですから、本当にこれはもう双葉郡だけの問題ではなくて、本当に全国的な規模で酪農が非常に危ない状況になっているということがニュースなどでも報じられております。今、国の政策で、牛を1頭を殺せば15万円あげるよというような政策が出ているのだそうです。本当にこれ、原発事故で私たち大切な動物をたくさん失いました。そのことを考えても、国のやっていることは本当に認められません。食料自給率を高めるのは双葉郡だけのことではないです。本当にこれからどのような状況になっても自分たちの食料を賄えるような体制をつくっていかねばならないというふうに私は思うものですから、農業高校もかつてあったということですので、そういうことも頭に入れながら、しっかり皆さんで議論していくべきではないかと思うのですけれども、いま一度お願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん、質問時間が残り僅かとなりましたので、お知らせいたします。

町長。

○町長（遠藤 智君） 伝習農場の件についてご質疑されておりますが、それは昭和の時代において、目的が終えて、終えんしたことにおいて町は払下げをして受け止めたという歴史があります。現在は、双葉翔陽高校という農業系列の学校が、4校、5校休校の中において、今再開に向かっているという現況にあることだけ申し上げたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん、質問時間が経過しましたので、これで6番、畑中太子さんの町政に対する質問を終了いたします。

これで6番、畑中太子さんの一般質問を終わります。

◇ 遠 藤 浩 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、3番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

3番、遠藤浩君。

〔3番 遠藤 浩君登壇〕

○3番（遠藤 浩君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1番目、広野町ゼロカーボンビジョンの推進について。当町では、カーボンニュートラルの実現に向け、2030年、また2050年を見据えたロードマップを示し、広野町ゼロカーボンビジョンを策定しております。町内で脱炭素の取組が加速することに期待が膨らんでおります。そこで、以下お尋

ねします。

1 点目、2030年までの短期的取組として、次世代自動車の普及推進及びインフラ整備を行うとしています。次世代自動車の普及を推進するためにも現在利用が拡大している電気自動車への急速充電器等のインフラ整備に早急に取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお尋ねします。

2 点目、周辺環境などに配慮した再エネ施設のゾーニングについて、既に町内において、大規模な太陽光発電の開発が進んでいるが、幸いなことに外観として大きく景観を損なう状況や、土砂災害などのリスクが大きくなっているほどにはなっていないと報告されています。震災後、周辺町村でも民間によるランダムな太陽光発電の開発を規制する動きがありました。当町においてもカーボンニュートラルを理由に過剰な開発が行われる可能性があると考えますが、どのように対応していくお考えをお尋ねします。

3 点目、当町が目指す地域循環共生圏についてお尋ねします。ゼロカーボンビジョンでは、発電した電気を地産地消しながら、地域の中で資源が循環する自立分散型の社会をつくるとしています。町内でエネルギーの地産地消をするということは、町が所有する再エネ施設で発電した電気は、町内の各世帯に無償で提供することが可能なのではないかと考えますが、再エネ施設の将来的な展望を伺います。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 3 番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の1 番目、広野町ゼロカーボンビジョンの推進についての1 点目、次世代型電気自動車の普及促進、急速充電器等のインフラ整備につきましては、広野町ゼロカーボンビジョンでは、次世代型自動車の普及を今後10年の短期目標としており、CO₂排出抑制効果のある電気自動車等の普及促進に向け、助成制度の設立を検討しています。令和4年度において、役場を含めた公共施設等10か所において、再生可能エネルギー設備導入等事業に関するポテンシャル調査を実施している現況にあり、調査結果の下、公共施設等において太陽光発電設備等の設置、電気自動車の普及を促す急速充電設備等のインフラ整備など、国の補助制度を活用し取り組んでいきます。

ご質問の2 点目、大規模開発による太陽光パネルの設置、景観を損なう状況や災害リスクのある過剰な開発となる可能性につきましては、営農が再開されている現況、町農業委員会は農地法による農地の転用に係る太陽光パネルの設置基準を適正に審査しており、休耕農地等において景観を大きく損なう状況にはありません。山林等においては、災害リスクを踏まえ、令和4年度において林地開発許可の改正が行われ、太陽光発電設備の設置箇所において土砂流出、または崩壊を起こさない対応が義務づけられました。今後、カーボンニュートラルを理由とした過剰な開発が行われない

よう、太陽光パネルの農地等への設置に関するガイドラインの整備を検討し、令和4年9月に制定した広野町環境基本条例の下、地域の自然と減災機能を計画的に保全するべく、令和5年度から令和7年度にかけ、広野町環境基本計画の策定に向けて取り組んでいきます。

ご質問の3点目、地域循環型再エネ利用の将来的な展望につきましては、2050年までに実質的なカーボンニュートラルを達成する上で解決しなければならない課題として、住宅における省エネ化、ごみの資源化、減量化、次世代型自動車の普及促進、農地を立体的に活用し、エネルギーと作物を同時につくることができる営農型太陽光発電事業、ソーラーシェアリングの導入、再生可能エネルギー100%型の産業団地、工業団地の整備など、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組が不可欠となります。再生可能エネルギーを町内の各世帯に無償で提供することは、受益者負担がなくなることによる電力需要の高まりが予想され、発電できない時間帯や雨天等の時期に不足する電力量を補填する必要となるため、現実的には困難であると考えます。

公共施設等において、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など、熱利用も含めた再生可能エネルギーの地産地消を念頭に、段階的に光熱費の縮減に努め、避難所となる施設では、蓄電池機能を持つ電気自動車から電力の相互供給を行える仕組みであるV2Xの整備を行い、災害時の緊急対応を可能にする検討を行っています。引き続き、国のグリーン成長戦略を捉え、原資となる財源の確保を図りながら、各家庭における補助制度の設立、公共施設や事業所における再生可能エネルギーの導入促進など、地域循環型社会への展望に向けて着実に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。まず、1点目について再質問させていただきたいと思います。

答弁のほうでは、インフラ整備、こちらしっかりと進めていくというところで伺いました。やはりインフラ、こちら町内に展開をしていくというのは大変重要になってくるのかなと感じております。というのも、やはりゼロカーボンやエネルギー問題、環境意識が高まる中、今後、次世代自動車とされる車の普及、こういったものが拡大してくると思います。国外に目を向けますと、今や新車販売のうち電気自動車が80%超えとなっているような国もございます。電気自動車が普及してくる中で、急速充電器、これはふだんの生活から出張また旅行、こういったところの目的地、あるいはその目的地までの途中で既存するアイテムといいますか、そういった形になろうかと思います。これを町内の商業施設、また交流施設に的確に配置することで、町外から人を呼び込む町と。また、充電時間としては30分からかかるというところです。その時間、極端な話ですけれども、ジュース1本ぐらい買っていただける経済効果というものも小さいですけれども、あるのかなというふうに考えています。こういった急速充電器、主要施設、そういったところにしっかり、説明のほうでも整備していくということでしたけれども、こういった前もって環境として整える充電器等の重要性

といえますか、必要性についてちょっと町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 今般のゼロカーボンビジョンにおいてご質問いただくに当たり、まず1点目に、今広野町は被災された町として令和2年度にゼロカーボンビジョン宣言をいたしました。国は、2050年に向けてビジョンを提言されてからであります。これは、電気事業者とのしっかりとした連携、理解と協力の下において、火力の町として捉えていくということで宣言に当たったということでもあります。令和3年度には、ゼロカーボンビジョンの策定を行いました。策定というのは、いわゆるビジョンの計画を形成するものであります。令和3年度において、それを計画を策定しました。令和4年度に再生可能エネルギー設備導入等事業に関するポテンシャル調査ということ町内の10か所において調査をいたしました。場所は、役場庁舎、てらす、広野中学校、ひろの未来館、公民館、中央体育館、こども園、保健センター、防災備蓄倉庫、広野小学校と、浸水ハザードマップ、避難場所の対応、耐震基準などを項目において調査をしたものであります。つきましては、令和5年度を迎えるに当たりまして、民間資金を活用した公共施設等への再生化エネルギーの設備受入れ事業、導入事業を環境省の補助を受けて実施するという5年度の実施計画に当たっています。これは、町はスタートラインから国の補助を捉えて、そして支援の下に取り組んできた経緯でありました。

ただいまご質問の充電設備等々においては、この近隣地区においても設置されているのはよく承知しております。かつまた、電気自動車、EV等についても動きが今、今日に至っているというのもよく承知しています。私は、水素車お声かけをされたこともありました。しかしながら、今実証事業に当たっているこの取組が動きとしてありまして、それをF/S調査に当たっている段階に移行しているのです。カーボンニュートラルに向かう、いわゆる炭素循環に向かうこの道のりの過程の中で、現在においてはその動きをしっかりと捉えて、この広野町において機能でき得る体制を堅実に捉えていきたいと考えているものなのです。ですので、率直に、単費であれば、EV自動車500万円とか、水素自動車1,000万円単位でありますけれども、その取組は、今その時代の趨勢の中において、動きをしっかりと捉えて、まず令和2、3、4、そして5に向かう際に、このポテンシャル調査から令和5年以降に向けて130万キロワットの電力発電を太陽光発電で賄うことができるのです。まずはそれに今着手しているというところを申し上げたいと思います。

ご質問、とても今時代の趨勢として、極めてこの時代が捉えていく大切なテーマであります。2030年という年号と2050年という年号、今2023年を迎えていることにおいて、計画に基づいて展望していきたいと考えております。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。町長の答弁聞いて、当然水素系、やはりそちらもというのは私も頭にありますが、短期的取組という中で、2030年という目標とする年がございまし

たので、現状でいけばあと七、八年というところの期間の中でこういった方向に進む形でのかなというところの確認も含めてちょっと質問をさせていただきました。いずれにしても、ぜひ町民の皆さんが安心して、ゼロカーボンビジョンに賛同できる環境整備というものを町内に構築していただくということを希望しまして、1点目に関しては終わりたいと思います。

続きまして、2点目について再質問でございますが、今ほどちょっと話題も触れましたが、2030年までのゼロカーボンビジョンの短期的取組、これやはり次世代エネルギーとしてこれまでの太陽光発電のほか、水素燃料、また風力発電とバイオマス発電、こういったものを導入して再生可能エネルギー導入率、対町内の電力消費量比ですか、100%を目指すとしております。この水素燃料、また風力、バイオマス発電、こういったものもやはり導入となるとときにはそういった設備の設置というものには年数がかかるのかなというふうに感じておりました。

ビジョンで掲げております目標指数、こちら2030年までと短期的ではありますがけれども、そういった中で目標指数というものはクリアできるというふうに町長お考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） カーボンニュートラルに向かっていく取組において、その数値の評価を今どのように受け止めるかということについては、ただいま申しましたように、事業の実行において、そしてF/S調査をしながら、そしてこの実現を図っていく際に、これは実行してから数値化していくものであるのです。当然ながら予想して計画を立てていくべきものでありますが、そういった上では、30年、50年に向けて、計画に基づいて目標を達成するべく、全力を期すという取組となるわけではありますが、ついでには大切なことは、やはり国のまず施策、県の施策をしっかりと捉えて、先行事例などは国の補助金が先行されている経過がある。そして今に至っている。我々被災地において、エネルギー立地地域として歩んできた半世紀の時間軸を念頭と置きながら、どのような展望を図っていくかということをその都度つぶさに綿密に関係機関の方々と情報共有を図りながら、確かな事業計画に基づく、その事業に当たっていくということが肝要であろうというふうに受け止めております。つきましては、2030年に向けての展望においては、その前にご質問いただきました充電設備、電気自動車等、設備の充電の時間帯もご説明いただきましたけれども、今令和2から令和3、令和4、令和5に向かっていく、この先に向けて、PPP方式、いわゆるPPP方式で捉えていることにおいては、官と民、民と官がしっかりと連携を図って、よりよい住民サービスを資するものを構築することにおいて、まずプロポーザルを令和5年度に執り行って、その事業の方々に参画をいただいて、そしてその事業の方々としっかりと協議をして、町内における生活様式実態を受け止めていただいて、そして広野町としてのこのビジョンに基づくゼロカーボンというものを計画、展望していきたいとそのように考えます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。令和5年というところで、今後というところもあります。このビジョンそのものは、やはりこうあるべきだ、あるいはこうありたいと願う将来の町の姿が示されていると感じております。このビジョンに当然期待する町民の方々の声も伺っております。ぜひ町内でこの理解が進んで、先ほど町長からも話ありました。町民あるいは事業所、行政、これらが共同でこのゼロカーボンビジョンしっかりと取り組んでいかれるように、町のかじ取りといたしますか、そういった中での行動というものを期待して、この2点目については終わりたいと思います。

次に、3点目でございますけれども、こちらこういったせっかくそうしたエネルギーをつくる施設設備ができれば、当然町内で無償提供という中には、単純に電気を送ってくれという話ではなくて、それと代わる、対価として代わるもので、当然形を変えて町民の方々に還元できるものもあるのかなというふうに考えております。そういったものも含めて、今後しっかりとゼロカーボンビジョンを進めていただければと思います。1問目については終わりたいと思います。

次に、2問目、郷土学習について。当町の幼、小中学校における郷土学習について、以下お尋ねします。

1点目、幼少期からの町内の風土、文化に触れる体験の機会は、郷土愛が育まれる過程で大変重要であると考えます。町内における幼、小学校での郷土学習の実態についてお尋ねします。

2点目、中学校の教育計画には、町内外におけるボランティア活動も計画されていると思います。ボランティア活動の実態についてお尋ねいたします。

3点目、郷土学習には温故知新の精神を持ち続ける学習内容も必要と考えますが、教育長のお考えを伺います。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長 根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君） ご質問の2番目、郷土（地域）学習についての1点目、町内における幼、小学校での郷土（地域）学習の実態につきましては、こども園では、これまでひろの童謡まつりで制作されてきた広野町の童謡を保育時間に歌い、ひろの童謡まつりで発表することや、ミカン狩り、ひろの未来館見学を行い、郷土学習に取り組んでいます。小学校では、ふるさとへの誇りと自ら未来を創造する思いを育むふるさと創造学の実践として、総合的な学習の時間を活用して、課題やテーマの設定、情報を集め、整理、分析して考え、まとめて表現する一連の探究活動を実施しており、五社山や高倉山、浅見川などの自然、町に残る伝説などについて地域の方の協力を得て学習しています。

ご質問の2点目、中学校のボランティア活動の実態につきましては、令和4年11月7日、大平馬

頭観音堂を地域の方の協力を得て、2年生全員で清掃ボランティア活動を実施しました。令和5年3月8日、鹿島神社と築地ヶ丘公園を地域の方の協力を得て、1年生全員で清掃ボランティア活動を実施しました。地域を理解し、自分たちでできるボランティア活動を考える機会とし、自分たちでできることを自分たちの意思で周囲と協力しながら行う実践の場となることを目的に実施しました。

ご質問の3点目、郷土（地域）学習には温故知新の精神を持ち続ける学習内容も必要と考えますが、教育長の考えを伺いますにつきましては、小学校3年生では、広野町の民俗資料、みの、甚平、足踏み式脱穀機などから現代の作業着、農機具への発展を学び、新たな知識を得る学習を行っています。中学校では、全学年でひろの映像教育実行委員会による郷土への愛着を育む取組として、ふるさとの魅力を知る、伝える、創るをテーマに探求活動に取り組み、ふるさと広野町のよさを再発見し、伝統と文化を見詰め直す学習を行っています。この学習機会を通し、広野町の未来と地域の復興に貢献できる子供たちを育成するふるさと創造学に取り組んでいます。町の歴史文化の継承、世代、地域を超えて相互交流が生まれる拠点として整備したひろの未来館において、化石、埋蔵文化財等の保管、展示のほか、町の偉人である芥川賞作家、富澤有為男氏の作品と、「とんぼのめがね」を作詞した額賀誠志氏に関する資料、唱歌「汽車」に関する写真等を展示しています。太田農神社本殿彫刻の写真パネルを広野町史とともに常設展示しております。これらの資料等を活用して児童生徒の郷土学習及び町民の郷土理解を促進し、ふるさと広野町に対する郷土愛を育む取組を行っています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。義務教育とする9年間ですか、この町内で子供たちが受ける教育というのに対して、しっかり広範囲にわたってやっていただいているなというふうに教育長の答弁聞いて思いました。当然そういった施設等のものも含めてですけども、現地に足を運んで、そういった体験をさせる。先ほど同僚議員の質問でもありました。そういった読み物から疑似体験をさせる。やっぱりこういったのは非常に大事だと思います。経験がなかなかできないものに対しては想像をする。それを自分が捉えて、自分だったらどうするかという、やはりその想像性がないと、仮に町内各所、そういった風土文化のものを見たとしても、なかなかその時代あるいは自分との関わりというものが見えないのかなというふうに思います。私もそういった教育者ではないですから、小さいうちからそういったものに慣れ親しんでいれば、おのずと興味が行くのかなと思っていますけれども、なかなか教育という中においてはタイミング等もあると思いますので、難しいのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても前にも質問した中で、そういうグローバル社会という中において、自分は何なのだというところの確証を持てる教育というものをしっかり町の中で行うことが、まずは子供たちの教育、また投資というところではしっかりと

きるのかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。2問目についての質問を終わります。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（北郷幹夫君） これで3番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は2時43分であります。ただいまから15時まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、15時まで休憩いたします。

（午後 2時43分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◇ 小 磯 利 雄 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、7番、小磯利雄君、一般質問席に移動してください。

7番、小磯利雄君。

〔7番 小磯利雄君登壇〕

○7番（小磯利雄君） 質問の機会をいただきました。ありがとうございます。質問事項は1点。

令和5年度施政方針について。厳しい国際情勢下、本町において新年度予算審議に当たり、施政方針が示されました。基本的政策や政治方針について、町民生活に直結するものであり、財政面よりの反省を踏まえ、以下お尋ねをいたします。

①、令和5年度について、第五次町勢振興計画を基に、復興、創生を進めるべく、震災関連事業、通常事業予算配分と政策、政治方針について伺います。

②、スタートアップが革新的なイノベーションや新たな雇用を生み出しています。情報発信などワンストップ支援拠点を整備すべきではありませんか。

③、令和3年3月5日、広野町ゼロカーボンシティが宣言されました。4年度実績はなし、5年度はどうされますか。

次、④、1980年東京電力株式会社が当時の町長、議会の度重なる陳情より火力発電所運転開始につながり、43年経過いたしました。本町の税収、雇用に多大な貢献をされております。そこでお尋ねをいたします。これまで令和4年度を含む税収総額は幾らになりますか。今後、1号機から6号機の休廃止はあるのかお尋ねをいたします。

⑤、東京電力株式会社、株式会社 J E R A との信頼関係は維持されているのか、お尋ねをいたします。

⑥、株式会社広野町振興公社の事業仕分けによりバナナ事業が町に移管されようとしています。そこでバナナ生食過年度別売上げ実績をお知らせください。さらに本年度事業計画について説明をお願いします。

最後に、私の心を込めて、行政の機能不全につながったのか、⑦の質問をいたします。このたび道の駅整備事業に係る初動対応をめぐる町長の数々の判断ミス、振る舞いがここまで事態を深刻化させました。これまでの審議を通じ、明らかになったのではありませんか。幾らあなたが否定し、言い訳をし、岩盤のせいに責任を逃れようとしても、初動の数々のミスの原因はあなたにあったことは隠しようがないのであります。真つ当な声に耳を傾ければ、政策の優先順位が変わり、このような事態を招くことはなかったはずです。あなたの政治姿勢には全く気配すらありません。ある政治学者が著作、「現代と戦略」にある、プロフェッショナルをまねる素人であれば、より以上の危険が存在すると、行政職を信用せず、口を挟ませない政治が政治主導であると、そんな間違っただい込みにとらわれたあなたは行政職員の専門家の助言に耳を傾けず、外部のコンサルティング等に意見を求め、根拠もなく、それを信奉し、自分の判断を押しつけるなど、あなたの政治手法の危うさは思いつきそのものであります。そこで、質問趣旨、さきの会議において、道の駅事業中止に係る町負担精算額が 8 億 3,000 万円と発表されました。復興途上の中、過去、広野町町史にない多大な負担であり、町民 1 人当たり 17 万 5,000 円の負担になります。町は町民に対し説明をすべきであり、責任をどのように取られるのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 7 番、小磯利雄議員のご質問につきまして、ご質問の 1 番目、令和 5 年度施政方針についての 1 点目、震災関連事業、通常事業予算配分と政策、政治方針について伺いますにつきましては、令和 5 年度における一般会計及び 6 特別会計を合わせた予算総額は 70 億 9,168 万 6,000 円であり、このうち震災関連事業は 13 億 2,638 万 5,000 円、通常事業費は 57 億 6,530 万 1,000 円です。震災関連事業は予算総額の 18.7% となり、主なるものは移住定住促進事業、広野駅東側第 2 期開発住宅用地取得支援事業、ふくしま森林再生事業費、林業専用道路整備事業費、プレミアム付商品券事業費、住宅改善事業費等となります。通常事業費は予算総額の 81.3% となり、主なるものは給料等の人件費、老人福祉費、障害者支援事業費、介護保険事業費、し尿塵芥処理費、道路維持補修費、道路新設改良費、公共下水道費、常設消防負担金等となります。

政策、政治方針につきましては、東日本大震災、原子力事故の被災地である双葉地方は、特に人口減少、少子高齢化が顕著に進行していることから、地方における必要不可欠な住民向けサービスを維持し、地域経済、社会の持続的発展を可能とするため、移住定住の促進に向け重点的に取り組んでいきます。町の玄関となる広野駅周辺開発、就労の拠点となる駅東側産業団地や東町産業団地への企業誘致、移住者の受皿となる住宅開発、子育て環境及び教育環境の充実、二ツ沼総合公園、Ｊヴィレッジを活用し、交流人口の拡大、にぎわいの創出から魅力ある地域づくりを進めていきます。先人らが築き上げたすばらしい歴史、伝統、文化を継承し、広野町から生まれた童謡にある美しい里山、田園を渡る風、清らかな水を未来の子供たちにつなぐため、環境条例を制定し、景観と災害に強い町づくりに取り組み、町民の皆様をはじめ、火力発電所や広野ＩＧＣＣの事業者、町内の立地企業などと2050年のカーボンニュートラルに向けた基盤を構築し、地域課題の解決を図っていきます。

私は、本年をふるさと復興・創生「草創の年」と位置づけ、これまでどおり「いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町」を標榜し、日本一元気な町づくりとさらなる復興創生の躍進に向け、全身全霊、全力で取り組んでいきます。

ご質問の２点目、スタートアップがイノベーションや雇用を生み出しています。情報発信などワンストップ支援拠点を整備すべきにつきましては、革新的なアイデアで、短期間に成長するスタートアップ企業や独自の技術やサービスを提供する成長過程の企業として挙げられるベンチャー企業があります。いずれも経営に関わる人材のスキルに会社の命運をかけている実態があり、社員のハードワークにより業績アップが見込まれる一方、給与面や雇用形態が安定していないなどのデメリットを抱えています。イノベーションを起こす意味では、これらの新興企業を支援する取組は有効であると考えており、自治体や独立行政法人、大学などにおいて、インキュベーションセンターを設置し支援する動きがあります。福島イノベーション・コースト構想に呼応し、これらの可能性を念頭に、公共施設等の有効利用を捉え、検討し、取り組んでいきます。

ご質問の３点目、ゼロカーボン４年度実績なし、５年度はどうされますか、二酸化炭素の排出量は幾らですかにつきましては、令和４年１月に広野町ゼロカーボンビジョンを策定し、令和４年７月31日、早稲田大学環境総合研究センター、永井祐二教授を広野町ゼロカーボンアドバイザーに委嘱しました。令和４年８月５日、各課の課長補佐、係長を委員とする広野町ゼロカーボンビジョン推進チームに任命し、同日、第１回広野町ゼロカーボンビジョン推進会議を開催しました。令和４年８月６日、広野町ゼロカーボンアドバイザー、早稲田大学、永井祐二教授を講師に、町民及び町内の立地企業等を対象とした広野町ゼロカーボンビジョン説明会を開催しました。令和４年９月６日、第２回広野町ゼロカーボンビジョン推進会議を開催し、全国町村会主催の地域のための脱炭素セミナー勉強会にリモート参加しました。令和４年10月７日、第３回ゼロカーボンビジョン推進会議を開催し、環境省主催の先行自治体と共に学ぶ脱炭素推進に向けた勉強会にリモート参加しまし

た。令和4年10月24日、公共施設等への再生可能エネルギー設備導入事業に関するF／S調査を業務委託し、公共施設等への再生可能エネルギー設備導入に向けた具体的な基礎調査を実施しています。令和4年12月27日、第4回広野町ゼロカーボンビジョン推進会議を開催し、ZEHやEV車購入補助金等の創設に向けた検討を行いました。令和5年1月25日、第5回広野町ゼロカーボンビジョン推進会議を開催し、環境省主催の先行自治体と共に学ぶ脱炭素推進に向けた勉強会にリモート参加しました。令和5年度以降、環境省の補助事業を念頭に、公共施設への太陽光パネルの設置やEV車、急速充電器等の導入を図り、2050年のカーボンニュートラルに向け、計画に基づき着実に取り組んでいきます。

二酸化炭素の排出量につきましては、環境省が公表している算定、公表、公開制度のデータによりますと、2017年広野火力発電所が排出しているCO₂が約44万2,000トン、町内の事業所及び家庭において約4万4,000トンとなり、合計48万6,000トンとなります。

ご質問の4点目、税収総額は幾らになりますかにつきましては、課税開始の昭和55年度から令和4年度における固定資産税及び法人町民税の納付額は689億6,633万円となります。なお、昭和55年度から平成12年度までは、課税台帳を紙で管理していたことから、既に廃棄処分となっておりますので、固定資産税及び法人町民税の各決算額における東電関係が占める平均割合から推計しております。平成13年以降は、データで管理しているため、実績額となります。

今後1号機から6号機の休廃止はあるのかにつきましては、現在、1号機から4号機は長期休止中にあります。現時点において、電力事業者からプラントの新たな休止、廃止の手续にあるとの連絡は受けておりません。現状、世界のエネルギー需給の不安定から、夏場等の電力需給の安定化を図るため、国内において休止中の火力発電所を再開させる計画があります。国、電力事業者の動向を踏まえ、広野火力発電所と連携を図り取り組んでいきます。

ご質問の5点目、東京電力（株）、（株）JERAとの信頼関係は維持されているのかにつきましては、町は、昭和30年頃、石炭産業の衰退とともに人口が減少し、過疎化が進行し、町財政も厳しい状況となり、学校、道路、水道など、公共施設の整備も近隣より大きく遅れていたことから、議会と一体となり過疎化と財政難に歯止めをかけるべく、昭和46年3月、東京電力株式会社広野火力発電所誘致の実現に関する決議を行い、同社による広野町への進出が決定いたしました。昭和46年12月に1、2号機の建設に着手、町制40周年を迎えた昭和55年4月に1号機が完成、同年7月には2号機も営業運転を開始しました。運転開始以降、6号機まで増設を進め、関東圏のベース電源である440万キロワットの発電設備を有するエネルギーの町として発展することができました。町制80周年を迎えた令和3年11月には、広野火力発電所構内に新たな石炭ガス化複合発電（IGCC）方式による高効率の発電プラントが完成、営業運転を開始し、現在に至っています。令和元年4月1日、広野火力発電所の事業者が、東京電力ホールディングス（株）から（株）JERAに移行されてからも、廃炉や復興事業を支える枠組みである広野町安心・安全ネットワーク会議、カーボン

ニュートラルや持続可能な社会の構築、町が主催する各種行事等、日頃からご参加、ご協力をいただいております。地域を代表する企業として、今後とも、堅固な連携、信頼関係の下、広野火力発電所の立地町として、火力の町の未来発展に取り組んでいきます。

ご質問の6点目、バナナの年度別売上げ実績、本年度事業計画につきましては、収穫を開始した令和元年度の実績は、収穫本数1万1,864本、生食売上げ495万3,790円、令和2年度、収穫本数8,554本、生食売上げ172万5,431円、令和3年度、収穫本数1万3,099本、生食売上げ332万2,205円、令和4年度1月末現在、収穫本数1万521本、生食売上げ156万6,810円となっています。今後の事業計画につきましては、令和4年6月29日開催の全員協議会、令和4年12月2日開催の全員協議会、令和5年1月12日開催の全員協議会におきましてご説明いたしましたとおり、人件費の削減や一層の業務効率化を図り、バナナ事業に関する新たな投資を行わず、産総研が実施しているバナナハウス栽培に適した地中熱システムの開発・実証事業を実施している期間において、収穫した広野産バナナを町の特産品としてふるさと納税の返礼品に活用したり、ふたば未来学園中高一貫校とスイーツの商品開発を行い、知名度、イメージアップを目的とした町の魅力づくり事業として、株式会社広野町振興公社に業務委託をいたします。

ご質問の7点目、町は町民に対し説明すべきであり、責任をどのように取るのかお聞きいたしますにつきましては、令和5年1月31日開催の全員協議会においてご説明申し上げたとおり、道の駅整備の今後の方向性については、これまでの整備敷地及び資源等を活用し、災害に強い町づくりの一環として、防災エリアとして整備することを基本に、令和5年度において整備の展望を図ります。道の駅整備計画において計画変更に至りましたことについて、町民の皆様にはおわび申し上げ、町民の命を守る災害に強い町づくりの実現に貫徹すべく、責務を全うし、全力で取り組みます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） まず、令和5年度の施政方針のペーパーを拝読いたしました。今までになく大変中身の薄い、例年の繰り返し、新鮮さがあまり、ちょっと希望の持てない、そういう内容等が多かったかなと、一部を除いて。非常にがっかりしました。そこでお聞きをいたします。

私は、3年にわたるコロナ対策より、このたびのアフターコロナに向けた動きが出てきているわけです。幅広い人材の交流と新たな価値の創出より、外からの投資を呼び込む、その好循環にあるのかなと、この13年目を迎えるに当たってそのように思うわけですが、町長はこの件についてどのようにお考えですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） アフターコロナにおける人材の活用についてお答えしたいと思います。

震災以降、国、県、約400名を超える方々の職員支援を10年間にわたっていただきました。この間、県内においては、被災地をはじめ、県ご当局に御礼のご挨拶を伺い、対応してきました。

今2年が経過をして、令和4年度において震災からの支援職員というものは、この令和4年度で終了と基本的になります。この震災、復興、特交という予算財源をもってして取り組んでいく際には、復興事業における支援の職員の体制の在り方であります。ついては、ただいま令和5年度予算が薄っぺらなもののご指摘をいただきましたが、計画に基づいて、今13年目を迎えるに当たり、計画に基づいて何を展望すべきなのかということを繰り返してありますが、課長と庁議の中で協議をして、予算措置をする際には繰り返し予算のヒアリングをして、優先度を住民を捉えながら適切に対応してきているものであります。震災前の状況にはまだまだ戻っておりません。そういった中において、ただいまご指摘いただきました令和5年度における震災関連事業と通常事業における予算規模と、そしてただいまおたしをいただきました人材育成についてはしっかりと令和5年度、この事業が機能できるように、任期付職員、そして会計年度職員等々の面接を行いながら、令和4年度を踏まえ、令和5年度に向けた役場職、体制というものを確立に今当たっているところであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 先ほどるる一般会計プラス特別会計を合わせた金額の数字がありました。一般会計で申し上げますと、昨年は60億円からの一般会計からのスタート。現在70億円までそれが増えました。大変いいことです。でも、来年度52億円、がくんと減っているのです。これはいろいろあるのでしょうけれども、その辺のもう少し、数字がやっぱり我々はついてきますので、そういうところはしっかりと把握していただきたい。町長が言われた未来をつくる町というポジションがありました。福島国際研究教育機構がようやく動き出します。4月1日から。本町として具体的に展開が見えません。先ほど抽象的な内容がありましたけれども。本年度、いやいや、来年度、5年度においてどうされるのですか。何か希望の持てる、そういう展望があるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 国際研究教育機構F—R E Iの本町の展望についておたしをいただきました。ただいまご案内いただきましたように、このF—R E Iのスタートは令和5年4月1日であります。設置箇所は浪江町に決定しました。報道されているように予算措置がなされて、それは閣議決定をされてから、そして令和5年4月1日、そして5月1日とこの協議体が発足をする運びとなります。ここがスタートであります。これまでの経緯においては、昨年の5月10日において、設置箇所の案内を国、県当局からいただきました。広野町も意思を表明しました。この分野については、機能が4つありまして、分野は5つあるのです。その分野の5つの中において、広野町は様々な先駆けて機会を捉えてきた町として、町内には學術高等教育機関の事務所、研究者が常駐いただいております。これまでの経緯と、そしてふたば未来学園中高一貫校が5校の休校の下に、新たな学校が生まれたということにおいては、4つの機能のうちの一つに人材育成というセクションがあります。町内に設置されている早稲田大学と連携を図り、この人材育成というものについて、県内はも

とより、国内から集まる生徒たちに、双葉地方からの福島復興に資する人材育成をこの地元から中学、高校を学びやとしている彼らに、しっかりと地域に開かれた学校からの展望に当たることについて、また小高産業技術高校と連携を図りながら、次世代を担う地域の創出に向けて資していきたいと、応援していきたいということを念頭として、昨年の5月の10日に意思表示をしたところであり、これから来月の4月1日、記念式典があります。そして、5月、新たな協議体があります。そういった協議体の中で、各自治体と共に、これは被災地12を超えて15、F—R E I の該当は12でありますけれども、これは福島イノベーション・コースト構想という15市町村におけるエンジンとなる大きな基盤であります。ついては、広野町は、この浜通りにおける、いわきと隣接をする双葉地方8町と、そして南相馬市を広く捉えた、そういったF—R E I の事業の効用を広く各市町村全てに広げていくというのが政府の考えであります。国の考えであります。居住区の研究者の居住区であったり、研究タウンを造ることにおいて、様々な分野、各事項において、各市町村としっかりとリスペクトして、連携を図り、協力体制を敷いて、新たな福島復興の福島イノベに向かう国際産業都市構想に向けた取組を広野町として展望していきたいと考えております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 町長は、よく言われます。国、県の一つの流れ、発言というものは、被災市町村全体をバランスを考えてやるのでしょうか。でも、現実問題、申し訳ないですけども、帰町率がゼロに近い自治体もありますよね。20、30で苦しんでいますよね。50行けばいいほうかなという今非常に悲観的な、そういう自治体が北のほうにたくさんあるでしょう。我が町は恵まれているのです。人もいる、学校もある、水もある、南に近い、そういういい条件の中に本町がある。これを利用して、生かして、それで本町の将来のためにもやっぱりこういう研究施設というものをぜひ本町に目に見える形でやっていただきたい。この研究施設、この復興地域における最後のフロンティアと言われているのです。国、県は、大きな事業、これまで5つやっていました。浪江のガスしかり、カーボンしかり、いろいろ、ドローンしかり、何かいろいろやっていました。みんなやっています。広野町には何もない。町民からよく言われるのです。隣では、いや、北のほうではたくさん、人がいないのにあれだけの大きなプロジェクトが動いている。何で本町にはないと。私は本当に返答に困っています。町長がよく言う、本町はバックオフィスですからって。フロントオフィスにはなれないのですか。そういうふうに私は言うのですけれども、笑われました。やはり本町の財源、雇用、そういうものを考えた場合、私は積極的にそういう件に関しては手を挙げてやるべきだと思うのです。優秀な職員がたくさんいるではないですか。

そこで、スタートアップの革新的なイノベーションという、この件について、もうちょっと時間があるからお聞きしましょう。来年度地域創生総合支援事業、サポート事業、もう既に受付終わって、第2弾が今度始まろうとしています。本町においては、来年度何をやられるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） スタートアップについてただいま答弁申し上げたのは、インキュベーション等々、様々な市、町、村が置かれている状況において復興計画に基づいて取り組んでいる。広野町は、復興の中核拠点としての石炭ガス化複合発電、I G C Cの設置、そして今申し上げた人材育成に関するふたば未来学園中高一貫校が設置をされた町であります。この町の特性を捉えて、バックオフィスという意味合いは、これから帰還をしようとする、さらなる復興を展望とする町、村に対して、共に受け止め合って、連携を図って、双葉地方の全体の復興を資するものと取り組んでいく上において、今、移住、定住の時代を迎えようとしています。広野町は、既に2回、住宅整備事業に着手しています。今般、この春、3回目の事業計画を着手しています。来年度において、令和5年度において、これまでの取り組んできた経緯の中において、F—R E Iはこれからの7年後を予定しています。第2期復興創生期間の終わる年を目途として捉えているということにおいて、来年度、令和5年度において、これまで取り組んできた取組を具現化していくと。そして、今、1つには多くの人に広野町に来町いただくと。交流人口のことです。ただいま議員おただしのよう、1点目に多くの人たちが広野町に来町いただくことが重要であると申されました。まさしくそのとおりであります。多くの人たちに広野町に来町していただく、そのことをもって広野町がバックオフィスという機能というものを捉えていく上において、さらなる可能性、ポテンシャルを広げて、つくって構築していくということであり、それは震災直後、帰還がなし得ていない広野町としての見解からの取組であります。ついては、令和5年度、これまでの令和4年度に取り組んできたことの展望というものを具現化していくという予定にあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 時間がありませんので、次に行きます。

3番目の③のゼロカーボンシティ、カーボンニュートラル。先ほど同僚議員も発言されました。とても関心を持っていただけるということは大きな一歩ですよ。ありがとうございます。それで、町長、先ほどちょっと説明がありました。2017年度のCO₂の排出量の件がありました。これ一番大事なところなのです。昨年もお聞きしましたよね。二酸化炭素排出基準年はいつですかと私お聞きしました。去年も聞きました。分からない。当然排出数量も分からない。総量も分からない。国は、いいですか。カーボンニュートラルというものの取組について、2021年の10月に閣議決定されているのです。それは、日本では2030年温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、2050年に完全なカーボンニュートラルを実現することを目標と定めると、国がこういうふうに言っているのです。何で2017年の数字が出てくるの。2013年度の数字を出してください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 重ねて答弁の件に申し上げますが、もとより基準の概念というのはないのです。用いているこの数値は、国が捉えているデータの中から2017年、平成29年でありますけれども、広野町として、ただいま申し上げたように、の数字です。44万2,000トン、4万4,000トン、48万6,000ト

ンという数字を捉えているということでもあります。国が炭素循環におけるカーボンビジョンを宣言をしている。そして、カーボンニュートラルに当たっていく。いわゆる炭素の排出と取り込む排出、これをイコールにしていくことにおいて、それは国は国として。我々が捉えているのは、火力の町として捉えているということを答弁させていただいたということでもあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私もいろいろ文献を調べました。火力の町だから2017年度という、そういうことはどこにも書いていない。あくまでも基本は2013年の数字を前提として、2021年10月に閣議決定をされたと、私はそういうふうに聞いています。おかしいではないですか。2013年、ご存じでしょう。2011年の東日本大震災後、本町の火力発電所はフルパワーで電力供給に専念されました。たっぷり出たのでしょう。でも、それはしょうがない。国の復興のためにと、私らは目をつぶりました。その数字を前提に、そちらの46%削減しましょうというのが目標数値なのでしょう。そういうことをやっぱり統一すべきではないですか。私にはそういう変な解釈には私は理解できません。これもうちょっと調べてください。

それで、いいですか。46%減らすというのは、これは並大抵のことではありません、2030年に。あと7年後。どうやってカーボンニュートラルに持っていくのでしょうか。具体的な方策を教えてください。

それともう一点、カーボンニュートラルの定義というのは何ですか。教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま2017年における数値を申し上げます。この際、ゼロカーボン2030年から2050年において、再生可能エネルギー導入における二酸化炭素排出量の推計値を掲載しておりまして、2030年には広野火力発電15万4,000トン、町内の事業所及び家庭においては2万3,000トンとなり、合計約17万7,000トンとなると。そして、2050年においては、広野火力発電所がゼロエミッションを達成することで排出量はゼロとなり、町内の事業所及び家庭において約9,000トンとなる計画となります。

ただいま議員おただしの2013年におけるデータを申し上げます。火力は57万7,230トンです。町内は4万6,000トンであります。この数値の扱いについては、大事なことであるというのはご指摘のとおりであります。数値、国と、そして町と国の方策、県の方策ということで、町として我々は、私どもは計画性を持って捉えているということでもあります。

カーボンニュートラルの宣言から、宣言をしてから、カーボンニュートラルの定義を示せということでもあります。ただいま申し上げましたように、カーボンニュートラル、ニュートラルです。つまりは二酸化炭素の排出量を抑え、吸収する二酸化炭素と排出する二酸化炭素と、それをゼロベースに持っていくということを概念としていると受け止めるものであります。ついては、今水素社会に向かうところにおいて、水素概念も、これは H_2O から H_2 と O と分けて、そして電気分解を

して、またそれをエネルギー化していくということにおいて、海水の中に水素は存在するという現実があります。化石燃料と言われる石油、石炭、LNG等々の燃料というものを、我々は立地町として受け止めて、電気事業者としっかりと堅固な連携の下において、このゼロエミッションを捉えていきたいと考えます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 先ほど2013年の61億、いやいや、62億何トンですか、この数字が出ました。削減目標、これは全国、いや、全世界に公言している46%削減ということによろしいのですね。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 46%の削減というのは、主語はどこですか。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） ですから、国は2021年10月に閣議決定しているのです。2013年比で46%削減しますと。よろしいのですね、46%削減。可能なのでしょうか。私には難しい……

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 46%削減について、復興企画課長から答弁させてよろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長の答弁よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

広野町が策定いたしました広野町ゼロカーボンビジョンの中で推計値を出させていただいております。今議員おっしゃられました2013年の13年度比46%削減目標につきましては、広野町のビジョンの推計値の中では十分に達成し得る数値というふうに認識をしております。町内においては、先ほど来町長のほうからも説明をさせていただいておりますとおり、再生可能エネルギーを推進し、それらを取り入れることによりまして削減量を示させていただいております。町内の家庭、事業所における2013年のCO₂の排出量が4万6,000トンでございまして、2030年におきましてはその半分の2万3,000トンを推計値として出させていただいております。加えまして、火力発電所におきましては2013年度において57万7,000トンでございます。こちらが2030年度におきましては、こちら株式会社JERAの聞き取りによりまして、全体といたしまして15万5,000トンほどに削減を目標値として掲げているところでございます。こういった観点から、十分に削減が達成できるものと認識しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） カーボンニュートラル、ニュートラルです。車で言うところのニュートラルと一緒に。要するに46%削減する、その目標に対して、オーバー分があるわけでしょう。そのオ

一パー分をどれだけ下げるかというのが、化石燃料を下げる、あるいは原発をやる、あるいは森林を吸収を増やす、あるいは自動車関係をやるなどなどなど、そういういろんな手法を取って、その達成に向けて、これから7年の間にやるということなのです。これは大変です。ご存じのとおり、ロシアによるウクライナ侵攻で、今全世界で石炭価格が相当上がっています。取扱い数量も相当上がっています。原発の再稼働も動きました。ドイツにおいては、自動車関係のEVも減速ぎみです。そういう世界情勢の中で、本町だけがそういうことにちゃんと達成できるのかという私は甚だ疑問。もう少しその辺は勉強していただきたい。後でもう一回繰り返します。ちょっと何でこういう質問をするのかということを知りたいと思います。

ところで、本件は、県内59自治体のうち5番目にゼロカーボン宣言をしました。町長らしいなと思っています。先月末現在、ゼロカーボン宣言した自治体は何自治体あるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 現在、その手元資料はございません。ゼロカーボン宣言をしている自治体は増えているところであります。環境省資料の下におけば、全国において震災以降取られています。広野町が5番目、令和の2年、震災から10年を迎える3月の3.11の前に電気事業者との連携の下に、速やかに、いち早くこの事業に着手しました。そして、関係機関としっかりと連携を図って、ただいま議員のおただしのように、優秀な職員が支援チームを作成して、懸命に取り組んでいる現況にあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 環境省データからよりますと、59市町村中14市町村しか手を挙げていません。先ほど言ったロシアによる国際情勢の大きな変化によって、今止まっているのです。これは無理だわ。その辺も含めまして、本町なりにこの努力目標というのを数字出していただきたい。広野町ゼロカーボン宣言、町長、令和3年3月5日に出ています。これがそうでしょう。混乱しないでください。ちょっとこっちも話が見えなくなっています。

次、行きます。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 町長の、何か答弁したいと言っています。

○7番（小磯利雄君） 結構です。次行きます。

先ほど町長は、広野町ゼロカーボンビジョン策定委員会、委員長に永井教授と言われましたが、私は小野田先生、小野田委員長かなと思ったのですけれども、間違いありませんか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 令和2年度に行いましたゼロカーボンビジョンを捉えて、早稲田大学の先生はお二人の先生がおられまして、お二人の先生がその役目を果たしていただいております。ということであります。小野田教授と永井教授であります。ただいまお話しのように、お二人の教授の先

生の下に対応いただいていたということでもあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） とかく学者先生は、夢は語るのです。おっしゃるとおり。でも、財政とか、そういう我々の負担というものに関しては全く無頓着。国、県のほうしか見ていません。でも、相当苦労されたのでしょうか。3回もやられましたから。

ところで、本町における2050のカーボンニュートラル実現に向けたGX、要するにグリーントランスフォーメーションというのは、推進すべきなのでしょう。どうなのでしょう。それは、計画に入っているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの質問は、グリーン成長戦略のことでよろしいでしょうか。

〔「グリーントランスフォーメーション」の声あり〕

○町長（遠藤 智君） グリーントランスフォーメーションですか。ただいまグリーントランスフォーメーションについての概念を今お答えできる状況にないので、後ほどご報告したいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 次、行きます。

1984年に東京電力さんが我が町に発電所を設置していただきました。大変ありがたい。今我々がここにいるの、皆さんがここにいるのも東京電力さんのおかげです。東京電力企業城下町と言われてもおかしくない、こういう状況。先ほど689億円以上税収がありましたということです。大変ありがたいですね。本町の一般会計における全体的な数字の中におけるこの689億円というのは、何%なのでしょう。町長分からなかったら、誰か分かっている人に。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、この町の単計、単年度の予算措置であります。概念としてご承知のとおり、一般会計と特会で30億円、40億円と、そして今不交付団体としてこの町が存続しているのは、これは大規模償却資産税、広野開発会社からの税の受け止め方、事業からであります。ついては、繰り返し繰り返し申しているように、50年の歴史を俯瞰して、この税をしっかりと大切に使うていくということでもあります。ついては、一般会計の中に算入して取り組んでいくことについては、極めて大事に、慎重に捉えてまいります。

ただいまのご質問は、一般会計に割合を何割かということによろしいでしょうか。税の算入ですね。税務課長から説明させます。よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 税務課長の答弁でよろしいですか。

〔「はい、早めをお願いします」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長、答弁。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

いますが、町民税務課で所管しているのは町税の部分なものですから、町税に占める東電関係の予算の、失礼しました。課税の占める割合は把握しております。約82%でございます。一般会計全体の歳入となると、ちょっと私は存じ上げません。失礼します。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） まずもって、こういう過去43年にわたる資料を、データを出していただいたということは本当にありがたい。よく出していただきました。でも、今の82%というのは、ちょっと私の計算からいけば20%ぐらい誤差があるのですけれども、本当に82%。今年度分の数字は82かもしれないけれども、どうなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長の答弁でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長、答弁。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

説明不足で申し訳ございませんでした。ただいまの数値は、I G C C加えた令和4年度、本年度の数字でございます。例年ですと、大体6割から7割ぐらいの間でシェアを占めておる状況です。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君に申します。質問時間が残り僅かというか、2分42秒になっております。お知らせします。

7番、小磯利雄君、どうぞ。

○7番（小磯利雄君） 私、何でもこういう質問をするかということ、43年にわたる東京電力さん、J E R Aさんの、大きく大きく貢献していただいた、この企業城下町と言われる我が町において、町長はゼロカーボンを前面に押し出して、それで東京電力の1、2、3、4号機の稼働にストップをかけてしまっているのかなと、私は非常にそれを危惧しているのです。5、6号プラスI G C C、それだけでは本来の我々の税収にはつながりません。1、2、3、4がそういう動きであるのかなということであれば、当然私はそれに代わる新たなプラントのお願いをするべきだと私は思うのですけれども。時間ありません。町長、お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） ただいまのゼロカーボンと廃止措置は、関連性は一切ございません。100%ありません。それは、一般の概念として、老朽化した火力のプラントは、廃炉の趣旨の方向に向かっていくのは一般論として捉えているからのことでもあります。それは100%ないということを断言いたします。その上で、そのリプレースする、代替とするようなエネルギーの求めについては、議会等々と一緒に要望活動をしてきた経緯があります。それは、今これまでの捉えてきたI G C C、石炭ガス化複合発電、この高効率、48%の発電を広野町に広げていく、そういった取組、捉えというものもこれまでやってきたところであります。しかしながら、一方、ただいまその措置はないこ

とについては、J E R A御社がゼロエミッションという表明をしたのが2年前の10月だった。3年前の10月であった。その上において、ゼロエミッションを捉えることから、カーボンニュートラルを捉えて、新しい未来社会に向かうエネルギー立地地域を念頭としつつ展望していく、そういったことを共に考えていきたいと、そのように願うものであり、おただしのように広野町の火発を100年先に存続する前提であります。

○議長（北郷幹夫君） これで7番、小磯利雄君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の7名であります。

これで一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日、14日で通告のあった一般質問は全て終わりましたので、明日の日程は議案審議のみといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日、7日目は議案審議のみに決しました。

事務局より日程表を配付いたさせます。日程表の報告は省略いたします。

（配付する。）

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第6日目の日程を終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前9時から会期7日目を開きます。よろしく申し上げます。

（午後 4時00分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 門 馬 ま り え

署 名 議 員 畑 中 大 子

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年第1回広野町議会定例会会議録（第7日）

令和5年3月15日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 1 号 議員定数に関する特別委員会の設置について
- 日程第 3 議案第 1 号 広野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 広野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 号 広野町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 広野町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 広野町二ツ沼総合公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 国土調査に関する町有地処分条例及び広野町町有地処分に関する審議会条例を廃止する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 工事請負契約の変更契約について
- 日程第 12 議案第 10 号 工事請負契約の変更契約について
- 日程第 13 議案第 11 号 令和4年度広野町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 14 議案第 12 号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 15 議案第 13 号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和4年度広野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（9名）

1 番	阿 部 憲 一 君	2 番	北 郷 伯 弘 君
3 番	遠 藤 浩 君	4 番	北 郷 幹 夫 君
5 番	門 馬 ま り え 君	6 番	畑 中 大 子 君
7 番	小 磯 利 雄 君	8 番	門 馬 巧 君
9 番	渡 邊 正 俊 君		

○欠席議員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	松本正人君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	林聡宏君
復興企画課長	小松和真君
参事兼産業振興課長	猪狩裕一君
建設課長	松本周次君
参事兼環境防災課長	高橋喜孝君
参事兼健康福祉課長兼保健センター所長	飯島洋一君
こども家庭課長	佐藤尚文君
参事兼町民税務課長	岡修一君
会計管理者兼出納室長	北郷智恵子君
教育次長兼学校教育課長	加賀博行君
生涯学習課長兼公民館長	遠藤義宏君
代表監査委員	鯨岡公一君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼議会議務局長	坂本淳君
総務課係長 (書記代理)	佐藤和也君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、書記代理を総務課、佐藤和也君にお願いしていますので、ご了承ください。

ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回広野町議会定例会第7日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

7番 小 磯 利 雄 君

8番 門 馬 巧 君

を指名いたします。

○発議第1号 議員定数に関する特別委員会の設置について

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、発議第1号 議員定数に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について、議会運営委員会副委員長、8番、門馬巧君の説明を求めます。

8番、門馬巧君。説明は自席でお願いいたします。

○8番（門馬 巧君） ありがとうございます。

発議。去る3月3日に開催した議会運営委員会の中で、本町の人口の状況や財政の推移などを鑑み、議員定数に関する特別委員会を設置し、あらゆる角度から調査、審議し、議員定数の適正化を検討すべきということで、委員の合意が得られました。

つきましては、趣旨をご理解いただき議員定数に関する特別委員会の設置について、議員各位の全員の賛同をお願いいたします。

なお、この特別委員会の調査期間は調査が終了するまでとし、閉会中も継続調査を行うことができるものとしたいたしたいので、併せてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ただいま説明ありがとうございました。そうしますと、基本的に町の人口が減っていくということで、町の財政状況ということがもう一つ。この要因で要するに議員を減らしたいと、そういう趣旨の方向性の委員会を設けるということで、これよろしいのでしょうか。よろしいですね。そうしますと、これ他方、私調べたところでは、去年、おととしの数字だと思いますけれども、全国の町と村、村まで足した定員の平均が11. 幾らだと思いました。これがほとんどもこれ以上下がりようがないというところずっと来ているのです。これが9人、これが8人になるのは、グラフをずっと見ていると、総務省の数字だと、もうあと10年以上、8人になるのなんかもう20年以上先のことなのです。村まで足してですよ。こういう実態があるのに、これをますます減らしていくと、多様な意見をここに入れるということがなかなか難しくなってくる。広野町は、今度の改選のときに平均年齢が70歳。現役世代が今、遠藤さんだけです。こういう議会改革の根本的な問題を脇にやって、何でこれ定員の話が出てくるのかと。これ順序が全く逆だと思います。まず、この議題をきちんとやって、では定員はどうかと、これなら分かります。なので、ちょっと質問なのですけれども、そういうところまでこれ調べてやっているのかということなのです。そこをお答えいただきたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） その問題については、この特別委員会を設置後、委員会で選ぶと思います。よって、このまま阿部さんの質問に答えるまではないと私は解釈します。

終わり。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君、今の回答分かったでしょう。

○1 番（阿部憲一君） 踏まえて。

○議長（北郷幹夫君） もう一点。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 特別委員会というのは、地域内の問題、課題があって、そこで初めて開けるものなのです、基本的に。それが明確でなくて、実態を踏まえているかどうか分からない、この問題を議会の中であるというのは本来おかしいのです。そこの手前で明確にして、それでは特別委員会を設けるかどうかという議論になることなのです。全部そこに含めて特別委員会やる、こんなことはないのです。その問題をまず議論することが必要であって、特別委員会をまず開く、そこで何か何でもいから話し合えばいい、こういうことではないのです。特別委員会やたら開いては駄目なのです。いろいろ議員間の問題、派閥間の問題なんてあって。こういうことがあるので、反対討論みたいになってしまいましたけれども、これはおかしいのであって、そこをきちんと話し合ってからやるべきかどうかをここで議論するべきだと私は思います。

○議長（北郷幹夫君） さっきの答弁しておりますので、あとは討論の中でやってください。よろし

いですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） そのほかありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） これより討論を行います。討論ある方。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ただいま申し上げましたけれども、今の説明のとおり順序が逆です。何でもとにかく特別委員会を開いてそこでやればいい、ここに全部押し込んでやればいいっていう話ではないのです。特別委員会、やたらめったら開けるものではありません。ここの必要性というのは明確にして、そこで議論、かみ合わせでそれで開くかどうか、こういう順序をきちんとやってください。でなければ、これに賛成することはとてもできません。これは議会の常道ですから、こういう踏まえるべきことは踏まえてください。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） そのほか討論なしと認めます。

発議第1号 議員定数に関する特別委員会の設置についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成8名、反対0名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第1号 広野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第1号 広野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第1号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の広野町個人情報保護条例を廃止し、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 法律改正になって、それは分かるのですが、要するにこの改正の趣旨、一番重要な部分、つまり、どこが変わると町にとってどの辺がこれまでと大きく変わるのかということがちょっと分からないのです。そこをちょっと説明いただけるでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1 番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

今回の制定により何がどう変わるのかということになるかと思いますが、そもそも国のほうの法律が改正になりますが、その国の法律の改正の趣旨といいますのが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータの流通の両立といったところが大きな趣旨というふうになります。改正の方向としまして、これまで国のほうで規定しています法律と各地方公共団体で制定している条例との中に大きな差が出ているところもございます。中には条例を制定していないところ、中には一部の規定がないところ、または国よりも厳しい規定を設けているところ、そういったところが多々ありまして全国統一の規定とはなっていないといったところがございました。そういったところを解消すべく、国のほうで全国統一的なルールを設定するという事で今回の法律の改正が行われております。これに伴いまして、町のほうでは、その法律を施行するために、運用するために必要な条例を制定しているというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 説明ありがとうございました。改正は結構なのですが、運用の問題が常にあつて、原発事故がありました。例えば、私、東電に対して自分の個人情報というのは一切話したことはないのです。なのだけれども、とにかく向こうから書類が来る。ということは、町から行っているわけです、東電のほうに。それから、郵便関係だと何か町のほうが、みんな住所を移している。そこにいろんな郵便関係、郵便局にデータ、個人情報が行っている、こういう問題があるのです。だから、これ町の誰が判断してこういうことになったのかっていう問題があるのです。これうるさく言っている人がいる。町民こういうこと非常に気にしますから。これ一つ一つ。どこから情報が出ているわけでしょう。これ引っかかるのかどうなのか分からないのですけれども、この問題があるのです。だから、これやったってあんまり意味ないのではないかなと。これを本当に、

こういうどこかに情報を出していいかどうかというときは議会に諮ってもらえますか、これ。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

情報の公開またはその流通といったところに関しましては、国のほうでは個人情報の保護委員会というものを設置しております。それに合わせ、町のほうでも、この後の条例の説明になりますが、広野町情報公開・個人情報保護審査会というものを設置することになります。そういった情報を流通させる必要がある場合とか、そういったときにはそういった審議会のほうに諮って、その上での行動というふうになるかと思います。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。この件については最後にしてください。

○1番（阿部憲一君） その審議会の結果というのは、では議会に対して説明いただけますか。そういうときには。よろしいですか、それは。その結果、重要な情報をほかに出すっていうことに対して町民って非常に敏感なのです。何でここから送られてくるのということをもう本当よく聞く。なので、そういう審議会でこれ出すっていうことが決まったら、議会にこれきちんと報告いただけますか。どこに出すということ。これお約束できますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

情報の開示とかそういったことについては、その判断といったものについては広野町情報公開・個人情報保護審査会の中で決定する事項でございますので、それを議会のほうに報告するということとはございません。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第1号 広野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議案第2号 広野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、議案第2号 広野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第2号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の機関から議会が除外されたことに伴い、議会における個人情報の保護に関し、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） いろいろ説明資料も非常に読み解くのに難しいところがあるのですが、例えば議会議員が行政に対していろいろなことを質問していきますよね。例えば、役場のほうに出向いて、このことはどうなっているのかというようなことをよく質問されると思うのですが、この条例を盾に行政の情報を限ってしまうというようなことは起きないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの6番、畑中太子議員の質問にお答えします。

今回の議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、議会で保有する個人情報に関する規定でございます。今お話しいただいたのは町長部局のほうにいろいろとお聞きすることはできるのかというお話かと思いますが、そういったことではなく、議会のほうで保有する情報、これを保護するための規定となりますので、ちょっと趣旨は、今質問のほうはちょっと違ったかなというふうに思っておりました。あくまでも今回の条例についてはそういったことだということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） もう一点。

マイナンバーカード、物すごく国が力を入れて推奨しているわけなのですが、この町も大

変ですよ。いろいろなサービスポイントをつけて、できるだけ多くの方にマイナンバーカードを保有してほしいということになっているわけなのですが、一方では、このマイナンバーカードによって個人情報が流出する危険性が大きくなったという声もあるわけなのです。ですから、その批判をかわす意味でもこういう法改正をしてきたということはないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの6番、畑中太子議員のご質問にお答えします。

今、マイナンバーカードのほう、申請かなり進んでおりますが、そういった情報に関しまして、情報の漏えいとか、そういったものの危険性が増しているのではないかとということでございますが、情報を意図的に漏えいする、またはそういったものを勝手に持ち出して紛失してしまう、そういったものについては厳重に処罰される条例または法律となっております。または、そういった情報が漏れないよう、各機関のほうでも情報漏えい対策というものは行いながらやっております。情報漏えいの一の原因は人的なヒューマンエラーというふうに私のほうでも捉えております。そういった罰則規定もあるということをも十分理解しながら、情報の管理には万全を期していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第2号 広野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議案第3号 広野町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、議案第3号 広野町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第3号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開と個人情報の保護に係る審査会を統合するため本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 説明ありがとうございます。この第5条なのですが、審査会は委員5人以内をもって組織するということなのですが、そうするとこれ最低の人数というのは何人なのですか。それあるのですか。例えば1人でもこれ委員会成立なのかどうなのか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

委員は5人以内となっております。この以内の趣旨といいますのは、1人とかということではなく、所用により出席できないとか、病気により出席できないとか、そういったところを想定しているかと思います。この審査会が成立するかしないかというところにつきましては、必要な事項は規則で定めることとなるかと思います。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 説明ありがとうございます。良心的に理解するものとします。

それで、私は何かあると町の条例というのはよく確認するのですが、とにかくもう膨大に量があって、何でこれこうなっているのかなという疑問がもうよくある。だけれども、問題だってこれ議会が通しているわけですから、本当に議会のチェックっていうのが必要だと痛感するわけです。

今度第6条ですけれども、委員、これ町長が委託するってなっているわけでしょう。先ほどの総務課長の説明だと、これは要するに、ではどこに、組織に町の情報が行くのかということなのですが、例えば私の情報だけは出してほしくないという人がいれば、その人は除かれるのかとか、いろんな問題あるではないですか。そういうものも全部情報公開請求しないと出ないというわけでしょう。だったら、この5人なり、委員に町民の代表たる議員を誰か入れるべきです。情報公開なんて、これ重要な問題なのですから。これ含めてもらえませんか。でなかったら、とてもこのめ

ない。情報公開うるさいです。何のためにやっているのかって。町民のためにやっているわけですから。フェアにやるために。そこが情報公開しないと請求できない。たまに今度黒塗りで出てくる。私は、非常に疑問だと思っている。こういうことを入れてもらえませんか。約束してもらえませんか。でないと、これとてもめめない。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

今回の個人情報保護法に関しましては、基本、先ほどもご説明いたしましたが、議会は除外されることとなっております。その理由としましては、国のほうでの三権分立という基本がございまして、立法と行政のほうでは内閣は分離されているという考え方の下、国会のほうは当然今回の法律から除外されております。それと同じように、地方自治体においても議会のほうは除外し、法律に準じた条例を制定しているところでございます。それによりまして、今回の情報公開・個人情報保護審査会の条例におきましての審査会の設置につきましても、基本は議員以外の有識者の方ということで考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 今の説明ですけれども、これ非常におかしいです。例えば、我々の身近な問題であっても、広野町振興公社には議会のほうから、あそこ株式会社ですけれども、町のほうから代表として入っているではないですか。議会が入ってはいけないと、こんな原則はないです、別に。先ほどから言っているように、これ町長が決めるわけでしょう。私、町民の人からよく言われますけれども、何か委員会に話が来ると。入っても、この流れに沿ってやらないともう終わらないので、もうそれに同意するしかないみたいな、もう半強制的みたいな雰囲気の中で物事が決められてしまうということがあるわけです。要するに、何でもそうですけれども、町長が人選決めて、自分すごい人だけ選ぶのですから、これ任せるなんていうことはできないという意味で議会から誰か入れたほうがいいのかっていうことを私申し上げているのです。これ入れないととても駄目ですっていうこと。情報っていうのは、フェアに町民に対して明らかにしなくてはならないのです。なのに、全然これではガラス張りになっていない。そういう意味で議会を入れなくてはならないと私言っているのです。これ非常に重要なものであると思うのですが、そこは認識が非常にないので、おかしいなと私思うのだ。これ入れてください、誰か。約束でもいい。条例に入れなくてもいい。口約束でもいい。でなければ、めめません、これ。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいま総務課長より、国の法改正に基づき適切に対応することにおいてご説明を申し上げました。おただしのとおり、法律の下に、法治国家の法の理念、趣旨に基づきながら日々の行政事務執

行に当たっているところであります。市と町、村、いわゆる基礎自治体において、住民の生活に資するための対応について、様々な委員会等々が動いております。現実、こうして帰還をしてから新たな体制を組みながら取り組んでいるところにおいては、参画される方の理解と協力の下に対応しております。町民の理解と協力がなければ委員会等々も履行することはできません。そういった日々の事務執行において、法の理念に適切に対応していきたいというのが町としての考え、姿勢であります。つきましては、議員おただしのように、個人情報という権利が守秘される、守られるということにおいて、ただいまご意見いただいたことを正面に受け止めて、しっかりと理解いただけるように対応していきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第3号 広野町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 広野町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第4号 広野町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第4号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正及び広野町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 討論なしと認めます。

議案第4号 広野町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(北郷幹夫君) 日程第7、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(北郷幹夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(遠藤 智君) 議案第5号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、燃料費の高騰に伴い、職員の通勤手当に関し、本条例を改正いたすための提案であります。

詳細な内容については、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(北郷幹夫君) 総務課長。

(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、門馬巧君。

○8番(門馬 巧君) 自分が思うのは、施行日が4月1日。これは実勢価格は前から遡って職員に支給すべきと思います。もう社会的にガソリンが上がっているのはみんな分かっているわけだから、

それを勘案すれば、職員は今はいわゆる自己負担が増えているわけだから、ある程度の期間を遡及して支給すべきと思いますが、どうでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

今回の改正の施行日を遡及してはいかがかといったご質問でございますが、これまで給与等については遡及をして前年から、12月に行えば4月1日からとかといった遡及措置を取っております。今回の手当につきましては、年末におきまして職員組合とかそういったところとの交渉もあり、その中で通勤手当につきましては県の水準に合わせるということで決定をしてきたところでございます。それに合わせて、直近の議会ということで今回この案を上程させていただきました。ただ、手当のほうにつきましては、遡及の措置というものはあまり行っていないところでございまして、令和5年の4月1日からの施行ということで実施をするということでありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） ちょっと確認なのですけれども、今回ののは国の何か決定にかかわらず町の独自の判断でこれは上げるってということなののでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

これは、今回の改正につきましては町だけということでもございまして、様々な機関で実情に合わせた形ということで改正を行っているのかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたが、組合の交渉とかそういったところでも調整を取りながら、今回通勤手当については、現状を鑑み、引き上げることとしたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 分かりました。そうすると、我々議員も公務員ということなのです。例えばこれ避難の問題と関わりますけれども、例えば私なんか交通費なんか全く出ていないよね、これまでに。これおかしいのではないかと思うわけです。そうすると、何でこれ職員だけなのですかっていう話になるのです。そもそも、だから支給すべきではないかということなのです、避難者に対して。全く何の心もない。差別もいいところです。何回も言いたくないけれども。同じようにやっていただけませんか、これ。おかしいと思いませんか。その他の問題に、何にしたって、誰が考えたっておかしい。どうですか。もうそろそろいいかげんやってもらえませんか、これ。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

大変申し訳ありませんが、現在、議会のほう、議員の方の通勤とかそういったものに関する手当

について、私のほうで把握しておりません。一度調べてご報告のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 了解しました。だから、これ議会のほうでこの辺がちょっと決まっていなし、恐らく何にも情報も行っていないってということなのでしょう。我々のほうで、ではこれきちんとやるように私のほうからも進めたいと思います。お願いします。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

○議案第 6 号 広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第 8、議案第 6 号 広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第 6 号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第6号 広野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議案第7号 広野町二ツ沼総合公園条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第9、議案第7号 広野町二ツ沼総合公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第7号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、二ツ沼総合公園直売所における農産物等の販売を町が行うことに伴い、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、産業振興課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第7号 広野町二ツ沼総合公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議案第8号 国土調査に関する町有地処分条例及び広野町町有地処分に関する
審議会条例を廃止する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第10、議案第8号 国土調査に関する町有地処分条例及び広野町町有地処分に関する審議会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第8号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本町における国土調査が完了したため、その役割を終えた条例を廃止し、広野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、産業振興課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、質問するのに確認なのですが、この国土調査の初めから終わりまで何年ぐらい要したものでしょうか。もし分かれば。分からなければ後で。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私の記憶なのですが、国土調査が始まったのは昭和48、49年頃だったと思います。実際に終わったのが平成16年ですので、約30年ぐらいですね、30年弱だと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） 条例の改廃は、もう用がなくなったら、きちっとしてやっていくべきだし、そう思いますけれども、もう一点、関連して条例、町の条例を見ますと、ちょっとみんなに誤解を与えるような条例がまだ残っているというように私いつも見ているのですけれども、海浜公園の条例、あの条文を見て、ほかの町村から問合せなんかないですか。まだその条文があったと思うのですけれども。そういうことも早急に精査して整理したほうがよろしいかと思います。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 9番、渡邊正俊議員のただいまのご質問にお答えします。

町のほうに海浜公園につきまして、以前は数件問合せがあつて、もうできないのかとか、やらないの、再開しないのかという問合せはありました。実際のところ、今再開する予定はありません。こういったことを踏まえまして、現況を捉えて条例のほうの見直し、廃止につきまして検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「はい。ありがとうございます」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第8号 国土調査に関する町有地処分条例及び広野町町有地処分に関する審議会条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時15分です。ただいまから10時30分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時15分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議案第9号 工事請負契約の変更契約について

○議長（北郷幹夫君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第9号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和4年第2回臨時会において議決を賜りました東町線道路改良舗装工事に係る変更契約の締結について、議会の議決をいただくための提案であります。

変更の主なるものは、工事請負金額の変更によるものであります。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） ちょっとお伺いしたのですが、基本的にこの増額変更っていうのはよくあるのですが、当初にきちんとそこも計算してできないものなのか。もうこれ付き物みたいになっているわけです。何か当初予測できなかったことが発生して、それ増額というのは分かるのですが、もう必ず付き物のように出てくるのですが、これはやっぱり今回も仕方がなかったっていうことなののでしょうか。ちょっと説明いただきたいのですが。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

当初、変更する場所をもう見込めなかったかというご質問でございますが、工事を進行するに当たりまして、工法の中で、工法たくさんあるわけなのですが、例えばのり面工においては、今回、当初予定をしておりました植生マットからシートへの変更という形を取っておりますけれども、のり面をしっかりと植栽するに当たって、当初はマット式のものを押さえつけて実施をするとい

うことを設計に盛り込んでおりましたが、それよりも実際の現場に即した形でシート式に工法を変えるであるとか、今回舗装工の中で、県道広野・小高線の交差点部分、こちらにちょうど接続する部分でございますけれども、県道には歩道が設置されておりまして、そちらの歩道を横断する際、県道のほうが優先道路になりますから、そちらとのアクセスのところでカラー舗装を用いて歩行者の安全を確保するといったところを双葉警察署との協議により認めていただいたといったところで変更をしておるわけでございます。現場の進捗によってどうしても新たにそういったものが必要になる、もしくは工法を変更して実施する必要性が出てくるといったようなところがございます。そういった点を考慮して変更契約というものを行っておりますので、この現場の、これは進捗によっても変わってくるわけでございますが、常に現場と、現場監督員、管理者、職員が設計協議をした中で変更を進めているといったところでございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） これ何でこういう質問したかっていうことなのですけども、これ事業者の立場でいうと、何でもそうですけれども、入札というものがあるわけです。町側から出されてきた仕様書に基づいて入札取らなくてはならないわけだ。取りますよね。だけれども、町側がその中身を詰めていなくて、後で事業者のほうで、いやいや、これではできないのですよって必ずなるではないですか。そして、必ず増額となっていくわけでしょう。こういう、言葉は悪いけれども、手口っていうのは普通にあるわけ。普通にあるのです、事業者の立場だったら。だけれども、こういうところを見抜けるのかっていうことなのです、一番の問題は。私も経験あるけれども、ほかの事業者が入札して、何でこれこんなのできるのと。後でやっぱり全然違うふうに変わってしまうわけだ。そうすると、入札した、その請け負ったところがどんどん、どんどん利益がかさんでいくと、こういうのが普通にあるのです。だから、仕様書の問題なのだ、やっぱり一番は。だから、そこがきちんと本当に詰めてあるのかっていうことなのです。これ、だからどの段階でチェックしなくてはならないかいろいろ考えたことあるのだけれども、これやっぱり最初きちんと詰めるべき。それで、何でこうなの、最初に何で見込めなかったのか事業者に対してきちんと言わないとお金幾らあっても足りないから。オリンピックを見たって、あのおりでしょう。何倍になるのか分からないけれども。付き物なのです。これどの課もそうですけれども、よく心得てこれやっていただけませんか。お願いなのですけれども。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） 本来なら本契約のときに質問すべきと思うのですが、課長、この進入路、これが県道の接続部どんなあんばいなのでしょう。柵は入っているみたいだけれども、この流末は県道の側溝に入るのか、あるいは県道を横断して、さらに下の常磐線のほうに抜けているのか、常磐線に抜けるとすればヒューム管が必要なはず。要はヒューム管は入った様子はありません。その

辺を教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今回整備いたします東町線にしましては、基本的に雨水のU字溝の流末については県道の道路排水に合流する形でできております。その先に今議員のおっしゃられた形で一部は、もしかすると横断してヒューム管に入っているものもあるかと思いますが、現状、ここの道路の流末については県道のほうの雨水排水に合流する形で造られているものでございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第9号 工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議案第10号 工事請負契約の変更契約について

○議長（北郷幹夫君） 日程第12、議案第10号 工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第10号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和4年第2回臨時会において議決を賜りました東町産業団地造成工事に係る変更契約の締結について、議会の議決をいただくための提案であります。

変更の主なるものは、工事請負金額の変更によるものであります。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

(復興企画課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番(門馬 巧君) 課長、いよいよこの産業団地の造成も最終を迎えまして、そういうことだね。その中で、今回の業者との変更の中に盛土工、あるいは残土処理に係る放射線量なんかは測定した経緯はあるのでしょうか。というのは、課長がおっしゃるように、あの場所は除染廃棄物をしばらく置いたものですが、そのいわゆる残渣、そういうものは自分としては心配するのですが、放射線量の測定なんかは経緯はあるのでしょうか。お答え願います。

○議長(北郷幹夫君) 復興企画課長。

○復興企画課長(小松和真君) 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今般の東町産業団地の造成につきましては、こちらで発生する残土、これを東町の住宅開発に一部流用しております。良質の残土については流用しております。残土を流用するに当たりまして、土を再利用する場合には、そういった放射性物質ばかりではなくて、その土の状態を全てチェックしないと、その規定をクリアしないと流用ができないということになってございます。そういった点もありまして、町といたしましては、処分する土については全て必要の検査をいたしまして、基準内に収まっているということを確認し、処分をしているものでございます。

○議長(北郷幹夫君) 8番、門馬巧君。

○8番(門馬 巧君) ということは、課長、自信を持って販売が可能なの、そういう理解でいいのかな。お願いします。

○議長(北郷幹夫君) 復興企画課長。

○復興企画課長(小松和真君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

今、自信を持ってというお言葉をいただきました。こちらで今回、残土処理の部分につきまして工事費を増額をさせていただいております。一部その造成地の中に土として適さない土が混ざっていたといったところを指摘をさせていただいております。今議員おっしゃられたように、この土地につきましては放射性物質の仮置場として使っておりましたけれども、放射性物質については環境省がしっかりと処分をし、そして跡地の整備も終了しておりますので、今言った放射性に関する心配はないものと認識しております。一方で、災害瓦礫を一時的に保管していた場所でもございます。造成に当たって、一部その瓦礫が混じっている土地がございました。そういったところを今回良質土にしっかりと入替えをするという工事を実施しております。自信を持って販売できる土地と認識しております。よろしくお願いいたします。

○議長(北郷幹夫君) 1番、阿部憲一君。

○1番(阿部憲一君) 課長、今のやり取りに関してちょっと確認したいのですけれども、課長その

とおり自信を持っているってということなのです。要するに環境省のほうがそれを調べたと。けれども、我々、セシウムっていうのはこうやっていて普通にみんな吸っているわけです。これだけの汚染レベル。前にも何遍も言いましたけれども、広野町はチェルノブイリと比べてもゾーン1です。ゾーン1。早急でなくてはならないのです。義務。その何倍のところを広野かぶったか分からないのだ。こんなところみんな住んでいるけれども。もう認識してほしいのだ。そういうところの土をいじっているのです、小学生まで。もうとてつもない、考えられないよ、俺なんか。そういうところの土が危険なもの、高いと、自分らで測ってセシウムは高い、それをみんな吸っているわけです。私なんかも外のをずっとしていました、あの辺。国のほうは、ではどうやってそれ測っているの。セシウムだけではないです。アルファ、ベータ、ガンマ線だけでしょう。プルトニウムとか測っていますか。測るのだったら何か所か測って、一番大きい数字と一番小さい数字捨てるのです。中3つで平均するっていうことを今までずっとやっているはずだ。それだったらどんな数字でも、向こうがどういう標準を持っているか分からないけれども、それ下回る。そういうことを確認していますか。私なんかとてもまともにそんな土売れるとも思えないし、あそこをちゃんと確認していると思えないのです。前にもこういう質問したことあったけれども、ちょっと非常にぼんやりでした。その辺確認していますか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の放射性物質の仮置場の業務におきましては、しっかりと環境省のほうで跡地処分の実施がされ、さらには土壌分析をした結果に基づいて、放射性物質、残留物質の移行がないということを確認して、現場を引き受けておりますので、そういった点は心配ないのかなというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 調べていないってということなのです。恐らくガンマ線だけでしょう。それと空間線量率、それ土壌汚染濃度も測ったでしょうけれども、中にセシウムだけのものだけしか測っていないのではないかなと思います。実際は、だからあそこに出たなんて、アルファ、ベータ、それはあそこガラス体で出ているではないですか。だから、中にガンマ線があれば、それガラス体通しますから、それ測定できるけれども、中にベータ線とかアルファ線核種が入ったら通らないわけです。しかし、そのガラス体っていうのは後で壊れるかもしれない。体内に入っているから、それ溶けるかもしれない、胃酸とか胆汁で。そういう危険があるわけです。吸い込みの問題もある。だから、非常に危険なのです。みんなこういう議論いつまでたってもしないけれども。これ売る、買うほうも買うほうだと思いますけれども、これ、ではきちんと確認してください。何を環境省のほうで調べてそれ出したのか。核種。後で出してくださいよ、資料。やっぱり町の責任でやるべきで

すよ、これ。何やっているのかと思いますよ、これ。お願いします。よろしいですね、これ。資料を出してください、後で。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

東町産業団地につきましては、従前、東町の仮置場の工事をやっておりました。令和4年度完了しまして、工事を終えております。その工事に着手する前、2から6号機までのピット、こちらに着手する前に、1基当たり5か所の放射性物質について調査をしております。それにつきましては、セシウム137と134についてなのですが、137については1キロ当たり60.4キロベクレル、セシウム134については測定器の検出限界値以下となっております。こういった施工に入る前、工事の中でですが、土壌の調査もしております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ですから、課長、答えになっていないわけです。だって、ガンマ線の話ですよ、セシウムって。ところが、もう137、134は減衰しているわけです。ない。だけれども、プルトニウムとかアメリシウムとかネプツニウムとか、この辺のやつはほぼ減衰していないわけ。海に流れて、それは海に落ちるですよ。だけれども、そうでなかったら地上にあって、ずっと残っているわけ。それなりの微粒子を吸い込んだら、後で終わりなわけ。がんとか、そういうあれになってしまうわけ。だから危険だっていうことをずっと言っているわけではないですか。被曝問題って後で出てくるわけだ。晩発性だ。そういうことでしょう。免疫が下がって出てくるわけですから。だから、この問題は本当に重要なのです。みんな無視して物事追及しないけれども。だから、後で調べてください。そこなのです。関係者が何をチェックしているのか。恐らくそれしかチェックしていないのだったらそれで結構ですけども。後で確認させください。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第10号 工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議案第11号 令和4年度広野町一般会計補正予算（第7号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第13、議案第11号 令和4年度広野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第11号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、事業の確定見込み等による予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ3億7,181万4,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、企画総務費、地域振興対策費、除染対策費、農業振興費及び復興事業費等、各種事業の確定に伴う減額計上をいたしておりますが、一方で、財政管理費、財政調整基金費及び住宅管理費等については増額計上いたしております。

歳入の主なるものは、国庫支出金及び県支出金等を減額計上し、法人事業税交付金、地方消費税交付金等については増額計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は11時59分でございます。令和4年度の一般会計補正予算の説明が終了するまで会議を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、令和4年度の一般会計補正予算の審議が終了するまで時間を延長することに決しました。学校教育課長、続けてお願いします。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 各課の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの時間は12時4分でございます。ただいまから13時10分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、13時10分まで休憩いたします。

（午後 零時04分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

○議長（北郷幹夫君） これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はページ数と件名を申し上げて質問をお願いしたいと思います。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 30、31、地域振興の移住定住促進対策費についてお聞きしたい。

先ほどさらっと説明がありましたけれども、私の知る限りで、補正予算で1億円を超える1億4,800万円の補正予算が上がってきたというのはちょっと記憶にありません。この件のてんまつ、申し訳ない、最初からちょっと歳入も含めて説明してもらえ。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほどこちよと予算説明の中でも触れましたけれども、今般、移住定住促進事業費として予算を計上しておりましたコワーキングスペースの整備運営業務委託料、こちらが事業採択をいただけなかったということに伴いまして予算を減額をしてございます。これに伴いまして、コワーキングスペースを運営するための費用として、使用料、こちらにあります2,800万円ほどの金額、さらには賃借料、こちらは1,900万円ほどになりますけれども、合わせまして全体で約7,000万円ほどこの費用に関して減額をしているといったところでございます。こちらについては、コワーキングスペースということでございまして、場所を広野みらいオフィスビル、こちらを借り上げまして、そちらに、当町に来訪されるビジネスマン、さらにはこちらで事業を起こそうとしている方々、さらには学生などがこの地域で作業を、ボランティア等で活動する、そういった様々な形態に対応して、ネット環境などを整えたコワーキングスペースを設置して運営していく予定でありましたが、これらの業務について、残念ながら国からの採択を得られなかったということで事業を縮小したものでございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 逆算すれば、一昨年の12月ぐらいにはこの件の見通しがあったからこういう予算化をされたわけなのでしょう。どうしてこれほどの事業が予算化されながらアウトになってしまったのですか。私は、ポイントはそこだと思うのです。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

当初、復興庁と予算取得の協議をしている段階において、本業務については十分に事業実施が見込めるということで進めておりました。しかしながら、実際の補助金の交付申請に当たって、復興庁は多くの省庁が集まって構成されている組織であります。予算についてはおのこの出身母体の省庁が取得をしておりまして、本業務については経済産業省の予算科目となつてございます。その中で、予算取得の財務省協議の中で、今般のみらいオフィスビル、これの賃借料に関しては既に国費が投入されている事業であるといったところで、今回の事業を実施する際に国費の二重投資になるというような話があり、町といたしまして、何とかその事業実施についてご理解を得るべく、再三にわたり業務の打合せ等をしてまいったところでありますが、最終的に補助の目的外使用に当たるといったような回答をいただきまして、事業を断念するに至つたといったところでございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 昨年の秋にはもう既にたしか国会での承認があつたのかなと私は記憶しているのです。まあ、いいでしょう。

では、この件について、来年度につながっているのですか。この事業は。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町といたしましては、コワーキングスペース整備について、これそのものを否定されているものではなくて、場所が補助金の投入されていない施設であれば設置をして運営することは可能だというような考えを持っています。しかしながら、今現在その有効な場所というものが町内においてございませんので、町といたしましては、こういったニーズはしっかりあるというふうには認識してございますので、今後、設置場所、事業の運営、そういったところを見定めた中で、改めてまた予算要求などはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 昨今のテレビや雑誌等で移住先が一つのブームになっていますよね。長野県とか、北海道とか。その次あたりに福島県が入っているのです。福島県は、非常にそういう意味では今注目されている。チャンスなのかなと。このタイミングで本町においてもこういうことをやられることは、私は本当に期待しました。何とかこういうのを成功させて導いていかないと本町の発展にはつながりません。何が何でもこういう事業を核として取り入れてください。よろしくお願いいたします。

次に行きます。せっかくですから、40、41かな、ふるさと応援寄附金。せっかくです。去年1年間、実績を教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長、答弁。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

令和4年2月末現在で申込み件数729件、納税額につきましては904万1,000円、それに対する納税額は904万1,000円となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） ちょっと下がってしまったのかな。今全国的に上がっている流れだったかなと私は思うのですけれども、どうしましたか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

令和2年度に対して令和3年度からだんだん、だんだん納税額、申込み件数が下がっています。その要因の一つとしまして考えられるのは、全国で米の返礼品の対象が多くなってきたといった部分で納税者がいろいろ選べる選択肢が増えてきたということで、米を返礼品の主流としている自治体の申込額、申込み件数が減っているというふうには認識しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） やっぱりトータル的な商品力の問題ですよ。その辺はもう少し勉強してください。

実は、先般、檜葉におきまして水道企業団の議員の皆さんとお話しする機会がありました。非常に私、返答に困りました。全国に広野町の返礼品の総務省指示の件で何をやっているのですかと私言われまして、本当に困りました。私聞いていないのですけれども、正直なところ何があったのですか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

国のほうで、納税額に対して返礼品の経費の割合、それを5割以下に下さいよというのは決まっています。町といたしまして、令和3年度、その実績において経費割合が65%になってしまったということがマスコミ等で報道されました。それが全国で1番であったという、そういう経緯があります。その要因といたしましては、町としましては、ふるさと納税応援寄附金制度につきましては、当初、農家支援対策として始まったところでございます。米価下落があって、農家支援をするために、ふるさと納税を活用して農家を支援していきましょうという、そういった経緯がありました。なるべく農家を支援するために、農家のほうでは高い値段で米を買ってもらいたいというのが本音でありますけれども、そういったところで経費がかさんでしまっている部分がありました。そういった部分と、あとは米ですので、重量に対する送料が結構かかると。遠くに行くほど送料がかかるということで、その分についても経費がかさんでしまったというのが実情でありまして、令和4年度においてその納税額の見直しと調達額の見直しをかけて、その経費の割合を下げる努力はしております。まだ、実績については出ておりませんので申し上げることはできませんが、そういった経緯で令和3年度は65%になってしまったというところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 31ページのコミュニティー再生事業費なのですけれども、この中の……ごめんなさい。その下の移住定住促進対策費なのですけれども、これ町のウェブページ、ウェブサイトで、おととしの3月議会だと思いますけれども、移住定住の専用のホームページをつくるってことで、ウェブサイトをつくるということで1,000万円からの、サーバーを借りるあれも入っているのしょうけれども、あったのですけれども、2年ぐらい過ぎても、ほとんどと言っていいのかな、何か中身がせいぜい30万円もあれば十分ではないかというところで止まっているのです。減額補正も出ていないのですけれども、これはどうなっているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

ホームページの制作については、町のホームページを刷新をさせていただいておりまして、その

費用を移住定住のページと併せてシステム全てを刷新をさせていただいた経費になってございます。こちらについては、令和3年度の予算において実施をしております、既に完了しているといったところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 1年ぐらい前かな、リニューアルしましたよね。要するにトップページから、トップページは小さいけれども、2つボタンがあって、町の内容になるとすごく長いページ。あれ全部含めてということなのですか。あれのリニューアルっていうこと。そうすると、移住定住のほうのページはほとんど何も中身ないではないですか。肝腎のほうの。あれはもう、あれで終わりののですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまの阿部議員の質問にお答えをいたします。

名目上、移住定住の予算を使って町のホームページをまず刷新をさせていただいたといったところがございます。加えまして、移住定住のページについては、動画を今つくっておりますけれども、その制作した動画を閲覧できるようにするとか、さらには移住定住の今パンフレットも制作しておりますけれども、そういった紙媒体で作ったものも画像で閲覧できるような仕組みになってございまして、当然それはリニューアルをさせながら、業務の内容に応じて提示をさせていただいているといったところでございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） さっき課長の説明で、おととしの事業というのは一回完了したということですよ。あのウェブサイトができた時点で、あれで1,000万円ということでしょう。随分高くないですか、はっきり言って。要するに今課長が説明したことは、これからまた予算を取って別個につくるっていう話ですよ。あれで1,000万円、高くないですか、あまりにも。私、あれ注文されたら、サーバーのほうはいろいろあるけれども、中身だけだったらせいぜい100万円、今の相場だと100万円、200万円で自分でできませんか。取材費とかあるのは別だけれども。ちょっと中身がないのではないかと。どこで切れているのか分からないのです、サイト。あと、これだけだったら、町の例えば避難所のところとか、町のいろんな外郭団体の図とか、全然完成していないではないですか。だから、どこまでがもう完成したことになっているのかよく分からないのですけれども、それとも事業がまだ完了していなくて、これからもずっと続いているのか。多分そうだと私は思って理解していたのですけれども。だって全然、例えば町の、最近よく見ていないから分からないけれども、町のいろいろ避難先とか、前はこども園のサイトもなかったし。だから、まだ途中なのではないですか、あれ。違うのですか。この質問最後にさせてもらいますが。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的に、そのシステムというか、ページをつくって運営サイトとして、町では様々なSNSもやっております、そういったところと、まず初期の一番最初のページから様々なサイトに移行できるような仕組みという形でシステムを組み上げてございます。さらに、そのページそれぞれについては、当然年を追うごとに変更することもございますから、そういったところは常にリニューアルをしているといったところはございます。しかしながら、今おっしゃられております内容については、初期のシステムをつくるための費用でありまして、サーバー等も入替えをしておりますから、そういった部分については適正な価格で発注できたものというふうに認識はしております。運営する部分については、今議員がおっしゃられているとおり、これは運営する中で、毎日とは言いませんけれども、1か月ごとにページが刷新される場合もございますし、場合によっては大幅に変更するといったことは出てくるのかなというふうには認識はしております。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 今の終わりますけれども、いや、私は相当高いと思っています。どの辺まで町でつくったのか分からないけれども、相場からしたら相当高いと思っています。後でこれからもちょっとチェックします。

あと、39ページで放射線健康不安等相談事業なのですけれども、これ講師謝礼となっていますけれども、10万円ということ、何人に何回なのですか、これ。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

ご質問のあった講師謝礼でございますが、こちらについては、放射線に関する様々な講演会等も予定してございましたが、コロナ禍のほうで開催できなかったということでございます。基本的には6名の委員に対して1回当たり1万円の講師謝礼を払っておりますので、令和4年度については6万円の実績という形。それに伴って不用額の減額をしたということでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） では、お金的には安いのかなと思うのですけれども、問題は、何遍も言っているように、例えば熊谷先生だったら、あの人は原発事故があったときにその現場のところに行って安全安心誘導する、そういういわゆるクルーです。この人を町に呼び込んで、安全安心誘導を一貫してやっているということで、町長に対しては何遍も言ってきました。こんなことをやっていいのかと。被曝という問題を扱っていれば、こんなのも犯罪同様です。警察が捕まえないだけで。こういうのをいいかげんやめてほしいということです。これはもう別に答弁要りませんけれども、やめてほしいと。これで予算なんか私は絶対通したくないということです。やるべきことはある。こっち側の意見だったら、では百歩譲ってこっち側の意見の人を何で使わないのかと。住民に対する洗

脳という言葉がきついのだったら、これはマインドコントロールですよ。同じ人がずっとやっているのですから。あれ私、1回参加したことあるのです。もう不愉快になって。私だって、あの話を聞いていたらちょっと、安全なのかなと錯覚してしまったことがあった。あの先生うまいから、話が。福島市はこれだけなのですよ、だけれども広野町はもっと空間線量低いではないですかというのとか。あんな知識のある人だったら、完全にここに住んでも問題ないのだと思ってしまいます。絶対的な数値はむちゃくちゃ高いのですから、現実、こういう人を一貫して呼ばないというわけでしょう。これは変えてください。課長今度替わるのでしょうかけれども、次の人にもずっと言っていきます。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 猪狩課長、40、41ページの6款1項3目、先ほど7番議員が質問した内容とかぶりますが、この件については返礼品のテレビ放送があったのだよね。あれは全国放送ではなかったと思うのだけれども、その実態は、自分の理解は返礼品そのものが多いのではなく、いわゆる輸送費が思いのほかかかったのではないかと、こういう話だったのだけれども、実際はどっち。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

先ほど答弁しましたが、経費で一番かかるのは返礼品を調達する費用、米だったら米を調達する費用、あとは委託料であったり、郵送料も含めての委託料であったりということなのですけれども、やはり米ですので、重いものを遠くまで運ぶということで、輸送料、配送料が遠くに行けば行くほどかかるということで、そこの部分が負担が大きくなっているというのが一番の問題点だと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） そうすると、燃料費も上がっていますので、さらに今年はそういう条件を勘案しなければならないよね。その辺をよろしくお願いします。

終わり。答弁要らない。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 13ページの個人番号カード交付事務のところでお聞きします。

マイナンバーカードを国のほうでは健康保険証に変えていくのだというふうに言っておりますけれども、実際に今取得されている方は、その健康保険証のことは皆さんに説明されているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカード、通常マイナカードという名称を使っておりますが、これは国のほうでももちろんコマーシャルなどでCMしております。既に終わっておりますが、2月28日までポイント2万円がついておりました。これのポイントをもらうための条件の一つといたしまして健康保険証とひもづけをするというようなことがありました。もちろんマイナンバーカードの申請をする時点で、来庁された町民の方には、その辺も含めてご説明はしております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） そうしますと、いずれはマイナンバーカードに健康保険証が移行するということだと思えるのですが、それでは広野町の医療機関は、そのための準備作業といえますか、やはりシステムを導入しなくてはなりませんよね。ですから、小規模の医療機関は非常にその経費がかかって大変だっというニュースもありましたけれども、広野町の医療機関はどの程度準備されているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、医療機関のご理解がいただけないと、マイナカードの本人確認のためのシステムなのですけれども、その辺が導入できないということがございます。町内におきましては、現在、薬局部門で1か所だけでございます。今後、2024年の秋までに健康保険証を廃止しまして、取りあえずマイナカードに移行したいと。ただ、その中でも移行したくないという方もいらっしゃると思います。その方に関しましては、別途資格証明書のものを発行しまして、これは1年更新らしいのですが、そういった方向で健康保険事業を今後進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 国の方針ではあるのですけれども、本当にその健康保険証を今の保険証では駄目だということにしていくわけです。国民皆保険なのです。ですから、その趣旨にも私は反していると思うのですけれども、資格証明書であれば、やはり今までですと、例えば保険料滞納をされている方とか、そういう方が発行されておりましたよね。今度の資格証明書というのはどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

議員ただいま申し上げました資格証明書、滞納者の方に発行する資格証明書というふうなものでございますが、今回発行するものはそれとは別なものです。資格確認書というものでありまして、マイナンバーカードとひもづけしたくないという方に対して発行するものでございます。どういう形なのかがまだ、私ども厚生労働省のほうからまだ具体的なお示しされておきませんので、詳細は分

かりませんが、来年、2024年の秋までには健康保険証を廃止して、それに代わるものとして資格確認書というものを発行するというような趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） この質問に関しては最後にしますが、一部の報道では、その資格確認書ですか、それを持って医療機関に行かれる人の医療費は数%、普通のマイナカードでかかる人よりもかかるようにするというような何か答弁があったようなのですけれども、それは事実でしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

私もマスコミ報道からでしかちょっと分からないのですが、現在でも、マイナンバーカードにひもづけされたマイナ保険証を使うと、確かに通常の健康保険証より自己負担は安くなっております。それに加えて、今度発行する本人確認書についても、自己負担はマイナ保険証の方よりは若干高くなるというような報道は聞いたことありますが、実際そういった通知とかというのをまだ私も受け取っておりませんので、あくまでマスコミ報道という形でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 私は、そのことに強く抗議したいと思います。

あと、21ページ、森林環境譲与税基金のところ、先ほどご説明では何か高倉山に関することが言われたと思うのですけれども、日にちはちょっと定かではないのですけれども、多分2月の終わり頃だったのかなと思いますけれども、高倉山のご近所に住んでいる方が、今日は車で何台も高倉山の付近に止まりまして、皆さん何かカメラを構えて登っていったというのです。何か本当に目立つほどの人数だったというのです。正確な人数はちょっと分かりませんが、高倉山で登って何を撮られていたのかお分かりになりますか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えします。

先ほど説明しましたが、森林環境譲与税とその基金を使いまして高倉山の展望台並びに遊歩道整備を今しようとしています。令和4年度で測量設計業務委託をしております。その測量設計業務委託に関連して、業者のほうでカメラを持って高倉山周辺及び高倉山山頂付近まで行っていろいろちょっと調査をやっているのだと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） よく分かりました。

次に、41ページなのですが、イノシシのことが報償金のところで言われたのですが、令和4年度はイノシシの捕獲数はどのくらいだったのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えします。

令和4年のイノシシの捕獲数につきましては、現在21頭となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） そうしますと、昨年度、そしてその前の年よりも減っているというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

令和2年度につきましては150頭でありました。令和3年度につきましては、42頭に減っております。今年度においては、昨年度より半数となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 大幅に減ったわけなのですが、それは何か対策を講じたから減ったということでしょうか。今までかなり多くの頭数を捕獲してきたので減ったということなのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

これはあくまでも臆測ですが、豚熱という病気の関係で個体数が減っているのではないかと、いうふうに全国的に言われております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第11号 令和4年度広野町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議案第12号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第14、議案第12号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第12号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ5,009万8,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般被保険者療養給付費及び予備費等の減額計上であります。

歳入の主なるものは、国庫支出金及び県支出金の減額計上をいたしておりますが、一方で、国民健康保険税及び繰入金については増額計上いたしております。

なお、歳入歳出の調整については、予備費により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第12号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議案第13号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第15、議案第13号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第13号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ9,089万2,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、東町土地開発事業費等の減額計上であります。

歳入の主なるものは、繰入金の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第13号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議案第14号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第16、議案第14号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(北郷幹夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(遠藤 智君) 議案第14号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ1,976万円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費等の減額計上であります。

歳入の主なるものは、一般会計繰入金の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容については、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(北郷幹夫君) 建設課長。

(建設課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番(門馬 巧君) 課長、8ページの2款1項1目の受益者分担金処理業務委託料、これはいわゆる委託料は納付になったから減額の補正なの。

○議長(北郷幹夫君) 建設課長。

○建設課長(松本周次君) 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの受益者分担金処理業務委託料の中身につきましては、分担金の納付を管理するためのシステムの保守委託料となっておりまして、新たな下水道の受益者分担金賦課がここ数年ないというふうなところと件数が少なくなっているということがありまして、その保守委託料を結ばなくても職員だけで対応できるのではないかとということで、この保守委託料については減額ということにいたしました。

○議長(北郷幹夫君) そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 討論なしと認めます。

議案第14号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議案第15号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第17、議案第15号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第15号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該予算の最終調整をいたし、歳入歳出それぞれ270万4,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費及び施設管理費の減額計上であります。

歳入の主なるものは、一般会計繰入金等の減額計上であります。

歳入歳出の調整については、一般会計繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第15号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 令和4年度広野町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第18、議案第16号 令和4年度広野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第16号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ2,341万4,000円を減額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、居宅介護サービス給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費等の減額計上であります。

歳入の主なるものは、支払基金交付金、繰入金等の減額計上と国庫支出金及び県支出金の増額計上であります。

なお、歳入歳出の調整については、繰入金により調整いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 飯島課長、10ページ、11ページの2款1項11目の給付費還付金は、これはいわゆる利用者本人に対して還付する、そういうものなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、説明。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問についてお答えします。

10ページ、11ページにございます2款1項11目介護サービス給付費還付金につきましては、議員おただしのように、一部負担金の免除という部分に対する支出でございます。こちらに関しては、被保険者の方、受給者の方に返すのではなくて、こちらの予算をもって国保連合会のほうに拠出しているということでございます。議員おただしのように、一部負担金の免除に係る部分でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第16号 令和4年度広野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議案第17号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第19、議案第17号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第17号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ50万6,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、後期高齢者広域連合納付金の増額計上であり、歳入の主なるものは、繰入金の増額計上であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、説明。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第17号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第7日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前9時から会期8日目を開きます。

（午後 2時19分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 小 磯 利 雄

署 名 議 員 門 馬 巧

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和5年第1回広野町議会定例会会議録（第8日）

令和5年3月16日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第18号 令和5年度広野町一般会計予算

○出席議員（9名）

1 番	阿 部 憲 一 君	2 番	北 郷 伯 弘 君
3 番	遠 藤 浩 君	4 番	北 郷 幹 夫 君
5 番	門 馬 ま り え 君	6 番	畑 中 大 子 君
7 番	小 磯 利 雄 君	8 番	門 馬 巧 君
9 番	渡 邊 正 俊 君		

○欠席議員（1名）

10 番 黒 田 政 徳 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 智 君
副 町 長	松 本 正 人 君
教 育 長	根 本 良 政 君
参事兼総務課長	林 聡 宏 君
復興企画課長	小 松 和 真 君
参 事 兼 産 業 振 興 課 長	猪 狩 裕 一 君
建 設 課 長	松 本 周 次 君
参 事 兼 環 境 防 災 課 長	高 橋 喜 孝 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	飯 島 洋 一 君
こども家庭課長	佐 藤 尚 文 君
参 事 兼 町 民 税 務 課 長	岡 修 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	北 郷 智 恵 子 君

教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	加	賀	博	行	君
生 涯 学 習 課 長 兼 公 民 館 長	遠	藤	義	宏	君
代 表 監 査 委 員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	坂	本		淳	君
環境防災課係長 (書記代理)	鯨	岡	祐	紀	君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、書記代理を環境防災課、鯨岡祐紀君にお願いしていますので、ご了承ください。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達していますので、これより令和5年第1回広野町議会定例会第8日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

9番 渡 邊 正 俊 君

1番 阿 部 憲 一 君

を指名いたします。

○議案第18号 令和5年度広野町一般会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、議案第18号 令和5年度広野町一般会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第18号の提案理由を申し上げます。

本町の令和5年度予算につきましては、東日本大震災からの復興、創生への取組と新型コロナウイルス感染症対策を優先し、ふるさと復興、創生、草創の年として、地域包括ケアシステムの確立、ゼロカーボンビジョンの推進、移住定住施策として駅東側第2期開発住宅用地取得支援事業を核に編成をいたしております。

また、経常的な経費につきましては、町民税、固定資産税等の町税収入を財源としておりまして、厳しい財政運営により、経費の一層の削減、合理化と行政各般にわたる見直しを行い、各種施策につきましても限られた財源の重点的、優先的な配分に努め、歳入歳出それぞれ52億9,299万2,000円となる予算規模で編成いたしております。

特に復興、創生に係る主な経費としましては、移住定住促進対策事業及び心の復興支援事業等を行うための地域振興対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業、自立支援サポート事業、健康づくり啓発普及事業、不妊治療費助成事業、環境放射線モニタリング事業、福島森林再生事業、プレ

ミアム付商品券事業、学校給食無償化事業、グローバル教育推進事業費等を計上いたしております。その他、経常的な事業といたしまして、障がい者援護事業、児童手当支給事業、予防接種事業、乳幼児医療費助成事業、中山間地域等直接支払推進事業等を計上いたしております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明される各課長に申し上げます。

詳細な予算説明資料が配付されており、議員の皆様方も自宅審議されていますので、重点事業及び新たに予算計上された部分の説明をいただき、数字の朗読は省略願います。

総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいま予算の説明の途中でございますが、ただいまの時間が10時21分です。ただいまから10時35分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時21分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長（北郷幹夫君） 課長の説明を続けます。

産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 以上で各課長の説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。歳出から行います。歳出のページを4分割し、分割したページごとに質疑を行います。分割のページを申し上げます。50ページ、1款議会費から83ページ、2款総務費まで。次に、82ページ、3款民生費から115ページ、4款衛生費まで。次に、114ページ、5款労働費から143ページ、9款消防費まで。最後に、142ページの10款教育費から171ページの14款予備費までの質疑を行います。

では、最初に50ページ、1款議会費から83ページの2款総務費までの質疑を行います。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） もう一回言いますか。

〔「ページ数の3番目教えて」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、もう一回言います。最初に、50ページから83ページまで。次に、82ページから115ページまで。次に、114ページから143ページまで。最後に、142ページから171ページまで。ちょっとダブっているところありますけれども、これは款の関係でダブるところあります。

では、最初に50ページの議会費から83ページの総務費までを質疑をお願いします。ページ数と細目を言って質問をお願いしたいなと思います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 58、59の2款1項5目の財産管理費の中の、課長、以前、自分の記憶では町長室にあの震災時の津波の襲来の写真があったのだけれども、今はないと思うのですが、それはどうされたのでしょうか。分かりますか。自分は、撮影者の、いわゆる寄贈者の名前を裏書きしたものをみんな記録あるのですが、今ありますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員のただいまの町長室に津波写真の掲載があったことについてのご質問にお答えしたいと思います。

私が役場に参ったその時点ではございませんでした。私の記憶ではございませんでした。ありま

せんでした。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） では、課長、それは町民があつ津波襲来時に貴重な写真を撮ったものだから、ぜひ追求して所在を確認していただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

私も確認はしたことはなかったのですが、そういった写真等、貴重なものでございますので、確認をして、大事に保存をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） お願いします。

細目の2に関して、庁舎管理、庁舎そのものではないのだけれども、自分が先般町民バスを2月の20日、21日に利用したときに、町民バスの車庫まで乗ったのですが、たまたま自分がトイレを催して、「トイレはあるんですか」と聞いたら、あるにはあるが、奥のほうのいわゆる畳の部屋を上がって越さないとトイレ利用できないのだ。あの状態で何十年置いたのだから分からないけれども、非常に使い勝手が悪い。残念ながら、今はどうするかというと、運転手ではありませんが、自分が目撃した状態は、残念ながらドライバーは運転控室の裏の側溝に用足しているみたいで、そんな不衛生なところはありませんで、それは早急に改善を要望します。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

車庫の運転手が詰めているところのトイレのことかと思われますが、私もなかなかそこに入って利用するということはございませんでした。今言われた状況を確認の上、検討していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ぜひ早急にお願いします。

それから、60、61ページの2款1項5目のエレベーター保守点検ありますよね。課長、エレベーターは庁舎には1台しかありませんね。1基ですよ。そのエレベーターを資料を見ると足踏みするのではないかな。そのためには、保守点検いつやるのだから分からないけれども、足踏みするまでの間はそのまま使っているわけにはいかないのかな。定期点検だから、そうはいかないのかな。教えてくれる。課長、エレベーターの撤去工事するのでしょうか。それならこの点検委託料はカットすることはできないのかな。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

エレベーターの点検をカットすることができないかということでしょうか。エレベーターの点検につきましては、法定で定期点検をすることが決められております。その法の定めに従って定期点検をしておりますので、それをやらないということとはできないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 今の発音悪くてごめんなさい。自分の理解は、あのエレベーターが新しくなるのではないの。そういう理解を自分はするのだけれども、そういう意味はありませんか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

エレベーターにつきましては、今般の予算の中で大規模な修繕工事を計上しております。ただ、やっぱり利用できるものはなるべく利用してということで考えております。全く新しくするというのではなく、今の使えるものはなるべく使いながら、経費を節減しながらということでの修繕を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ありがとう。

同ページの細目の4の公用車購入、説明資料によると10人乗りのワゴン車を購入するために473万円。これは台数は分かりませんが、恐らくこれは今、町のほうで考えている地域循環型バス、それに利用するものと思っていますが、当然もう公用車購入ありきではなく、自分たちがお願いして求めている、何でデマンドタクシーを考えることができなかったか、その公用車購入、そこはそれでいくのなら、残念ながら私は賛意を示すことはできません。課長は自分の一般質問の中の自分が最後に申し上げた檜葉町の現状を、あるいは条件を5項目挙げて申し上げましたが、その内容はご存じあります。分からない。自分の申し上げた内容は、デマンドタクシーにする場合の、これは檜葉町の例なのですが、5点あります。まず、本人が所定の場所に連絡をする。利用については、65歳以上の町民に限る。1利用者につき、利用者は300円を負担する。1、距離の制限はないものとする。最後に、1日何回乗っても制限がないのです。その形態で檜葉町は今運行を進めていまして、町民の負託に応じて評価をしている、こういう状況であることは、自分は檜葉町民の利用者の方に確認しました。その内容は、いわゆる町が委託を受けてその条件で運行しています。そういう状況なのです。理解しています。自分の質問、一般質問のときには町長が、自分はこう理解します。デマンド交通体系の移行する場合は、いわゆる役場のほうで事業を調整して復興、再生をする、そういう理解であるなど、自分は町長の答弁からそう思うのですが、これは間違いありませんか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

まず、デマンドバスにつきましては、一般質問のときにも答弁のほうは町長のほうからあったというふうに思いますが、なかなか町民になじみがないのではないかとこのように考えております。まず、問題となる点も幾つかございまして、まずは町内に民間タクシー事業者がありますので、そちらのほうとの競合が発生し、民業圧迫になるのではないかとこのところがございまして。また、使い方によっては心強い味方となってはくれますが、一方で、予約の煩わしさ、乗り合いへの抵抗感、予約の多数による時間的な正確性が不明確、1人当たりのコストが高くなってしまうという問題点もございまして。そういったところを総合的に勘案し、今回はデマンドバスではなく現行の地域公共交通のほうの見直しを図ったところでございまして。まず、それがデマンドバスを導入しなかったというところの理由になるかと思っております。

また、一方で、議員が提唱していただきました件につきましては、檜葉町の現在のバスのほうも資料を取り寄せて確認はしております。全部で7つのコースを週に1回か2回、1回ほどですか、運行はしているかと思っております。ここなら笑店街を中心として、そちらを木曜日と金曜日に運行をするという形になっているかと思っております。これは、檜葉町のほうではデマンド的な形式を採用しているところでございまして、これに代わるものとして、町では現在の持っているバスまたはワゴン車等を利用しながら、できることをやっていこうということで今回の見直しをしてきたところでございまして。そういったところでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、まず競合、今ありますね。それは競合する心配はありません。業者に発注するのだよ。何で競合するの。それは間違いです。やめてください。檜葉町は、檜葉タクシーに委託をして運行を任せているの。そんなもの競合するわけがないでしょう。今あるのも、乗れないと非常に困る。競合するわけがないでしょう。同じ会社に発注するのだよ。町で高いと思うから競合する、そんな考えになるんでしょう。分かっていないと思う。今からそうですが、全部のバス、デマンドバスね、それは買物のために週2回、2便北と南に分けて運行しているの。そういう実態だから。だから、広野町で自分が申し上げる運行形態とは全然違うのだ。あまりにもいろいろな防止策を持っているの。競合するわけないよ。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

やりようによっては、タクシー事業者のほうに委託するというのも一つの方法で、競合はしないかもしれませんが、ただタクシー事業者のほうにそれを委託するとなれば、どれだけの利用になるか分かりませんが、1日当たりの費用とか、そういったものを全部含めた上での委託料になるかと思っております。そういったことを考えますと、また費用のほうも、町のほうの費用というのが高くつくような事業になるのではないかとこのように我々としては懸念をしているところでございまして。そ

ういった理由で費用が高くなってしまいますので、現行の交通体系を見直しを図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 当然事業費はかかるものだと思います。町長が施政方針で申し上げた、必要なサービスを必要な方にお届けする、その理念はどうするの。ただ絵に描いた餅。お答え願います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員のデマンドタクシーとデマンドバスのご質疑についてお答えをしたいと思います。

まず、1つ目ですが、このデマンドというものをまず町は、これまでの体系の中で予算措置の枠組みの中で捉えてきたことにおいて、デマンドのその状況を町民の方に受け止めていただけるかということをつまてきた、そのことと、そしてこれまでの町民バスを、そしてタクシーと、これを兼ね合いをしてやっていくということ、繰り返すとなりますが、デマンドという概念から、町民の利便性を高めていくということをつまてたものでありました。改めて先日の一般質問におきましてご質問をいただきました。それは、門馬巧議員のご進言は、デマンドのタクシーを実行せよということについて、この予算措置は、ご承知のとおり2つありまして、一つはバスに関する予算措置と、一つはタクシーに関する予算措置であります。さきの一般質問で全員協議会を行いたいというご提案をさせていただきました。改めて、3月から4月に向けていく全員協議会の説明の中で、議員ご進言されているデマンドのタクシーの実行に向けて取り組んでいくことといたします。そのようにしたいと思います。デマンドのタクシーということで。タクシー事業者は1社であります。その移行措置として、業務委託契約ということになるわけですが、ニーズをしっかりと捉えた上においてデマンドで執り行っていくということを前提に見直しを図ります。そして、これまでの循環バス、そして路線バスの提案を申し上げておりますが、循環バスと路線バスと、タクシーにおいてはデマンドタクシーということに置き換えて、そして5月1日の開始目途を行いません。これは単価契約でありますので、行いません。従来の路線バスを巡回をしていくことを4月1日から執り行い、そして3月から4月に向けて、新年度を迎えていくに際しての全協において、これまで町民の方のニーズ、要望等々を念頭に捉えて、自宅から目的地に行くという、いわゆるドア・ツー・ドア、そこに機能性が確実に機能でき得るように、デマンドタクシーをつまてた上において、タクシー会社と協議をして、確立をして捉えてまいります。その内容において、4月に向けてご説明を申し上げ、ご理解をいただければ、従来の循環バスから新たな展望に移行措置をするというふうに、5月の1日の実行はいたしません。従来どおり4月の巡回バスを従来どおりに運行をさせていただきます。この2つの予算措置の中でですね。そして、全員協議会で議員の皆様のご理解をいただく、この前提の中で展望を図っていきたいというふうに思います。令和元年、令和4年の畑中次子議員のデマンド

に関するタクシーのご質問をいただいております。そのご質問にお答えをするということを計画性を持って捉えてきたものでありまして、町内全域にそれを巡回させていくということの限りの中で予算措置の中で捉えてきたものでありますが、この質疑の中で再度申し上げて、結論とさせていただきますが、まず1点目として、4月以降、これまでの巡回バスを従来どおりに運行させていただきたいと思います。そして、4月を迎えるに当たり、全員協議会の席で議員の皆様にご説明申し上げたいと思います。その内容については、タクシーのデマンド化ということの方部別にしっかりと捉えることができるよう、タクシー会社と協議をいたします。その前提は、循環バスの運行と、そして場合によっては路線バスも場所には入れる必要があるかもしれない、そういったことを様々な観点から協議をし、精査をし、そして取りまとめて内容を確認をしたいと思います。このバスの運行については、25年経過をしてから、このバスを町民の高齢化社会に向けて、町内も遠方部分もひとしく運行でき得るように体制することを念頭として捉えてきたものでありました。つきましては、このデマンドタクシーの実行に向けて内容を確認させ、そして従来の循環バス、町内全域を捉えてきた広野町として、循環バスを従来どおり4月1日以降運行してから、そして令和5年度のバスの運行の説明の中においてご理解をいただければ、そのデマンドタクシーを参入した公共交通体系に確認をして、その折に移行措置とするというふうにさせていただきたいと思います。単価契約ということで、この予算措置は、この予算の中で現行どおり4月1日以降実施してから、その上で全員協議会の折で議員の皆様にご説明申し上げ、ご指導、ご教授を賜りながら、公共交通の25年経過してからの50年先に向けて展望していきたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 町長の表明いただきまして、前進かな、とは思いますが、そこで確認をいたします。今、回っているバスはそのまま運行し、統合に向けて我々全員協議会の場で協議をし、その前提はデマンドタクシーを導入すべき協議をすると、そういう理解で間違いはないですか。確認したいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、1点目、4月1日以降、従来どおり循環バスの運行を、令和4年まで取り組んできたことを令和5年度、現行どおり運行させていただきたいと思います。2点目として、この4年間、計画的に協議をしてきた取組において、再度見直しを図り、それはこのデマンドタクシーという、自宅から目的地まで行くということの実行可能な体制をタクシー会社と協議をし、まとめます。そのことをもって、令和5年度4月に入りましてから全員協議会の席において議員の皆様にご説明をさせていただきたいと思います。そして、その協議の中で議員の皆様の総意をいただくことを前提として、このデマンドタクシーの実行に当たっていききたいと思います。その全員協議会でご理解をいただけない場合においては、従来どおり、町民バスの運行は、令和4年

度に引き続き、4月以降実行していきます。その上において、今、この4年間計画したことにおいては、繰り返しのようになりますが、これからの高齢の時代を迎えていく際に、やはり交通弱者の方がおられますので、そういった方がすべからく近隣も遠方もひとしく公平に移動措置ができ得る体制を確立をしていくことを念頭として、令和5年度に向けて展望を図っていきたいと思います。令和5年度で、そしてまた令和6年度に向けて新たな展望に期していきたいと思います。繰り返しとなりますが、全協の席で議員の皆様にご説明を申し上げ、ご理解をいただくことがなければ、従来のバス運行は変更はいたしません。従来どおりに運行させていただきます。単価契約という中で。その上でデマンドタクシーの展望を確立をしたいと思います。それは、広野町として町内一円、遠方部まで58平方キロメートルの各お一人お一人の交通手段を守っていくということを念頭として、これまでの体系の中で検討してきたわけでありましたが、新たにこのデマンドタクシーの導入を図って、それで交通に立場の弱い方々にすべからく対応できるような体制の確立を図っていくことをお誓い申し上げたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。今、町民バスの件、まだ続きますか。

○8番（門馬 巧君） まだ……

○議長（北郷幹夫君） まだあるのですか。では、分かりました。

○8番（門馬 巧君） 町長に今の表明いただいたので改めてお礼を申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君の今質問の途中でございますが、お諮りいたします。

ただいまの時間はちょうど12時でございます。ただいまから13時まで休憩したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 13時から引き続きお願いします。

では、13時まで休憩いたします。

（正 午）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君、引き続きよろしくお願いします。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 次の質問に移ります。68、69の2款3項1目マイナンバーカード申請業務委託料、これはいわゆる国策であることはよく理解していますが、その上において町もかなり町民にアピールっていうか、周知していますね。それは何ともしようがないのでしょうか、自分は懸念す

るのは、今現在でなく将来にわたって、いわゆる保険証だけでは済まないと思うのです。ひもづけは保険証だけでは済まないと思う。ということは、新聞なんかで読むと、有識者によっては、将来的には預金残高、預金ね、あるいは不動産、動産、こういったものもひもづけになるのではないかと、こういう懸念を示す有識者もおるのですが、これ国の方針だから、しょうがないかもしれないけれども、本町だけでなく全国的に今推奨していることなのではないでしょうか。伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

マイナンバーカードの今後の使い方というか、そういう方向性ということでしょうか。現在、確かに健康保険証、マイナ保険証とか、あと2年後ですか、2024年には運転免許証と一体化するということで取り組んでいるところです。今後どういう使い方をするかというと、例えば町でも来年度ちょっと取組したいと思っているのが、町民税務課のほうで住民票とか申請書をお書きになるのですけれども、それはマイナンバーカードを使って、今まで手書きで名前とか住所を書かれていたと思うのですが、高齢者の方はそれを書くのがやっぱり負担になっているということで、マイナンバーカードを利用して自動で名前とか住所が印字できる申請書、そういったシステムをちょっと導入しようかなと考えております。今後いろいろな使い方はあると思いますが、現在国のほうから正式にこういう使い方をするというような具体的なものは、今のところは保険証と運転免許証というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 分かりました。これ以上は追及しません。なので、国の方針ですから、方針が変われば当然法治国家でするのでそれは致し方ありません。

次に、74、75、2款7項1目の細目2、小松課長、東京大学専門員報酬の300万円は、これは何名分で、今具体的にどんな業務内容なのかお示してください。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

東京大学との協定に基づきまして、現在ひろの未来館のほうにサテライトオフィスを設けさせていただいております。そちらに常駐する研究員の方の報酬費となります。1名という形になります。業務内容につきましては、昨年度においては、ふるさと創生大学の講師を務めていただいたり、さらにはイベントとして中央体育館においてハヤブサの展示会を開催しておりますけれども、そちらの展示の主催をしていただいたりといったような業務をしております。ほかにも、子供たちの教育支援であるとか、そういったところにも活躍をいただいているといったところでございます。令和5年度においても、同じ研究員の方に常駐していただいて業務を行っていただくという計画になってございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） よく分かりました。子供たちに将来の夢を与えるような、そういう学術研究をしている、そういう方なので、お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員が申されたとおり、東京大学の研究員ということで、地元の子供がそういった東京大学の先生と触れ合う機会というのはなかなかないというふうにも認識しております。こういった方が常駐することで、多くの子供たちに将来の夢、そういったものがかなうといったようなところをぜひこの研究者において伝えていただければなと思っております。また、エフレイ、福島研究教育機構、こちらにおいて学術研究が進められようとしております分野においても東京大学は欠かすことのない学術機関でございます。そういったパイプを使って、町は今後とも事業を実施してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ぜひ、課長、こういった方を招致して、この町だけでなく双葉郡にそういう情報発信をされるような体制も考えたらと思いますが、いかがなものでしょう。この広野にとっては非常に希少価値のある人間かと思えます。ぜひお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

東京大学アイソトープ総合センターにおいては、今回常駐をいただいております裏出先生、裏出良博先生でございますけれども、この方ばかりではなくて、ほかにも様々な教授の方、先生の方がいらっしゃいます。そういった方においても、昨年度来、町において様々な形でご協力、ご教授をいただいているところでございます。今後においても、そういった方々と業務を共同で実施することで町内外に向けて情報の発信をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） よろしく申し上げます。

次に、82、83、3款1項1目の細目2の下から9行目の、あまり誰も質問したことがない……

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君に申し上げます。

82の今民生費のところ入っているのですか。

○8番（門馬 巧君） 82、83。

○議長（北郷幹夫君） 82の総務費までなのです、今回。次回でお願いします。

次、この82ページ、82と83、右が83になっていますけれども、どうぞ。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） では、ぱぱっとやります。

○議長（北郷幹夫君） ページ数をお願いします。

○1 番（阿部憲一君） まず、スタートは五十何ページでしたっけ。

○議長（北郷幹夫君） 50ページ。

○1 番（阿部憲一君） 50ページですか。では、57ページの町民号運行事業費のところでは再開ということなのですが、これはもう行き先決まっているのでしょうか。町民号。予算出ているということなので。57ページ、町民号の件です。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの1 番、阿部憲一議員の質問にお答えします。

町民号の行き先でございますが、令和4年度におきましては三陸方面に行く計画を立てていたところでございます。コロナ禍の影響によりまして、ちょっと実施ができないということでございました。令和5年度においても行いたいということにしておりますので、できれば同じコースで考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 行くということですね。分かりました。

では、次のページで、では63ページで、高齢者運転免許自主返納タクシー利用券、タクシー利用券なのですが、さっきのバスの件と、要するにタクシー利用券の件なのですが、先ほど門馬議員の議論でありましたけれども、町長のほうが遠方もひとしく公平に扱うということだった。私が以前からずっと問題にしているのは避難者の件。避難者の方は、私もそんなに多くつながりはないのですが、避難先で、ではバス使っているかって、使っているっていう話はないのです。タクシー、では使っているか、タクシーの補填全くないわけです。では、これも同じくできますよね。つまり、年間の上限が幾ら幾らっていうことだったら、タクシーの領収書をもらって、それを町のほうに提出して、それでその人の銀行に振り込んでいただくということであればできますね、これ。平等に扱うということです。これやらないという理由はないでしょう。町長、ご返答お願いしたいのですが。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） この公共交通機関の展望においては、今求めていく捉え方としてそのように私は申し上げました。一つ一つの制度設計において、やはりその定義とか決まり事をつくって捉えていくこととなるわけでありまして、この前の高齢者運転免許自主返納タクシー利用券ということによろしいのですよね。

〔「いいですけども」の声あり〕

○町長（遠藤 智君） 高齢者運転免許自主返納タクシー利用券という場合においては、運転免許を戻していった際に、そのことにおいて現実の定義の中でこの利用券というものをお出しをさせていただくと。そして、その取組の中の一助にさせていただくということでもあります。平たくその行動原理を365日、例えば何のための取組になるかというのは、さっき言う町民バスの場合は、原理原則は、基本的に避難生活を余儀なくされた際に唱えてきたのは、病院、医院、そして公的機関等々、そして並びに生活に資するものという概念で捉えてきたものでありました。ということにおいては、その定義等々において、そこはきちっと守り事を確認をして、そして運用というものの要綱等々をつくって、そして対応していくということとなります。つきましては、繰り返しとなりますけれども、高齢者の運転免許自主返納タクシー利用券については条件として定めているものでありまして、この件につきましては所管は環境防災課となりますので、返答させていただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

こちらについて、先ほど町長からもお話ありましたとおり、高齢者の事故減少を図るための制度です。条件としましては、75歳以上の高齢者が免許を自主返納したときに申請いただくものとなっております。そのような制度になっておりまして、あくまでこちらは交通安全、交通事故防止という観点からの制度になります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） そうすると、町内に住んでいようが、町外に住んでいようが、特に問題はないのかなと。いわゆる何に利用するかという話。いや、ここに、先ほどお話があったデマンドタクシーの件、これが項目になかったので、今ここで上げたのですけれども、あれも結局、では何のために使うのかという、その制度設計要りますよね。それを一々その目的、では確認するのかと、そういう問題があるでしょう。では、同じではないですか、結局。これを拒否する理由をあえてつくるといことでは非常に困るので、重要なのは避難者も平等に扱うということ。当たり前のことなのです。町長先ほど申されたので、ぜひこれやってください。これについては終わります。

あと、67ページ、一番上の航空写真撮影業務委託費、これも700万円近くあるのですけれども、これ航空写真っていうことはドローンを使うことなのか、よく分からないのですけれども、あとそのオルソデータ作成っていうのがちょっと分からないのですが、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

航空写真撮影に関しましては、定期的かというと、前回、平成26年度に広野上空を航空写真を撮りまして、それは税務のデータとして、土地の状況でありますとか家屋の状況を上空から撮影した

ものを活用しまして、現在GISというシステムがあるのですけれども、そこに反映させるために、今回最新の航空写真を撮影したいと考えております。固定資産に関しては、令和6年度が評価替えの年なものですから、令和5年度において、航空写真によって正確な土地とか家屋の状況をつかみたいと考えております。オルソデータというのは、航空写真の画像を、GISというシステムがあるのですけれども、パソコンで見れるようなシステムなのですけれども、その航空写真のデータをGISで見れるように変換するような仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 分かりました。ここで伺いたかったのは、要するに航空機だからセスナを使うのですか。以前もそんな感じがあった。いや、これドローンは使えないのかってということなのですけれども、費用対効果で安くならないのか、つまりもう一つのシステムができていて、セスナでないとできないようになっているのか、比較検討できるのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

航空機、普通の飛行機で撮影だと思います。それで、予算的には、私が役場に入った頃の話ですけれども、当時の航空写真撮影って何千万円、3,000万円とかそういう金額だったと記憶しております。現在も決して安くはないですが、当時と比べればかなり安くなっている金額なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 昔との比較がちょっと意味あるのかどうなのか分からないのですけれども、今ドローンという方法があるわけです。それとの比較でどうなるのかってことなのですけれども、これ予算ですから、今後検討していただきたい。いや、昔、確かに高かったのです。うちのおやじなんか、あの当時かどうか分からない、航空写真で売りに来たのを買ったのですが、1枚3万円とか、えらい高かった記憶があります。その頃から比べれば、ドローンというのがあるって、あれは地上から操作できますね。広野の全域だとそれなりに範囲あるでしょうけれども、セスナであればかなり高空から撮りますでしょう。どっちがお金の点とクオリティーなりなんりの件でいいのかってことをちょっと検討していただきたいと思います。終わります。

次、75ページ、先ほど質問ありましたけれども、東京大学専門家報酬ということなのですが、あそこの未来館に来ている先生にお支払いするお金なのですけれども、アイソトープ総合センターでしたっけ、あそこの方が来ているってことなので、何といったって被曝のオーソリティーの組織ではないですか、日本の。あそこで例えば今問題になっている、広野でもアルファ学習やっ

ると思いますけれども、これ予算いろいろありますよね。復興関係の予算もあるし、歳入のところでやりますけれども、これがあるのだったら、政府に対していろいろできるではないですか。例えば我々にとって一番喫緊なのは吸引被曝の問題で、もうこれ誰も確認できません。これ確認できるのは、原子力規制庁の何とか情報課というところしかもう分からない。広野町で数値がぐっと上がっても、どこか吹きだまりのが上がっても、誰かが吸っても分からない。要するにモニタリングポストがあっても、広野町のどこでそういう状況があるかっていうのは誰も確認できないのだ。みんな全域、全部のモニタリングポストを一日ずっと見ているわけではないのだ。そうすると、あれを簡単に、原子力規制庁の監視情報課か。監視情報課にデータが行っていますから、それを単にウェブサイトで見れるようなシステムをつくること。せいぜい二、三百万円あればできますよ。これあれば、少なくとも仕事終わりました、今日一日どうだったかなと、ぱっと見れます。どこのモニタリングポストも上がっていないね、10分間の平均で、みんな安心できるではないですか。こういうことを前から言っているのですけれども、なかなか言っただけでは動かないので、こちらのほうで具体的なメニューなりなんなり全部調べてご提案しますから、これぜひやってください。この好例をつくったら、アイソトープのほうでもこれかなり一つの資料になって非常にいいと思うのです。実態は彼らも分からないから。原子力規制庁の監視情報課のほうと情報のやり取りなんかできないと言っているから。ご返答いただいてもいいですけれども、前向きにお考えいただけるのかどうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今回常駐していただいている先生につきましては、アイソトープ総合センターの연구원として常駐をしていただいているわけですが、専門課程が十分違っておりまして、今回常駐していただいている先生の専門については、医学の中でも特に睡眠をつかさどる部分の研究をされている方でございまして、そういった専門分野について、町としましては、そういう専門分野をこの地域で生かしていただき、さらには地域の中での連携事業に今ご協力をいただいているといったところでございます。放射線の分野においては、同じ東京大学アイソトープ総合センターの中でも和田先生が広野町の放射線の対策協議会の中で委員として様々なご助言をいただいているといったところがございます。そういったところの範囲の中でまた情報を共有しながら業務のほうはできるのかなというふうには認識してございます。今回、今 1 番、阿部議員からのご質問の部分に関しましては、内容がちょっと違うのかなというふうには認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） では、これ後の歳入のほうでやりますけれども、広野町が抱えている問題もあってあるのです。例えばアルファ核種、微粒子を吸ったら大変でしょう。あれだって検査やるのに

だって、5か所、この辺がエリアとします。ここで5つ取ります。一番物すごく数値が上がったのと一番数値が低いのを削除して、真ん中の平均値を出すのです。しかし、我々に一番重要なのは物すごい数値があったところなのです。それ全部省いてしまう、実際に。それで、5つのうち2つ物すごい数値が上がってしまうと、これ何かの間違いだといって1個除いてしまう。こういうでたらめやっているのだ。これは従来のやり方です。つまりその地域の平均値を出すということが目的だから、こういう方法をやっている。しかし、我々に重要なのはそういう検査ではなくて、実際に、極値でもいいから、すごい数値が上がっていると、これが我々に重要なのです。なので、こういうこともやるべきだということなのです。これはワクチンの問題と同じですけれども、そこでごんやりなんなりになるわけではない。後でなるのです。国のほうでは、それを全くもう度外視している。この問題があるので、今データをつくっていくべきだし、広野町のために、住民のために、住民をまた入れるというのだから、移住で、これきちんとやるべきです。私も震災当時どこかに移ろうと思いました、福島県内。あなたのまちで、ではアルファ核種の検査やっているのと言ったら、どこもやっていない。こんなのもう本当どこに移っても同じだと思うから、私いわきにいるわけです。こういう課題はやっぱり町に対してこういう形できちっとやってくださいと言わないと動かないので、これからやっていきたいと思います。これで終わります。

この範囲については以上です。終わります。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 1点だけ確認させていただきます。

67ページ、2款2項2目、22、償還金利子及び割引料、その税過誤納還付金ですか、1,050万円、これは還付金ですので、多く払っていた、あるいは業績等が伸びなくて、中間申告した中で税金を戻す、結果的にそこまでのものがないので戻すというところで、還付金とかつけて支払うという形になろうかと思いますけれども、金額が1,050万円ということで、当然1件だけではないと思いますけれども、できればちょっと詳細、可能な範囲で説明していただければと思います。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 3番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今回、税過誤納還付金1,050万円、予算を取った理由ですが、これは前年、前年というか、令和4年度の実績に基づきまして予算措置を取らせていただきました。というのは、令和4年度におきましては法人町民税で、企業様のほうで赤字決算になる場合があるのです。そうすると、法人町民税というのは出資金と従業員に基づく均等割と、あと所得割というのがあるのですけれども、赤字決算になった場合はその所得割は全額返還になるというような状況で、今年度かなりの金額が還付になったというような実績から、今回1,050万円という予算措置を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 前年度の実績ですということで、ただ当初予算、前年度比較で見るとさほど、収入部分ですけれども、変わっていなかったんで、その辺ちょっと確認したかったところもありました。どこというところは控えますけれども。長期的にちょっとその状態が続くような形になるのかなと、令和5年度ですか、そういったような予想もつきますので、結果的にこれ還付金として、還付加算金ですね、これも結果的につけて返す話になるかと思うので、その辺、中間申告されてしまいますとその金額はもう預かったと、支払ったという中にありますので、そこは調整しながら進めていかないと町のほうで負担を被るという形になろうかと思っておりますので、その辺ちょっとどのように考えているのかお聞きしたいと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 3番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中間申告で一旦お金を納入されると、それが後日、確定申告の際、還付が発生した場合は当然、お預かりしていた期間に応じて還付加算金というのを一緒に還付しなければならないという法律の定めがございます。これについては、私どもとしては法律の定めに従って還付せざるを得ないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 制度上やっぱりその解釈になってくるかと思っております。それを中間申告されたとしても、それは違反でも何でもございませんで、それは十分分かるのですが、ただそういった企業努力という中においては中間決算という中で回避できる場所もありますので、金額が大きいだけに、ちょっとその辺の度合いを確認していただいて、一民間企業に口出しする話ではないですが、その辺の協議というか、話もする必要性もあるのかなというふうに考えますので、今後そういった中で進めていただければと思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 55ページの10行目の備品購入費のところ、説明書を読みますと人工樹木を3本購入したというようになっているのです。その人工樹木が1本当たり32万4,000円ってなっているものですから、これはどういうところに置くためにこれを購入したのか、この人工樹木でなければならなかったのか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの6番、畑中大子議員のご質問にお答えします。

まず一つ、目的としましては、庁舎の1階のホールに樹木的なものを置いて、町民の憩いの場として環境整備を図ろうというところが一つ大きな目標となります。それで、天然の樹木等は高さが

高くなるとなかなか手入れのほうも大変になりますし、日光がなかなか当たらないところになってしまいますので、なかなか手入れが大変だということもございます。そういったところで、人工の樹木を配置をして、明るい職場づくりを創造しながら、町民の方にも気軽に役場のほうにお越しいただけるような環境をつくるためにこちらのほうを計上したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 本当に日光が当たらなければ自然の木というものはなかなか手入れは難しいのかなとは思いますが、これは3本、何でかんで必要だったのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの6番、畑中太子議員のご質問にお答えします。

今、本数が2本……3本……

〔「3本っていうふうになっていると思うんですけど」の声あり〕

○参事兼総務課長（林 聡宏君） それで、3本といたしますのは、全体を見渡して3本程度置くのであれば特に支障にはならないかなというところで3本を計画したところでございます。天然の樹木になりますと、庁舎内にもミカンの木とかを置いたりして手入れのほうはしているところですが、やはりなかなか日光が当たらないと生育がよくなかったり、それを時々外のほうに持ち出して日光に当てるとか、そういったところがかなり負担になってきます。そういったことも含めて、人工的なものであればそういった煩わしさとか、そういったものも解放されるというか、負担が軽減できるというところもございますので、そういったところで今回計上させていただいたところでございます。また、こちらはあくまでも現在参考の見積りでの価格ということになっておりますので、実施の際は入札等を行いながら経費の節減のほうは図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） この樹木は、例えば室内の空気をきれいにしたりとか、そういう機能はないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの6番、畑中太子議員のご質問にお答えします。

なかなかそういった、例えば二酸化炭素を吸収するとか、そういった高機能なものになりますとさらに高価なものになってしまいますので、そこまでは考えず、明るい雰囲気をつくり出す、そういった樹木のものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 分かりました。

次に、77ページ、二ツ沼総合公園の施設のところで、ご説明の中に松枯れの被害があったということが述べられましたけれども、その松枯れの被害というのはかなり広範囲にわたっていたのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今年度において、松枯れをしているところを公園内で多数見かけをしました。その中で、町のほうで何本ぐらい枯れているのかといったところを調査したところ、24本ほど松枯れをしているということが発覚をいたしてございます。それについて、令和5年度の予算を使いまして松枯れの木を処分をするというような計画でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） そうしますと、植わっているものの多くが松枯れになっていたということになるのでしょうか。それを処分することによってほかの木には感染していかないとか、そういうことは大丈夫なのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

松枯れの原因というのは様々にあるのかもしれませんが、基本的に今回発生しております松枯れについては伐採をして処分することでほかに影響を及ぼさないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） まず、76、77、まちづくり・賑わい創出事業委託料430万円、これは先ほどフェスタとかバナナとかというお話がありました。そのほかに何かあるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

このまちづくり・賑わい創出事業委託料につきましては、二ツ沼総合公園で行っておりますふれあいフェスタの事業と、あとバナナ栽培事業の2つの事業を指してございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 1月12日のあなたが提出した書類には、パークゴルフ大会とか、もろもろのイベント大会への参加とか、そういうのもさらにありました。これ入るのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 今般のまちづくり・賑わい創出事業の中には、パークゴルフ事業の企画部分については計上しておりますけれども、実際に大会を運営していく際には実費負担

をいただいて事業を実施しておりますので、そういった経費については差引きの中ではゼロになってくるという認識でございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私も立場がありますので、ちょっと整理していきたいなと思って、あえてお聞きしました。バナナの件に関しては、ご存じのとおり、平成28年にスタートしまして、賠償金そのとき4,200万円入れているのです。それから4年間つぎ込んで、そして令和3年度は、要するに昨年度は1,600万円の赤字になってしまったのです。これはあくまでも民間会社、株式会社振興公社がやっていたそのことを、今度は町がそれを事業を受けると。要するに民間会社の尻拭いを町がやるというように私は感じるのですけれども、これはまた介護施設の二の舞かなと思って私は見ているのですけれども、その辺についてはどのようにお考えなのか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員が申されたとおり、バナナ事業につきましては平成28年度から事業を着手してございますけれども、民間の事業の決算に基づきまして実施をしておりますので、当然その初期投資、苗を買った、さらには肥料を入れた、そういった管理をしていく費用、こちらについては、初期投資分をその後のバナナが生育をして、バナナを販売をして、その収入をもってその初期投資分を回収していくという経営の中で行っているものでございます。当初においては、先ほど出ているとおり、バナナの苗を購入した費用や、さらには肥料を購入した費用等で4,000万円ほどの予算を投じておりますけれども、その後においては、その維持管理、さらにはバナナの生食の売上げ等で清算をしてくれているといった状況になってございます。令和4年度において、議員申されたとおり赤字の決算のままという形にはなっておりますけれども、なかなかその初期に投資した費用を回収できていないというのが主な原因になっているというふうに認識をしております。バナナにおいても、当初計画をしていた価格帯で販売をするのがなかなか困難であるといったところも反省の材料かなというふうには認識しております。一方で、今年度において全員協議会でも説明をしてまいりましたが、議会のほうから様々なご議論をいただきまして、町といたしましては、公社とも協議をした結果、今後において新たな投資はしないというところで、さらには規模拡大も行わないといったようなところを全員協議会の中でもお話をさせていただいております。赤字を引き継ぐのかという形にはなりますが、町といたしましては、このバナナ事業が地域の魅力発信につながるものと認識しておりますし、全員協議会でもご説明をさせていただいておりますが、産総研の地中熱の実証実験も実施していることから、これらの事業を実施している間、町としましてはバナナ事業を継続し、そしてそこから生まれてくるバナナ産品において、町の魅力づくりとして活用し、さらにはふたば未来学園高等学校との連携なども図りながら実施をしていきたいという考えでございます。ご理解いただ

ければと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 今、課長答弁で令和4年度の実績がというようなことがありました。私聞いていません、令和4年度の実績は。先ほど言いましたのは、令和4年ではなく、令和3年度1,667万円の赤字。令和4年度はまだ終わっていませんよ。私も聞きたい。大変気になっているのです。令和4年度、赤字がさらに増えてしまったのかどうか、ちょっと課長、データお持ちですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

大変失礼いたしました。まだ決算終わっておりませんので、今議員ご指摘のとおり令和3年度分の認識でございました。私の勘違いでございます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） かつて全協においてあなたが、課長が、バナナ事業についても、要するに縮小、やめるというようなことも発言がありました。今回この430万円の事業費でこのバナナ事業をやるということは、これは無理。せいぜい200万円ぐらいしかバナナ事業のほうには投資できないのでしょうか。半分に分けても、200万円であの事業を維持していくのは大変です。ましてや、今これからもうやらないと、事業の拡張はしないというような状況下において、本町のシンボリック的存在として引き続きやるなんていうことは、これは無理な話だ。我々はやはり向こうでもう少し情報を取っていないので、取れていないので、その辺を含めてしっかりとした事業仕分というものをもう一度考えていただきたい。

それと、もう一点。変えますよ。二ツ沼総合公園施設管理に関しましてありました。指定管理料が5,400万円。これはもちろん単年度ですよ。毎年、去年よりも今年度は増えているのです。先ほどのまちづくり・賑わい創出事業のほうにもお金が、さらに予算処置をしているにもかかわらず指定管理料がこれだけ増えているということは、そんなに電気代上がりしましたか。人件費は2人減っているのですよ。教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

復興企画課資料の添付に二ツ沼総合公園の管理に関する資料を添付させていただいてございます。指定管理料につきましては、令和4年度においては5,650万6,000円でございます。令和5年度の計画につきましては5,440万2,000円ということでございまして、町といたしましては、さらなる経費の節減、そういったものを公社のほうに求めまして、実際には予算については210万円ほどの減額という形になってございます。今議員がご指摘いただいたとおり、主な削減の原因につきましては人件費が多くなってございます。しかしながら、維持管理費、これは光熱水費も含まれますけれども、こちらにつきましては増額しているといったような状況でございます。経費は削減に努めた

ところですが、町といたしましては、この経費については必要額であるというふうに判断をし、予算化をしているところでございます。ご理解いただければと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 以前お話ししました。多大なる設備投資をして、今もって幽霊施設になっている施設というのが相当ありますよね。使い切れていない、使えない、そういう施設がまだまだあるのですけれども、そちらのほうに対する新たな事業展開というのはあるのかなのか、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、スクラップをするのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

時勢によって様々な施設を整備し、そして現在まで震災を経て運用を停止している施設があるということは認識をしてございます。利用者のニーズ等をしっかり捉まえて、再開すべきものについては再開をし、凍結しているものについては凍結をせざるを得ないというような判断に基づいて現在に至っている状況でございます。今後においても、振興公社の取締役会の中でもご議論いただければと思っておりますが、利用者のニーズ、さらには今後の方針といったところ、これらについても公社と共に協議をし、町といたしましてもその方策については引き続き注視して、改善を目指して取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私、一言言ってこの件は終わります。やはり事業に行き詰まったときに何をするかというのは、原点に戻ることなのです。あの大きな公園、緑あふれる芝生、そして感性あふれる子供たちや、あるいはパークゴルフ、そういうのは私は維持したい。これが本当の意味での公園だと思います。ところが、その脇に幽霊のごとくそういう歴代の皆さんの判断でやられたのです。やっぱりそういうものはきちっと整理をしてもらいたい。そして、リノベーションして、きちっとみんなで本当に誇れるそういう公園にしてほしいな。これは私からの希望です。

次に行きます。78、79、移住定住促進対策費、昨日、1億4,500万円でしたか、の令和4年度の事業展開予定のやつが残念ながら消えてしまいました。ところで、ここにある移住定住促進対策費3億5,300万円、その中、財源を見ると1億7,400万円が国、県の支出金ということです。1億7,400万円、これはどこに使うメニューなのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

移住定住促進対策費で3億5,000万円ほど計上してございますが、そのうち1億4,100万円につきましては駅東第2期開発住宅用地の取得事業補助金といたしまして計上しているものでございます。47区画、1区画当たり300万円の補助金を準備しているものでございます。そちらの経費を含んで3億5,000万円ほどの予算となっております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 分かりました。

それで、では次にお聞きます。ちょっとここに、町長は重点事業として言われていたカーボンニュートラル、一つの目標として2030年にカーボンニュートラルがありますよね。数字が。この件について、皆さんの企画のほうが所管なのでしょう。どこを見ればいいの。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

一般質問で町長が回答しているとおりでございますけれども、現在町内において、公共施設に太陽光発電などの設備を設置し、カーボンニュートラルに向けての事業を促進してまいりたいということで事業を進めているところでございます。このポテンシャル調査が終わるのが3月の末でございまして、その結果を基に、環境省が実施をしております補助事業、こちらに応募いたしまして、町といたしましては事業を実施してまいりたいと考えてございます。その応募に向けて現在準備を進めておりまして、結果が出ましたら6月の定例会を目途に補正予算を計上し、事業展開をご説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私も好意的に、町長が言われているのだから、いよいよ事業化して動くのかなと思って、私は一生懸命目を皿のようにして探してみたのですけれども、どこにもない。あれっと思って、ちょっとお聞きしました。

ちょっとお聞きしますけれども、私も一般質問でやりましたけれども、2030年の目標に向かってのCO₂削減目標というのはどのぐらいなのですか。あなたは、おとといは57万トン、57万7,200、さらに4万6,000、合わせて62万3,000トンのCO₂が2013年度ありましたと答弁をされました。では、その2030年の目標数値っていうのはどうなのでしょうか。

それともう一点は、そのためには、今一時言われましたけれども、このエネルギーシステムをやるのでしょうか。設置費を。それはそれでいいですよ。自動車もいいですよ。充電器もいいですよ。でも、まだあるのではないのかなと私は思うのですけれども、いかがですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、2030年におけるCO₂の削減目標でございますけれども、広野町の推計でいきますと、2020年において町内の家庭や事業所から発せられるCO₂の量でございますけれども、約4万4,000トンと見込んでございます。これが町のカーボンニュートラルの事業を実施しますと約2万3,000トンまで縮減するというような見込みでございます。一方で、広野火力発電所でございますけれども、今喫緊の数字で持っておりますのが2017年の排出量でございまして、こちらが約44万2,000トンでございます。こちらがJERAの計画によりますと、2030年において3分の1の15万5,000トンほど

に削減されるというような計画となっておりまして、町といたしましては、2030年に向けて現在の排出量の3分の1程度を目指して事業展開をしていくというような形になります。町内においては約2分の1というようなものになるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） ちょっと難しい数字ばかりで申し訳ないのですが、単純に言えば、2013年度対比で62万3,000トン、そして43%カットしろということでしょう。単純に言えば26万8,000トンカットすればいいわけでしょう。それが目標なのではないのですか。いや、それできるかどうか分かりませんよ。ただ、私は、一番本町において削減する一つの手段として必要なのは、本町の70%を超える森林、森林のCO₂吸収というのがすごく大きいと思うのです。もし分かれば本町の森林面積ちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君に申し上げます。

あんまりこの関連出してしまうとページ数が分からなくなりますので、あんまり深く関連、関連出してしまうと……今のは77ページの新エネルギーシステム、この辺の関連ですか。

復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町内の森林面積でございますけれども、約4,322ヘクタールということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。最後でお願いします。

○7番（小磯利雄君） 4,322ヘクタールということは、どれだけの数字を計算すればいいのか私には分からないのですが、相当CO₂削減には貢献するはずですよ。私も一応シミュレーションを持っていますけれども、それを含めまして、とにかく一步一步前進してください。あと7年しかないのです。すぐです。

次に行きます。まず、総務課長にお願いしたい。例年ですと光ファイバー施設の予算というのが必ずあったのですが、ここしばらくないね。これ見る限りどこにあるの。本町の光ファイバー網は100%達成しているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの7番、小磯利雄議員のご質問にお答えします。

本町においての光ファイバーケーブルのネットワークが100%になっているのかというご質問かと思いますが、計画の中では計画どおりに進めておりますので、計画については100%達成していると思います。接続するしないというのは各個々に自由になりますので、そこについては、以前では約1,000件ぐらいの接続がされているというところは確認しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私が聞きたいのは、要するにまちづくり、新しい住民を町に呼びましょう、そういうことを考えた場合、一番のやっぱりエポックとなるのは、光ファイバーがどこまで普及しているのかというのが個人においても企業においてもポイントになるわけでしょう。私は、その辺を企画の皆さんのまちづくりのほうに反映していただければいいな、それを期待して、あえて質問させていただきました。取りあえず、疲れましたから、もう結構です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） すみません、ちょっと質問漏れました。

79ページの移住定住促進対策費の件なのですけれども、これ3億5,000万円から使うわけです、単年度で。これ費用対効果として何かの指標があるわけでしょう。これだけ使うのですから。それは何なのですか。多分1人当たり、これによって何人か入ってきているから、1人当たり幾らこれ使ったことになるのかとか、何かあるのではないですか。それちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど7番、小磯利雄議員の回答でもさせていただきましたが、3億5,000万円のうち1億4,100万円につきましては住宅開発の支援事業の補助金となってございます。1世帯当たり300万円を用意しているものでございます。当然その対象者にもよりますけれども、駅東側の住宅開発について、47区画、全区画を販売するといったところがまずは第一の目標になってくるのかなというふうには認識してございます。加えまして、移住、定住の業務につきましては、これは全国的に今移住、定住の事業を展開しているところでありまして、さらには広野町を含む福島県浜通り12市町村については、東日本大震災、原発事故の被災地として特に少子高齢化、さらには人口減少が進んでいる地域ということで、国といたしましては、この地域において少しでも人口減少を食い止めようというような意味合いを込めて予算をつけていただいているといったところでございます。町といたしましては、これらの予算を有効に活用し、町を全国に向けてPRをし、さらには知っていただく取組といったところに現在予算を使わせていただいているところでございます。具体的に居住人口を増やしていこうといった取組につきましては、町といたしましては移住の促進プランを作成しておりまして、その中で広野町の人口をしっかりと増やしていこうという取組をしているものでございます。長期的な目標といたしましては、第2次復興・創生期間の終了までということで、2030年に向けて現在移住、定住の取組を進めているといったところでございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） ですから、これ計算書なりなんの目的というのは、これだけのチェルノブイリをはるかに超える放出量の原発事故を起こしてしまいました。だけれども、その被害っているのではないということで、そのためには住民が移動しないことだ。住民をここに張りつけておきた

いこと、そのために移住、定住促進というこれだけのお金をつけているわけでしょう。人が1人町に入ってきて、1年間で経済効果を含めて納税という意味で町に入るお金といたら100万円なんかないでしょう。せいぜい数十万円でしょう。それから考えたら、広野町なんか毎年毎年人口が落ちているわけだから、全然効果がないわけ。それにこれだけの莫大なことを投資するというわけ。国の国策でしょう、これ。これまんまのっているわけ。おっかないと言っているわけ、現実に。何遍も言っても分からないですけれども、とてつもない汚染なのです。これもう一回説明したら皆さん嫌がるから、やらないけれども。30年もずっとやるのですか、これ。恐らく人口ずっと減っていきますよ。それで6,000人、人口なんてあり得ません。ずっと減っているのですから。これからV字回復するのですか。そんな予兆なんか何もないでしょう。それにこのお金を使うのですか。福島県幾らなのだと要望活動に行ったではないですか。自民党で焼け太りって言われたって。もう本当に情けなくなります、あれ聞いて私なんか本当に。税金だって、血税だって、これほかからもらっている血税なのですから。皆さんから。やっぱりそこは節度を持ってやるべきです。こんな国のこれにのっとってもらえるからいいと。それで、完全に我々の健康、生命の問題なんて度外視して。おかしいのですから、これ費用対効果でもやっぱりちゃんと考えるべきです。異常ですよ、こんなのは。費用対効果は全くないです、全然ずっと減っていくのだったら。ちょっと考えてください、きちんと。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ないようですので、次に入ります。

次に、82ページ、3款民生費から115ページ、4款衛生費まで質疑を行います。質疑ある方。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 82、83、3款1項1目の細目2の下から7行目の行旅死亡人埋火葬委託料、課長、自分が町議会議員にならせてもらって、この席に席を占めるようになってから、こういう残念ながら行旅人は発生した費用はないのですが、今もってこういうものは計上しなければならないものでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員の行旅死亡人埋火葬委託料、こういったものを計上する必要があるのかというおたかしでございます。昔においては、通りすがりの方が事故に遭って亡くなって、町が埋火葬するというふうなことがあったと記憶しております。近年では、単身者の方、身寄りがあっても引き取り手がない方、そういった死亡事例がございます。それに関しては、行旅死亡人の制度によって、町が埋火葬して永代供養するとか、骨だけを親族のほうに渡すとか、そういった事例がございます。現に私も、2年ほど前ですか、そういった対応に当たった

ことがございます。やはり今の時代になりますと、単身者で親類があっても、疎遠になっていて、本当に身一人というふうな状況で亡くなるというケースが今後増えてくると想定もされますので、こちらの予算についてはやはり、1件分の計上でございますが、必要なかなと判断し、例年予算のほうは計上させていただいております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 88、89の3款1項4目の細目2移動支援事業委託料、この対象者は何名あるものでしょうか、お尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

移動支援事業委託料の対象者は何名かということでございますが、現在は2名でございます。いわき市内の障害者の福祉事業所のほうに町内から移送のサービスを受けているということで、これは1年間を通してという形になります。ただ、スポット的に増えるということもございまして、今までは3人というのが今まででしたが、現在は2名の利用ということでございます。こちらについて、やはり郡内のそういった事業所の関係もございしますので、このサービスは必要と判断し、国の被災者支援総合交付金を活用して実施しているものでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 利用実態は、いわゆる医療機関あるいは買物など、利用実態。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

説明が不足していて申し訳ございません。利用実態については、障害福祉サービスを受けるに当たって、町内の自宅から利用する事業所に、事業所が1つであればそちら、2か所利用する……そちらを利用する中身でございます。申し訳ございません。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 90、91、3款2項1目の細目2、出産祝金350万円、課長、今日もらった、課長のほうからもらってきた一部を改正する条例の出産祝金、自分は報道機関あるいは国会中継等を見ていた中では、この出産祝金は一律50万円とみんな理解していたのですが、この改正案の6条によると町長が第36条の規定を勘案し必要があるときは、規則が定めるところにより、これに1万2,000円を加える。自分が今言ったように一律50万円と理解するが、でも町長が判断する場合は1万2,000円加算する、この内容について教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

ただいまのご質問につきましては、昨日、国民健康保険の条例の一部改正する条例の中で出産一時金の部分でございます。従前は42万円というような書き方でありましたが、42万の中に産科医療補償制度という、俗に言う1万2,000円の部分が含まれて42万円という形でございます。昨日ご説明したとおり、出産一時金につきましては48万8,000円、それに産科医療補償制度、簡単に言うと医療機関がそういった機構にかける保険料、それが1万2,000円ということで、これ全国统一でございます。ですから、マスコミ等で報道があったとおり一律で、簡単に言うと50万円出ていると。ただ、出産一時金として48万8,000円、加えて1万2,000円はあくまで産科医療補償制度の保険料としてそれを町が医療機関に受領委任払いをして、簡単に言うと50万円を出産一時金の費用として拠出しているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 105ページまでですよ。

○議長（北郷幹夫君） 今……

○1番（阿部憲一君） ごめんなさい。115ページまでですね。

○議長（北郷幹夫君） 82ページから……

○1番（阿部憲一君） 105ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費ということで、これも国から予算が出ているのですけれども、あらかたもう答えが出ています。そして、この問題ずっと追及してきました。要するに被曝問題と同じだから。これは、広野町の町民に打たせるメッセンジャーRNAワクチンあるいはファイザー社のものなのですけれども、あれはだから最初は感染予防効果をうたっているわけです。それで、それのみで、しかも95%効果があると。あれ全くの大うそでしたね。それを打つことと打たないことでほとんど差がないわけです。かかっていない人の差がですね。それなのに95%です。その次に、これはもうヨーロッパで明らかになりました。その次に、では重症化予防の効果なののですけれども、これ分かりません。国のほうでは、ここに問い合わせさせてくれということで外部機関を出しているのです。そこまとめているのですけれども、ここにメールを出したって、電話でやったって全然出てきません。しかし、これもう名立たる技術関係の医師の間でいろいろ議論されていますけれども、ない。効果なんかない。それから、今いろいろウイルスが出てきますね。アルファ、やらベータが出てきたという、あれ枝分かれするわけではないのです。本来だったらベータ、ガンマずっと出ていますでしょう。そうではなくて、それがぼしゅって新しいのが出てきているのです。全く新しいのが。これこんな現象今までなかったというの。これ免疫の人だったらみんな知っています。口に出せない。これ言ったらたたかれると思うから。つまり誰かがばらまいているのです、はっきり言うと。新しいワクチン打たせるために。これみんな共通理解です。それでまたワクチン打つというわけでしょう。訳の分からない2価ワクチン。意味ないです、これ。打って、それでこの前やっと1人、接種と死亡の間に1人だけ認定されましたね。旦那さん亡くなって、子供4人抱えた女性でしたけれども。あれは短期の死亡者でしょう。だけれども、こ

れの問題の本質は中期から長期の間の死亡。これもう国なんか全く追いつもりありません。最初笑われましたよね、これの目的って何なのだと。これ人口減少のためではないかと言われました。つまりダボス会議で本当にそれが話されていたから。私なんか半信半疑でしたけれども、私の中ではもう固まっています。国際的な一つの意思の下にやられたとするのだったら、その目的だと思います。これもうあらかた出ているのに、いろんな検証、知見が出ているのに、これまだ打たせるつもりなのですか、広野町では。国のあれに従って。今もう週刊誌に出ているでしょう。やっと出てきましたね、週刊文春でも、週刊新潮でも、その他のメディアでも。この国のうそっていうのは、ばあっともう出ているではないですか。もう高齢者でもだんだん分かるようになってきました。もう新聞、テレビ中心の人とインターネット中心の人の意見が全然分かれています。認識が分かれましたけれども、今だんだん重なってきたでしょう。これでもまた打つのかいという話です。広野町は、そのとおり住民の健康、生命、安全保障義務ってあって、町は国と独立しているのです。こういう状況があったら、国として止めなくてはならないのです。そんな国のほうで何とか受託義務があったって。これをやろうとしないのです。これ止めてください。止めるか遅らせるということできるのですから。国のほうに回答を求めて出なかったら。これきちんとやらなければ駄目です。どうですか。こういう態度ありますか。そうでないと本当に住民殺してしまいますよ。

そこで質問したいのですが、うちの親族でも本当にがん患者が増えています。これがまさに免疫がぐっと下がるから、急速にがんが進行してしまう。被曝問題だってそうでしょう。あれで免疫が下がるから。チェルノブイリで言ったとおり、急速にがんが出てきて、物すごいスピードで成長してしまう。免疫が下がるということは、そういうことなのです。この問題の核心。このワクチンの問題いろいろありますよ。一つは核心なのです。広野町で調査ちゃんとしませんか、これ。こういう現象があるのだったら、とても打つどころではないでしょう。私は、かなり危険だと思っています。うちの家族がこれ今後出てきたら補償誰がするのかという問題まで私考えています。どうですか、課長。この問題真剣にちょっと考えませんか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

るるコロナワクチンの効用がないのではないか等々、以前にもターボがんがあるのではないかと
いうふうなご指摘がございました。町としてそこまで検証ができていないわけではございません。様々な事象を基に、国の厚生科学審議会等々においてワクチンの有効性等を判断し、今までワクチンの接種が行われてきたということでございます。先般、令和5年の5月8日から、第6回目になるのでしょうか、新年度のワクチンが開始されるということで、65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、医療従事者、福祉従事者の方を先行して打つということで、それ以外の方については秋口から冬にかけてということで1回打つと。年内に最低1回は打つと。先ほど言った重症化リスクの高い方については年2回を担保しましょうというふうな方向で進むというふうなことでアナウンスがご

ざいました。町は、このワクチン接種については、地方自治法における法定受託事務の中としてやるということで以前からも答弁させていただいておりますし、打つ、打たないの判断はあくまで様々な情報に照らして、接種される方が希望すれば接種すると。やはり接種を希望しなかったら打たないという実態がございますので、個々の判断に委ねられるのかなということでございます。町としては、国等の指針に従って対応に当たっていくということ。必要な情報については、きちっと広報ひろの等々を通して情報のほうはお届けしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 逃げです。逃げ。では、国の言うままそれもアナウンスしているのでしょうか。

そしたら町民当然打つではないですか。この辺のおじさん、おばさん、普通の高齢者、当たり前打つでしょう。うちの親もそうですよ。私が口を酸っぱくしてこれは本当に免疫の問題があるから打つなと言っても、だって町では打っているのだからわざわざ、いわきで打てるのに、広野に来て打っているのです。誤解をしました。免疫がくんと下がっています。もう言いたくない話、今回いっぱいあります。どうするつもりなのですかと、私は本当に怒りを持って言いたいだけけれども。国の何とか審議会あります。だから、それを確かめているのではないですか、その根拠は何なのだと。一体どういうデータなのだと。国に求めます。全部黒塗りです、出てくるのは。これ大勢やっています。根拠なんか何にも見えていません。しかし、とにかく打つ、打つてやっているわけだから。こんな問題があったら、普通の頭だったら、これできないぞって。もういろいろやることはあるだろうけれども、行政処理を単にやるのではなくて、これやるべきなのかどうなのかって考えるってことが一番重要ではないですか。これやってください。本当、人を殺してしまうのです。被曝問題もそうだけれども。あなた被曝問題もずっとルーズでやってきたけれども、大変なことなのです、これ。住民の健康、生命一番でしょう、何と云ったって。あれの問題。何でこれするのですか。厳然大変なのですって。この因子がなくて、あとこんなことまでやる。本当どう言ったらいいのでしょうか。私なんか怒りばんばんで来たのですけれども。町の人だって、がんになっている人相当いるでしょう。これで促進されませんか。打っている人相当いるでしょう、これ。確実に免疫が下がるということ言われている。自然免疫も下がる、人工免疫も下がる。それで出ているでしょう、発疹とか何か。あれ免疫が下がっている。動物実験もやりました。京都大学でやりました。5 回接種やると死ぬネズミが出てきます。ネズミかな。猫だった。猫の実験だ。猫かネズミか分からない。5 回接種やって死にました。全部で20匹用意したのだけれども、8 回接種で全部死にました。猫かネズミか、これやっているのです。アメリカのファイザーでも同じような実験出ています。これ今後死ぬのだけれども、期間があるわけ。すぐ死ぬわけではない。この問題出てからカウントもどこもしていない。こういうものをきちんと認識してください。真剣になって住民を助けるっていうことをやってください。打っているところではない、これは。はっきり言って。打つことで死に

ます、余計に。ちゃんと情報を集めてください。この議会の問題もあなた方の問題もそうですけれども、必要な情報を集めるということをやっていないのだ。情報を集めて、そしてきちんと物事を判断する、突き詰めるっていうことをやるのが一番重要なのです。そこをやってください。もうやってくださいと言うしかない、これ。お願いしますよ、これ。本当に大勢の命がかかっているのです。まさに今この問題が起きているから、これだけ熱心に言っているのです。うちのイメージも死んでしまいます、これで。しっかりしてくださいよ。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は14時31分です。ただいまから14時45分まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

ただいまから14時45分まで休憩いたします。

（午後 2時31分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

○議長（北郷幹夫君） 質疑を続けます。

3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 85ページ、3款1項、5の犯罪被害者等見舞金支給事業費ということで、これ最近といいますか、できたところなのですが、110万円計上してあります。これ本町での実態といいますか、先ほどのあった場合にというところでの計上なのか、いや、実はというところの実態もあるのですというところなのか、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） ただいまの3番、遠藤浩議員のご質問にお答えします。

こちらの犯罪被害者等見舞金支給事業費ですが、こちらについては、現在該当する案件というのはございません。ただ、こういった案件が生じたときに備えるというか、即、迅速に対応するための当初予算計上です。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。安心しました。そういった実態があるのかと非常にちょっとびっくりしたところもあったものですから、そういう内容であれば分かりました。

続いて、107ページ、4款1項4目ですか、公害対策費、公害対策費のほうでよろしいかと思うのですけれども、町内、公害等のパトロールですか、しているかと思います。以前にもちょっとお話しした経緯もあったと思うのですけれども、大平住宅から館に上がっていく折木川に架かる橋から大分、要はごみのポイ捨てというものがありました。いつとき収まったのですけれども、また最近そういったビニール袋に包んだごみが川に、川岸に止まっているという状況があります。こういった日々のパトロールの中でのそういった報告というものが実際に上がってきているのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） ただいまのご質問にお答えします。

先ほど議員からおたしありました大平の橋の件については、お話いただいて、環境防災課のほうでそのポイ捨て、それを除去した経緯もあります。また、現在、環境美化推進員の方が日に2名体制で毎日パトロールを行っている状況です。町内の環境について、環境美化推進員のほうから報告をいただいて、環境防災課で協力してそういった対応に当たっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。本町ですと、そういったごみの問題でもいつとき新聞ですか、報道もありまして、やはり道路の脇あるいは河川にごみが捨ててあるというのがもう非常に目立ちます。こういったものはやっぱり徹底して防止していくと。看板等もたしかちょっと立てていただいたかと思うのですが、やはりはっきり言うと悪意を持って捨てる人はもう一向にそんなものは気にしないというのが現状だと思います。もう少し強い体制といいますか、強化していただいて、そういった未然の防止というものをちょっと進めていただきたいなと思いますけれども、課長のお考えをお尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） ただいまのご質問にお答えします。

昨年、環境防災課のほうで看板設置のほうも取り組みました。また、別な場所なのですが、警察、広野駐在所と連携を取りまして警備体制のほうを取りまして、実際そういった抑止力といいますか、そういった取組もやっております。今後もポイ捨てのないような町に、まちづくりに対して取り組んでいきたいと、そういう意気込みで取り組みます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。ぜひ令和5年度、そういった中での取組強化していただいて、ごみのないきれいな町というところをしっかりと、我々も協力いたしますので、目指していきたいなと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 109ページ、健康づくり推進事業なのですが、ひろの健康ポイント事業取扱交付金、健康体操とか健診を受けたとかといってポイントはついてくると思うのですけれども、これの利用はどんなふうになっているのでしょうか。苗代替の高齢者の方は未来高校の喫茶店に行ってお茶してくるなんていうこともやっているみたいですが、町内の飲食店に行って、お店によってはコーヒーをサービスするとかあると思うのですけれども、活用している方は多いのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 5番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ひろの健康ポイント事業取扱いの部分でございますけれども、基本的に利用のほうは順調かなというふうには思っております。なかなかこのポイント事業を知らないという方もございまして、様々な機会を捉えて説明をしながら配布をしているというところ。一番顕著なのが総合健診のときに基本的にはお配りをする、前年の分を回収するというようなことで、定員数に沿って皆さんにその結果をお知らせし、該当する景品といいますか、インセンティブのそういったものをお渡ししているということでございます。やはり利用を見ると、一番多いのがC a f eふうが多いのかなと思いますが、あとは二ツ沼の直売所のお野菜、そういったことを利用されている方もおります。あとそのほかに金銭を伴わないような券もございまして、どれだけというところについては、利用の実態までは全ては把握できてはいないのですが、大分浸透はしてきているなというように考えております。5年度においても、そういったものを啓発しながら健康づくりの増進に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 40代の方がポイントをもらえるような活動に参加するってなかなか難しいと思うのです。でも、かといって、例えば夕方になると夫婦で歩きとか、高齢者が天気のいい2時頃から散歩に歩いているとかって、そういう形で歩く人たちは健康づくりの一環として足腰弱らないためにとってやっているときに、そういうのをポイントとして印をぽんと押せるようなところがあると、もっと増えてくるのかなと。すぐでなくてもいいですが、何かあのポイントを、40代の健診を受けた人に配布したときに健診1回ぐらいしかつかなくても、例えば自主的に自分はJヴィレッジのプールに行っているとか、富岡のそういう機関に行っているなんていう人をポイント、印鑑つけて増えてくると、健康づくりの習慣ができて、お達者度もよくなってくるかなと思いますので、何か工夫をちょっと考えてみていただければ助かるなと思います。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

健康ポイント事業の工夫といいますか、例えば保健センターのトレーニングルームを利用すれば毎回判こを押すとか、そういった取組は既に行っておりますが、やはり参加の拡大というものを捉えながら、今後事業の在り方について検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 106、107の4款1項4目の公害対策費、これは町長にお伺いします。町長、これは2月3日のある新聞の切り抜きなのですが、原発会議、首長の発想こういう見出しで2面記事、こんなに大きな2面記事、何かというと、簡単に言うと、原発会議に反対か賛成か、残念ながら町長の意思表示は載っていませんが、町長はどちらなのでしょう、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員の原発の取扱いについてのご質問にお答えしたいと思います。

私が答えているのは、県内における原発は、これは反対であると、稼働するのは反対であるということは一貫してずっと申し上げています。今、1Fと2Fと10基は取りやめとなっている現況に至っているわけではありますが、それは全く変わるものでもなく、原発の稼働は反対であるということをおし伝えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 安心しました。双葉郡の8町村の中でただ1人賛成は富岡町長なのです。それは理由が載っていますが、いわゆる地球温暖化防止に貢献するこういう記事面になっていますが、それは個人の判断だから、何とも第三者は申し上げることもできませんが、町長は反対意見です。非常に安心しました。ありがとうございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 85ページの老人福祉諸経費のところでは緊急通報システムのことについて先ほど説明があったと思うのですが、何か新しくマゴコロボタンという取組、それが言われたと思うのですが、これはどういうことなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

マゴコロボタンとは何ぞやというようなおたしかと思います。現在、緊急通報システムというものを既に稼働はしております。今回検討しておりますのが、簡単に言うと、ボタンを押すことによって、例えば2回押すと、こういうことを頼みたいのだけれどもとか、コンシェルジュ的な機能も使える、あとは一番は認知症の予防ということも兼ねて服薬の管理、例えば朝9時に飲む方、12時に飲む方、6時に飲む方いると思うのですが、その時間になりましたら、お薬飲みましたか

とか、あとは町、今日こんな行事がありますよとか、そういったものをIoT、インターネットのものにはなりますが、そういったものを導入して高齢者の生活の質を高めるというようなことを試行的にも始めてみたいなというところでございます。こういったものに関して、やはり単身者、高齢者世帯というものが増えてきてございますので、まずは単身者世帯のそういった質を高めるというような試みとしてそういったもの、また通信料も非常に安価なものですから、そういったものにチャレンジをしながら高齢者福祉の向上に努めていきたいというふうに考えております。そういったものでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） そうしますと、ボタンを押すのは介護をされるほうの方が押すということになるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

説明が不足して申し訳ございません。基本的には介護状態にならないような、どちらかというと言支援、自立に近い方になるかと思うのですが、簡単にボタンを押すだけです。ボタンを押すと、例えば2回押すとコールセンターにつながって、例えば誰々に連絡を取ってほしいとか、そういった機能を持っておりますし、コンセントに差すだけというようなことになります。インターネット回線も必要がないというふうな、本当に1個のボタン、そういったものを通して、ではどういったことができるかというところについて、試みをもって対応していきたいというところで当初予算のほうに計上させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 本当にインターネット回線がなくてもそれが利用できるということであれば、非常にそういう方たちにとっても使いやすいものになるのではないかなということが今のご説明で分かりました。

次に、93ページの児童手当負担金のところで、いろいろ割合が表になって説明書にあったわけなんですけれども、私の認識がちょっと不明確で、例えば補助率がある3歳未満の被用者の方と、それから非被用者の方では割合が違う。それは国庫支出金のところでそうなんですけれども、県の支出金のところでもやはり3歳未満の被用者の方と非被用者の方では割合が少し違うというふうに書かれているんですけれども、この差というのはどういうところから来ているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤尚文君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

補助率につきましては、国が基準として決めているもの、県が基準として決めているものでございますので、詳細な内訳はちょっと分かりかねるところであります。もう本人にとりましては、

金額、3歳以下で1万5,000円、3歳以上につきましては、第2子だと1万5,000円とか、そういった形で決まっているものでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） ちょっと私の説明が悪かったのですが、具体的に補助率が非被用者の方は3分の2、3歳未満の被用者の方は45分の37と、こういうふうに表に出ているわけなのですが、あと県支出金のところでは非被用者が6分の1、被用者の方が45分の4と、こういうふうになっているのですが、これはどういうことなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの説明が不足して申し訳ありませんでした。今のご質問は、歳入についてのことだと思います。こちらにつきましては先ほどもご説明したところでございますが、国、県で補助率のほう決まっているものでございますので、こちらについて差が出ている、出ていないというところはちょっと説明しかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） もう一度自分でもちょっと見直してみます、どういう意味なのかということ。それでまたちょっと係の方にお聞きしに行きたいと思います。

すみません、ページ戻るのですが、83ページの一番下のところで民生委員の方の研修旅行の費用のことが載っているのですが、民生委員の方が研修旅行に行かれるとすると、それはどういう目的であって、どのような場所に行くということになるのでしょうか。ちょっとご説明願います。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 6番、畑中太子議員のご質問にお答えします。

民生委員の研修先はどういったところかというところでございますが、基本的には県の大会、上位の大会がある、もしくは県の福祉大会の機会を捉えて、まず福祉の研修をします。時間的な余裕があれば、いろんな先進的な取組をしている民生委員協議会と交流をしながら研修をするということで、1泊2日で実施してございます。コロナ禍によって、ここ3年ほど実施できておりませんが、やはり重要な機会というふうに捉えますので、こういったものはやっていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 102、103、原町にできましたか、准看護学院、負担金として389万円の数字

が上がっています。令和4年度、まだ締めていませんでしょうけれども、震災後、実績は、本町から何人ぐらい行ったのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

双葉准看護学院のほうに当町から入校者がいたのかということでございますが、実績はゼロでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） ちょっと残念ですね。

次、104、105、新型コロナウイルス感染症対策事業費として3,000万円計上になっています。国、県からの支出金が2,900万円ということなのですが、私の知る限り、3年前の段階では100%一応国、県がというような、そういう話があったかと思うのですけれども、現在はそういう条件面というのは変更になっているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

4款1項2目、細目5、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてであります。基本的には10分の10というふうに捉えてございます。議員おただしの予防費とすれば、102ページのところでございますけれども、財源内訳のほうでそういった見え方がしているのかなというふうに捉えてございます。10分の10ということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 国による方針転換で5月から変わるのかな。それらを見据えたこの数字というのは今分かりますか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策事業費の部分でございますが、基本的にこちらの細目においてはワクチン接種のみ計上してございます。あくまで当初予算の計上時、1人1回分というふうなことで、決まっていなかった中での予算の編成でございました。先ほど私が別の答弁で申し上げたとおり、2回打つ方もいらっしゃいます。そういった状況を見据えながら、必要な場合には今後の議会において補正予算のお願いをするということもあるというふうに想定してございます。当面においてはこちらの経費で対応できるのかなというふうに判断してございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 112、113、衛生費、し尿塵芥処理費、去年が9,300万円に対して本年1億4,900万円。60%ぐらい上がっているのかな。事業内容を見るとそんなに上がるような内容でもないと思うのだし、そんなに人口も増えているわけではないのですけれども、この数字はどういう計算なのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

前年度に比べて増額の理由ですが、こちらについては、し尿塵芥処理費の双葉地方広域市町村圏組合、じんかい処理の負担金です。こちらについては、南部衛生センターの焼却施設更新に伴う負担金、こちらが令和3年から6年まで計上されるものですが、今年度3年目となります。こちらについては、令和3年が5,137万4,000円、令和4年が5,665万4,000円、令和5年度が1億1,103万3,000円となっております。

増額の理由については以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 思い出しました。たしかそういう工事設計の予定がありましたね。3年で終わるのかな。3年度で。3年の通算で。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） こちらについては、令和3年度からの事業で、6年度末、令和7年の3月に事業が完了する予定です。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） では、ないようですので、次に移ります。

次に、114ページの5款労働費から143ページ、9款消防費まで質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 121ページの6款1項5目の細目2の浅見川水路管理委託料190万円、この内容は、いわゆる小松の信号機の堰から浅見川までの水路かと思うのですが、間違いありませんか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの浅見川水路管理委託料につきましては、議員がお話しされたとおり、いわき・浪江線のところにある大堰のところから宮田のところまでの、水門までの水路の管理委託料となっております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長も思い出して申し訳ないけれども、残念ながらあれは3年前かな、痛ましい事故があって、町長の方針で遺族に対しては公務災害の弔慰金をいただいた、とこう伺っていますが、それで基本的には1名なのでしょう。1名で対応を行っているのでしょうか。それで、心配

するのは、自分が認識しているのは、勾配があるものだから、落差工があるのでしょうか、途中で、あそこに転落するとそれは大変な災害発生に巡ると思うのですが、週何回なのか、月に何回見回りをするのか、十分に安全には配慮すべきと思いますが、課長、いかがか。何名で今やっているのか。1名かな。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの門馬巧議員のご質問にお答えいたします。

この浅見川水路管理委託につきましては、年間72回点検をすることとなっております。それとはまた別に、大雨等発生した場合に水路から水があふれないように、川のほうにゲートのほうを開けて水を排水するという作業をする中身となっております。

以上です。

〔「すみません」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） すみません。答えが足りなくて申し訳ありませんでした。

こちらのパトロールにつきましては、1名で対応しているところであります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、実際にあの水路内を歩行したことがありますか。ないのでしょうか。恐らく、安全管理の面はないと思うので、もし私が言った落差工置くなら頭打ったら大変だよ。高いところは2メートル以上あるのです、落差工。一度歩いてみて安全面の協議等もするべきと思いますが、どう。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの門馬巧議員のご質問にお答えいたします。

まず、水路のほうを実際に歩いているのかというところではありますが、全線は歩いたことはありません。先ほどおっしゃられました高低差があるというところにつきましては、現地のほうをちょっと確認のほうをしまして、安全対策について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、安全は何よりも大事だよ。

124、125、6款2項2目、細目6、五社山ふるさと森林管理、この仕事は猪狩課長さん五社山登山に行くのに、あの辺の平坦地にはトイレがありますね。あわせて、箒平集落にある、あれは賀沢課長がいるときに造ったトイレなのだけれども、トイレは定期的にどこの業者が清掃等やっていますか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、五社山ふるさとの森管理事業につきましては、今おっしゃられたとおり、トイレ等、周辺除草等やっております。今年度におきましては、北陽管工さんのほうで担っていただいております。

もう一本、箒平の集会所の下のところのトイレにつきましては、鈴木恵太郎さんのほうに委託をして年間管理していただいております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） それは、課長、年間通して何回ぐらい、いわゆる定期的にやるものか、あるいは週1はないでしょうか、回数等分かりませんか。今、業者は北陽管工、箒平は鈴木恵太郎さん本人に、それは無償ではないでしょうか、有償だと思いますが、何ぼぐらい払っているのかお尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

五社山のほうなのですが、5月から12月の間、冬場はちょっとできませんので、5月から12月の間に定期的に行っていただいて、トイレトペーパーの交換など、管理はしていただいております。また、箒平の集会所下のトイレにつきましても、年間を通して月4回とかというふうに巡回していただいて管理をしていただいております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 今聞いてそれは安心しましたけれども、課長、これからのシーズンはいわゆる春山、夏山その辺をぜひ配慮し業者あるいは恵太郎さんに要請すべきと思いますが、どう。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

箒平のほうは年間を通して定期的に見てもらっておりますので、ただ五社山のほうは5月に多分五社山登山のほうも控えておりますので、山開きの前に1回きれいに清掃を始めたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ぜひよろしくをお願いします。

128、129、7款1項2目、細目1の広野町魅力向上発信事業業務委託料2,100万円、大きい金けれども、これは、もう一度、高倉山の展望台構築も入っているのでしょうか。具体的に魅力発信のための何か行事等を考えていますか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

この事業につきましては、高倉山整備事業とはまた別な事業でありまして、広野町の魅力向上、情報発信のために高倉山、五社山を活用した観光PR事業を実施し、今、交流人口、関係人口を増やして広野町に誘客を図っていくという、そういった事業です。既存のホームページを活用した観光ホームページ、観光ページですね、ここで作成するといった業務と併せて高倉山、五社山のトレッキングツアーを通して参加者を広野に誘客しまして、広野の魅力を発信していくという、そういった事業となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ぜひ魅力あるホームページのほうを作成しまして、多くの町内、町外の方から誘客できるような未来をよろしく願ひして、この私の質問終わります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 119ページ、福島県営農再開支援事業、いわゆるこれイノシシの駆除ですけども、課長に伺いたいのですが、一昨年、その前かな、要するに150匹殺してもまだ足りないってということで、また加算しましたね。200匹以上殺したのでしたっけ。これが、だから去年21匹まで下がっているわけでしょう。これどこに決着つけるつもりなのですか。つまり絶滅させるところまでやるのですか。ここまで下がったのに、また続けるというの、ちょっと意味分らないのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

営農再開支援事業につきましては、鳥獣捕獲と、電柵を回したり、農地に被害を及ぼさないような、そういった事業を2本立てで行っております。まだまだ農地等にイノシシの被害がありますので、その対策として捕獲すると。被害がなければ捕獲しないのですけれども、被害があるという、そういう情報を町のほうで聞いて、それに対応した結果がこういった結果になっております。あと、電気柵、農地のほうに被害を及ぼさないように、農地に入れないように電柵を回して農地に被害を及ぼさないといった、そういう対策もこの営農再開支援事業の中に入っております、今営農再開支援事業というその事業が継続しておりますので、町としては農地に被害を及ぼさないよう、獣的被害を及ぼさないように、この事業については継続はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 課長いつもそうなのだけれども、こちらの質問に対して答えていないの。単

に自分の主張をしているだけなの。そうやって課長の言うとおりののなら、そのとおりだったら、今までだってどんな少なくなったって被害及ぼすでしょう。だって完全に消えたりしないのだから。ただ、それずっとやっていったら死んでしまうではないですか。この問題を言っているわけ。出ますよ、どれだけ少なくなっても被害なんて。そのたびにずっと殺すのですか。前にも言いましたけれども、あつちは殺すのですよ。実際に、だっておりで確保して、その中に銃口を差し込んで、こんなウリ坊だとかだって殺すのでしょう。非常に極めて残酷ですよ。テレビでなんかやれますか。テレビでやったら女性はみんな反対です、恐らく。何でこんな残酷なことやるのだ。あつちは命を殺されるわけです。こっちはせいぜい経済的損失でしょう。経済的損失というのまた反感食うかもしれぬけれども。実際そうでしょう。だから、これやるのかっていう話です。県のほうにただしても、どこで決着つけるのだというの、何にもないの。要するにこれだけで福島県全域で殺しているわけでしょう。こうやって、ばかすか、ばかすか年中。そしたら、ずっと減るでしょう。同僚議員が昨日質問しましたね。これだけ減った理由は何なのだと。課長は、豚の豚コレラか何か分からないけれども、という話もしたね。これ情報の問題になるのですけれども、これ福島県で、ではその実態ってあるのですか。私ずっと調べてもそんな実態ちょっと見つからなかったのです、ネットで。それとも、想像なのかどうなのか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

昨日私が答弁したのは、臆測ではありますがといった、実際に豚コレラ、豚熱ですね、豚熱が原因で個体数が減っているのかどうかというのは分かりませんが、そういった情報というか、話合いの中で、会議の中でそういったのも一、二あるのではないかとといった、そういった話があったので、そういうふうな答弁をしました。また、何回もこの件に関して答弁はしておりますが、町のほうとして積極的に捕獲に行っているわけではなく、いつも言っているとおり、被害がある、農地に被害を及ぼしている、そういった現状を踏まえて、そういった部分について捕獲なり、電柵なり置いて対応しているという、そういった現状です。何回も言いますが、町のほうで積極的に捕獲に行っているわけではございません。

以上です。

〔「８番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。

○８番（門馬 巧君） 議会運営の立場から議事進行を求めます。この問題は、国、県のいわゆる広域自治体の方針に沿ってやっているものですが、国も県も害獣、とこう言っています。阿部君の主張は動物を殺せば悲しむんだかいわゆる殺処分これはいかんでしょう。との主張なんです、国、県の害獣として予算を取っているものですから、これは論議をする必要はないと思います。これは議会運営委員の立場で申し上げます。

- 1番（阿部憲一君） 議長、何でもここで認めるのですか。きちんと質問して全部答えてから言ってくださいよ、こんな質問は。見解がそもそも違うのです。民主主義ではないよ、こんなことは。民主主義って分かりますか、何回も言うけれども。
- 議長（北郷幹夫君） 今何て言ったの。
- 8番（門馬 巧君） 議事進行。
- 議長（北郷幹夫君） 違う、違う。今、阿部議員、何て言ったのですか。
- 1番（阿部憲一君） 民主主義って何ですか。民主主義っていうのは議会制民主主義なのだから、きちんと質問権に立って、質問権でしゃべることを当然やって、それで別な質疑なら分かりますよ。何でも断ち切って認めるのですか、これ。
- 議長（北郷幹夫君） いや、動議出たからですよ。動議。
- 1番（阿部憲一君） 動議といたって、むちゃくちゃな動議でしょう。きちんと中身整正してやってくださいよ、きちんと。それが議長の役目ではない。見解がそもそも違うところで何でも動議やるのですか、ここへ来て。国、県がやっているから従って質問するというか、そういう議論でしょう。むちゃくちゃです、私から言わせれば、こんなの。何が言いたいのですか。
- 議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君、何か質問あるのですか、まだ。
- 1番（阿部憲一君） 言いません、もう。答えていないから。よろしいですか、では。
- 議長（北郷幹夫君） では、これが最後にしてください。
- 1番（阿部憲一君） 何でも最後なのですか。
- 議長（北郷幹夫君） 3回……
- 1番（阿部憲一君） 何回もやっているのではないのですか、例えばこちらの同僚議員が。そういう恣意的なことやっては駄目ですよ。きちんと答えて出していないのだから、それについてはノーカウントでしょう。答えていないことについては。こちらの質問に対して。こちら言ったことについて単に主張しているだけなのですから、全然かみ合っていない。議論は、かみ合うということが必要なのです。かみ合わせる事が議長の役割なのです。これ重要な役割ですよ。よろしいですか。
- 議長（北郷幹夫君） 答えているでしょうよ。
- 1番（阿部憲一君） 答えていなくて、かみ合っていないのです、質問に対して。かみ合わせるっていうことは議長の重要な役割なのですよ。覚えてくださいよ、これ。よろしいですか。
- 議長（北郷幹夫君） だから、これが最後にしてください、3回目だから。
- 1番（阿部憲一君） 何でもそうなのですか。
- 〔「議事進行」の声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） だから、これが最後だからね。
- 1番（阿部憲一君） 何でもそうなのですかと言っているのだ。
- 議長（北郷幹夫君） だって3回……

〔「議事進行」の声あり〕

○1番（阿部憲一君） 何言っているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 大きな声出さないでください。

○1番（阿部憲一君） 大きな声こっちが出しているから、言っているのではないですか。何でそういうふうに……

〔「8番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 議事進行願います。

○議長（北郷幹夫君） では、議事進行いきます。

では、なかったら次に入ります。

○1番（阿部憲一君） 議事進行、何で質問させないのだ。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） 1点だけお知らせください。

6款2項2目の林業振興費、その3節、鳥獣保護事業費に関連して1つお知らせください。先ほど、鳥インフルエンザが大変流行して、町の職員も大変それに対応して大変だったということで、本当にご苦労に思います。その中で、当町において野鳥等の死骸、それらについての問合せ等があったのか、なかったのか、その辺ちょっとお知らせください。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 9番、渡邊正俊議員のただいまのご質問にお答えします。

昨年、鳥インフルエンザがはやった時期、そしてまた町が対応した時期以降に、野鳥が自宅の周りで1羽死んでいるのですけれども、どうしたらいいのでしょうかという、そういった問合せは二、三件あったと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 9番、渡邊正俊君。

○9番（渡邊正俊君） 私も歩いていて2回、2か所かな、去年確認はしたのですけれども、その辺は届出等を行わなかったということは私のミスだったかもしれませんが、鳥のインフルエンザがはやっている中で、先ほど報道になったインフルエンザによって、アジアの国、日本ではなくてよその国で過去10年間に八百何十例という人への感染が報告されて、そしてインフルエンザA型でH5N1型、これについて八百何十人が感染して、致死率が50%以上だと。人への感染があったと。450人ぐらい亡くなっていると。ただ、人に感染して、人から人への感染はまだ確認されていないということでWHOのほうで発表しているのですけれども、ただこれが人への感染力を持つようになったらパンデミックだろうと。今のコロナ禍以上のことになるだろうということが発表されているのです。だから、その死骸について、それには絶対触るなど、そういうような啓蒙活動、

特に教育委員会さんのほうで子供たちの注意喚起、私の子供の頃なんか、鳥なんかというと本当に喜んで触っていたものです。かわいそうだとか何だとかって。でも、今はそれとは違う。そういう病原菌があるということ。日本ではまだ確認されていないですけども、よその国でそういうふうな例があるということで発表されていますので、その辺の住民への注意喚起、これをひとつお骨折りをいただきたい、そういうふうに思います。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

趣旨は十分理解しておりますので、早急に住民周知のほうを図っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「議長、議事進行。質問終わっていませんよ。何で止めてくるんですか。議長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。先ほどの件では最後にしてくださいよ。3回となっているのですから。

○1番（阿部憲一君） よろしいですか。3回ってあったって認めるでしょう、あなたは何回も。自分で自分やって。

○議長（北郷幹夫君） 話がかみ合わないって言うから、何回やっても同じでしょう。

○1番（阿部憲一君） かみ合わないのだったらカウントしては駄目だっていうこと分かっているでしょう、原則で。

○議長（北郷幹夫君） だから、どうぞやってください、では。

○1番（阿部憲一君） いいですか。私がもってやったのは、これどこまでやるのだっていうことなのですよ。だって、ずっとやっている、殺してしまったら今度逆に貴重な種だってなって、今度県のほう逆って、どこで逆転するのだと、もうどこまでいってしまっているでしょう。そして、もう一つの問題というのは、だからその豚熱、豚熱がという話ししました。これ私、被曝問題ずっとやって、行政の対応って細かく見てきました。本当ですかっていう話。実際ないのでしょ。こういうとき何て言うか。実際にもう個体を1体殺して、そのために少なくなったという事態を国や県として言いたくないね。言いたくないと、もう適当なことを言い出すと。いつものことではないですか。方々でモニタリングポスト、がっちゃん、がっちゃん上がりました、モニタリングの数字。そのとき何と言ったか。小動物がこれを荒らしたのだと始まった。またこういうのがどんどん、どんどんあるわけ、中のモジュールを取り替えてまたこういう状況が起きている。今度は何て言うのかと思ったら、中の光何とか増倍管というのが故障したのではないか。全部根拠がない。そういうことを、でも国側が言うと、マスコミは全部そのとおりに書くのです。私、マスコミに対しても本当に、何でおまえそんなことを書くのだ、うそだって分かっているだろうと。分かっているもの私追及しましたが、当時言った原子力規制庁の責任者に、全くの想像です。とにかくそうやっておくと一応

収まるから、マスコミで、こういうことをやるのです。それで、質問に具体的に課長はそういうふうに答えてしまうわけだ。現実ではない。そうして、それで落ち着いてしまうわけ。この問題やめていただきたいということなのです。根拠がないことをやっぱり言うべきではないと思うのです。実態がほかにあるのだったら、そっちが本当にあるかもしれないのに、そっちがもう消されてしまうわけ。この問題があるから、これ重要だと思って言っているわけ。個体がやっぱり減っていくって。どこまで減らすの。普通に分かるではないですか、これ。きちんと線引きなりなんなりやってくださいよ。これ昔から、だって被害なんかあるのだから。ずっと続くのだから。完全に絶滅したら被害なくなるでしょう。そこまでやるのかっていうことを質問しているのです。それに対して答えられないから。だから、線引きはないのでしょう、結局。ないのだったら、ないと答えてくださいってということなのです。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

何回も申し上げているとおり、町としては積極的に捕獲に行っているわけではないというのは第 1 点。まず、産業振興課としては、農地を守る、農業を守るという、そういった観点でイノシシの捕獲なり転作の対応というのをやっているという部分。また、昨今、住宅においてイノシシが出没し、人間のほうに被害を及ぼしているという状況もテレビのほうで報道されているのを見たことがあります。そういった意味も含めまして、町としては……

〔「このとおり答えていない」の声あり〕

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 町としては……

〔「町としてなんかどうでもいいんだよ。私の質問に答えてくださいって言っているの。そうでなかったらとことんまで殺すからこの質問しているって、そんなこともあなたは分らないの」
の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 今答えているのですから。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいま申し上げましたとおり、最後の 1 匹まで絶滅させるという考えは町にはありません。町としては、農業に影響を与える、営農再開に影響を与えると、そういった部分について、その対応、対策をしているところです。

以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） 自分は議会運営委員会の黒田委員長が残念ながらいませんが、これは残念です。阿部君は一般議員であって議事進行への発言の権利ありません。

〔「何。何ですか。何て言っているんですか。何。権利が何と言う

んですか」の声あり]

○8番（門馬 巧君） だから……

「やめてください。やめさせてください。もう訳分かんないもん」

の声あり]

○8番（門馬 巧君） 議事進行をスムーズに求めます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） すみません、1点だけ。

143ページ、9款1項5目、防災マップ制作業務委託ということで4,600万円。こちら前に、近年の集中豪雨ですか、こういったところにタイムリーに対応するということで、そういったシステム化ですか、そういった中で体制をつくっていくというお話があったかと思います。来年度ですか、始まるということで、これは管理としては、そういったシステムの的なもので、パソコンというか、そういった中でしっかり管理されるというものなののでしょうか。防災マップというところですので、紙ベースでは多分ないのかなと思うのですけれども、ちょっとその中身を説明していただければと思います。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） ただいまの3番、遠藤浩議員のご質問にお答えします。

河川ハザードマップ作成業務委託の内容について説明が足りませんでしたので、ご説明いたします。こちらの始まりといいますか、令和元年台風19号、21号の河川災害に鑑みまして、近年の異常気象、集中豪雨対策として、想定以上の雨量や長雨に対する浸水シミュレーションのシステムを構築し、甚大な被害に対する防災対策として、迅速な避難と住民の生命、財産を守ることを目的としています。令和3年度においては、河川の定点カメラや水量調査の装置、それを3か所につけてまして水量のデータを取得しております。また、平面測量のほうをドローンにより行いまして、測量をしました。令和4年度におきましては、こちらのハザードマップの解析のためのシステム構築とデータの整理をしております。来年度事業におきましては、こちらのシステムをインターフェースと連携しまして操作できるような形、見える化する、私たちがデータを入力するとそういったことが、どこまで浸水されるのか、長雨だったり、急激な集中豪雨が降ったときにどのようなエリアまで行くのか、それと併せて平面的なハザードマップを作成しまして、想定内の予測の範囲を示すと、そういった2本立ての事業を展開しております。この始まりというのが令和元年の災害だったわけなのですが、当時県のほうで63河川についてはハザードマップ作成に着手する、広野町はやらないわけではないのですが、優先順位は遠いところだということがありまして、町としては迅速に対応しなければならないということで、防災の啓蒙と一緒にこの取組に着手した次第です。

全体の流れについては以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。防災対策というところで、どんどん変わる状況に合わせて、そういった避難指示等も含めてデータ等から推測していく、あるいはそういったシミュレーションを繰り返していく中で被災エリアというものを想定できてくるのかなというふうに思います。確かにこういったシステムがあると、広野町、川が3本あります。浅見川、一番中心で大きい川ですので、こういったところの氾濫というのが被害を大きくする原因になるわけなのですが、この後のついでにいいですか、現状そのデータをシミュレーションも含めてできるようなシステム構築を多分すると思うのですが、最終的には、その速報としてやっぱり情報を共有するという、町民に対して、あるいはホームページ等を使ってそういった、もう危険な時間帯、あるいはときになっていますよというものも含めて、含めてというか、将来的にはそういった形で情報提供していく、あるいは避難指示を呼びかけるというところの構想まで当然あるのだろうなと思うのですが、しっかりやっていただくことによって町内でのそういう集中豪雨等も含めての災害の防災対策というふうになってくるのかなと思っていますけれども、その辺の最終形といいいますか、展望についてちょっと課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民の皆さんのほうにお示しする手法としては、現在考えているのがホームページへのアップであったり、A判のハザードマップの作成、最終的には、今防災マップ2までいっていますが、こちらのその3までで防災マップの例えば英語バージョンとの、改正時点でそれに合わせて改正するか、そういった形でお示ししたいと、最終形についてはそのように考えております。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。しっかり進めていただくことによって町内での生活、安全、安心して生活ができるというところにつながりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○会議時間の延長

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は15時50分です。令和5年度の一般会計予算の審議が終了するまで会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、令和5年度一般会計予算の審議が終了するまで時間を延長することに決しました。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 143、今ありました防災マップ制作業務委託、私はもう大分前から国土交通省、気象庁のデータというものを瞬時にいつでも見られるようにパソコンのほうにセッティングしてあります。素晴らしいですね。河川別にちゃんと、そしてどれだけあふれるのか、それも分かりますし、あとどれだけの雨量が今後出てくるのかというのも分かりますし、私はあれはとてもいいことだと思うのです。逆にそういうのを皆さんは行政としてもやっぱり使ってくださいというふうにやっていただければ、私らだって素人でも分かる。とてもこれはいいことだと思います。全国の自治体の全ての地域が瞬時に見られるのです。あれは素晴らしい。そういうのをちょっとPRすべきではありませんか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（高橋喜孝君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

議員今おただしのとおりでございます。こちらについて、国のほうで出している資料についても、やはり防災の観点から、素晴らしいシステムだと思います。こちらについてもPR活動のほうをやっていききたいと思います。また、町のほうで取り組んでおります3次元化3Dシミュレーションについても同時に取り組んで、総合的な防災活動に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） ないようですので、歳出の最後になります。142ページの10款教育費から171ページの14款予備費までの質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 144、145、10款1項の2目、細目4、奨学金貸与1,776万円、これについては5年度のものなのではと思いますが、本年度の実績は何件ぐらい、何千万円ぐらいあるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えいたします。

本年度の奨学資金の貸与でございますが、令和4年度につきましては2名となっております。

そして、令和3年度から全部で11名だったと記憶しております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 実績は。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 実績でございますが、3月補正にお示しをしておりますが、1,476万円でございます。先ほど申し上げました令和4年度、今年度が2名、それまで11名、本年度は計13名で奨学資金を貸与しておりまして、月額にしますと123万円、それに12を掛けた金額が1,476万円ということで、3月補正に計上した金額となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 勉強しまして、自分はNHKの日曜討論番組とかあるいは散歩のときは携帯ラジオを耳に差し込んで聞きまして、奨学金を返済するために結婚したくても結婚できない、こういう指摘が論点として挙がっていました。しからば本町でも何分の一位の返済猶予を与えることは、町長、できませんか。もう一回質問するね。発音悪いから、解釈できないのだっぺ。いわゆる奨学金を払うために、返済するために、いわゆる結婚適齢期の方たちが結婚できない、それがひいては日本の少子高齢化にもつながっていると、こういう論点なのです。そうした点から、本町の貸与金のほうも何ほかでも返済に猶予を与えることできないものかなと、こういう質問なのです。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

全国的な傾向としての奨学資金を借りて返せないという学生さんがいるという現状があるということは確認しております。まず、当町においてはそういった学生さんはいないということで確認しております。条例において10年間の貸与期間ということにおいて、その運用に当たっているわけではありますが、ついてはやはりその学生さんの状況において柔軟に対応しているという現状はございます。そこを捉えて、条例の下で現況を捉えながら、必要に応じて検討していくということと受け止めるものでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 条例上それは分かりましたが、少子高齢化につながっているこの状況を鑑みれば、どうしてもいわゆる返済の免除をできませんかと、こういう自分の主張なのです。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ただいまのご質問については、死亡された場合においては免除されるというただし事項において対応となります。今ご質問をいただいているご趣旨については、やはり今少子高齢化というお言葉ございましたが、いわゆる出産から教育の成長過程を捉えて子供たちをしっかりと教育でき得るという環境を確立をするっていうことが何よりも大事であるということのご示唆でございます。ついては、出産から教育、そして社会に向かっていくその過程において、昨日、おととい、これまでこの3月定例会の中でご質問いただいている出産祝いから入学祝い金まで、報道されているように東京都は率先して先行事例で令和5年度を捉えていることにおいて、国当局もそれを受け止めているというふうに受け止めております。ついては、子育ての観点から、成長過程においてしっかりとその確立を広野町としてしていくということを念頭するものであります。結びとしまして、広野町の子育て支援は極めて重厚な内容となっております。他の町村から先駆けて捉えて取り組んでいる現況にございますので、ついては中高一貫校を有する、学校を有する町としましても、被災

地からのこの広野町において、集って学びやとなる子供たちが希望と夢に向かって躍動でき得るような体制をつくるべく、ただいまのご質問の奨学資金貸与についてはしっかりと環境変化において対応に当たってまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ありがとうございます。それで、町長、自分の質問と趣旨がかみ合わないのは、自分は奨学金のその返済に困窮して、ゆえに結婚できない、こういう方がいる。広野町ではないよ。広野町の話ではありません。いわゆる「日曜討論」で、NHKの、そういう議題が論点になっていましたと、そういう日本全国の問題なのです。その中において、本町は少しでも返済の免除はできませんかと、こういう質問の論点なのです。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 重ね重ね、私は今難聴という病気をちょっと持ちまして、なかなか確認をさせていただきながら答弁していることにご理解いただければと思います。

ご質問の奨学金の返還を減免をするということとはできないかということについてのおたかしですが、それはできません。残念ながらできません。これは無利子でもって貸与している公金を、それは有効に活用していただいて、成長したその子供さんがやはりお借りをした町役場のほうに返金、返戻をして、お返しをしていただいて、そして社会で活躍していただきたいと、そのように願うものであります。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。今の件は終わってください。別な件名でお願いします。

○8番（門馬 巧君） 160、161の10款4項2目の細目5の図書室運営費の中の、これはおとといの門馬まりえさんの一般質問の中で、町長の答弁の中に本年度から図書司書を配属する、こういう答弁あったと思うのですが、その予算化は書いていませんが、どうでしょう。図書費。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問につきまして、教育長より説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 教育長。

○教育長（根本良政君） ただいまの件であります。昨日、門馬まりえ議員からの一般質問において、図書館活動の推進を図るために、司書を配置して、図書費を大幅に増額するということをお話ししました。具体的には、小中学校で3桁ずつの図書費を上げております。151ページ、それから157ページに記載されておるかと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 教育長、自分は蔵書の数を言ったのではないの。図書司書。いわゆる貸出し

あるいは案内そういう業務をつかさどる人間を配属する、そう理解したのだけれども、それは間違いか。

○議長（北郷幹夫君） 教育長。

○教育長（根本良政君） 151ページに記載のとおり、図書購入費は100万円計上させていただいております。小中学校同額となっております。

〔「教育長、司書」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 教育長。

○教育長（根本良政君） 司書については、147ページの5番のところに上げてありますが、会計年度任用職員の採用を記載しております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） それは分からないわ、我々は。会計年度任用、分かるわけないでしょう。いま一度課長、丁寧な答弁をお願いします。あまりにも我々をないがしろにしています。どう課長。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいま8番、門馬巧議員のご指摘に大変失礼いたしました。私の今日の当初予算の説明におきまして、細目の5、広野町教育ビジョン事業費の中の説明の中に、一番最後のところで学校司書の配置と学校図書館システム導入に係る経費を新たに計上しておりますというところの文言で言葉が足りませんでした。大変失礼いたしました。予算資料としましては、5ページの細目の5、広野町教育ビジョン事業費の中の給料のところ、こちら会計年度任用職員となっております。学校司書として雇い上げるわけですが、給与体系として、会計年度任用職員としての身分ということなものですから、ここに括弧書きで学校司書とか、そういった記載をするべきだったというふうに反省しております。大変失礼いたしました。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） それでは、総務課長のほうに質問します。今、学校教育課長から会計年度任用職員、答弁がありましたが、町全体で会計年度任用職員は何名おります。把握していますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） ただいまの8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

会計年度任用職員の採用の人数でございますが、来年度は42名を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） その会計年度任用職員の採用等は、もちろん町長が面接をして採用するのでしょうか、その任用職員になった人間の出身母体は、いわゆる公務員の方もおるし、あるいは民間の方もおるのでしょうか。任用職員の給料の幅があまりにも、100万円から300万円ほどの方がありま

すが、広野町出身ばかりではないのでしょう。任用職員というのは、自分の解釈では、いわゆる定年に達した人間が広野町に任用されて働く、そういう方がいるのでしょう。そのために、私はみんな顔を見たこともない人もいますが、そういう実態なのでしょう。出身母体は、いわゆる言葉換えれば、どこから来て広野町の任用職員になるのか。様々なのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 副町長。

○副町長（松本正人君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町には、今おっしゃったように、今までのお話になっていましたように会計年度任用職員という方と、職員が定年になってまた採用される再任用職員ということ、それとあとは任期付職員という3種類ございます。今お話しになっております会計年度任用職員につきましては、公募をしまして、町内だけではなくて町外からも応募のほうはございます。だからといって、通勤というか、通うわけですので、それほど遠くまでの方はいらっしゃいませんが、いわきから隣の檜葉までの方が応募しております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） どうも分からないな。任用職員というのは、いわゆる昔でいうアルバイト的な、そういう解釈でいいのかな。任用職員。再任用は、いわゆる公務員等が他町村から本町に雇用されて働く方を採用するような……任用職員の採用と再任用の違いを教えて。

○議長（北郷幹夫君） 副町長。

○副町長（松本正人君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

再任用職員の方は、広野町役場職員で定年になった方が、その後もまだまだ町のために働きたいという方が再任用職員というふうになります。それで、今お話しになっておりますのは会計年度任用職員と。この方は、昔でいう臨時職員という、そういうふうに言ったら分かるのかもしれないのですが、そういう方。ただ、今はもう法的にこういう名称での話になっておりますので、こういう形で今話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 149ページですが、10款2項1目、説明の2番、施設管理費の中に委託料ということで芝地の管理委託料、前ほどの説明の中でロボットみたいなものでやるのだということちょこっと聞いたのですが、その辺のロボットっていうのはどんなものなのだから、ちょっとご説明、例えばの話なのですが、平らなところしかできないのだから、それとも急なところも上がって行って刈ってくれるのだから、手足ついているのだから、その辺のところのご説明、この金額で買う品物だから、ちょっとお聞きいたします。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 2 番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えいたします。

この近辺だと伝承館のほうで動いているものになります。大きさはこのぐらいのもの。大きさはいろいろあるのですけれども、そういった芝刈りロボットの購入を考えております。今現在、年に 1 回芝刈りをしている、委託には出しているのですけれども、やはり刈った後すぐ伸びてしまうというところがございます。そういったところも含めて、常にロボットは自動で動いていまして、充電もピットスタンドがありまして、自動で自分で戻って充電をするようなものになっております。安全性とかにつきましても、しっかり検討したものとなっておりますし、近くですと西郷村の保育所とかでも利用実績のあるものになっております。また、傾斜の話がありましたが、一応カタログ的には結構な斜度は上れるようにはなっておりますが、町としては小学校の校庭とかグラウンド周りの芝、中学校の芝等を考えております。面積的に小学校のほうがちょっと大きいものですから、予算的には小学校のほうにだけ上げさせていただいておりますが、芝刈りとして考えているのは、小学校、中学校、あとは文化交流施設も若干考えております。このロボットは、ある程度縄張をしっかりと決めてやらないといけないものですので、その中だけ動くような設定をできるということになっております。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 2 番、北郷伯弘君。

○2 番（北郷伯弘君） 今まで使ったことないですよ。だから、今回初めて使うということなので、私も一回見に行ってみたいなと、そんな感じもしますが、分かりました。ありがとうございます。終わります。

○議長（北郷幹夫君） 3 番、遠藤浩君。

○3 番（遠藤 浩君） 149 ページ、10 款 2 項、2、施設管理費の樹木管理委託料、学校施設関係だけではないのですけれども、数日前ですか、木に登ってボールを取ろうとして下敷きになったというところで、この辺の点検はもう既にされているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 3 番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

昨日だったと思います。神戸の公園のほうの倒木で生徒が骨折をされたというニュースのことをおっしゃっているのかと思います。町では、学校施設におきまして、今まさしく申されたとおり、まず樹木の診断をしたいと今年は考えております。その上で、伐採したほうがいいとか、そういったところをするための予算を計上させていただいております、小学校と中学校、両方に上げさせてもらっています。特に、学校なので、桜が多いです。桜、なかなか切るというのも、記念樹ですので難しいので、まず診断をして、その後、切ったほうがいいとなれば伐採をしたいというふうに考えておまして、樹木管理委託料の中に診断の部分と伐採の部分、2 つを上げてはいるところで。小学校については桜の木が 11 本、中学校については、中学校はちょっと多いのですが、30 本程

度考えております。また、中学校、松の木もありますので、診断を進めて、来年度の予算でしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。なかなか周りからでも見えづらいところですので、しっかりお願いしたいと思います。学校だけでなく、公園関係も含めて見ていただければと思います。事故があつてからではちょっと遅いものですから、お願いしたいと思います。

続いて、151ページ、10款2項2目、1、教育振興諸経費、公演委託料というところで、これ頂いている資料を見ると、金管のアンサンブルというところで、何か演奏会とかその辺を企画しているのかなと思いますけれども、中学校のほうを見ても音楽というところで公演委託という。ちょっとこの中身を教えていただければと思います。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまの3番、遠藤浩議員のご質問にお答えいたします。

小学校においては、見積りで取っているところですが、管弦楽の演奏、東京ブラスカンパニーというところをちょっと視野に入れて小学校と検討しているところでございます。中学校におきましては……すみません、中学校、今資料をちょっと持ち合わせてはいないかな。今年度におきましては、新潟のほうから太鼓をされるそういう集団の方を招いてやっております。5年度については、ダンス関係の公演を何か考えているというようなヒアリングはした記憶がございます。すみません。今手元に正確な資料がちょっと見当たらずに申し訳ありません。後ほどお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） こういった公演、やっぱりなかなか町内でそういった、演奏にしろ、音楽にしろ、そういったのに触れ合う機会ってなかなかない。こういった中で、こういう公演等も含めて子供たちが実際に参加する、あるいは聞いた中で体験をするというところで、正直どんどん子供たちに投資をしていただきたいというふうに思いますので、今後もそういった機会があれば随時子供たちの前でできるような企画というものをお願いしたいなと思います。これについては終わります。

すみません。171ページまででしたね。

○議長（北郷幹夫君） うん。

○3番（遠藤 浩君） ちょっと176ページになるのですが、よろしいですか。駄目だと言えは159の10款4項2目、1、給与費になるのですが、ちょっと管理職手当、教えていただきたいです。まとめてありますので、176ページを見ていただくと、職員手当の内訳ということで。これは条例で決まっている中身もありますけれども、この管理職手当、前年度と比較すると300万円ほど増えていますというところで、課長職11人ですか、いらっしゃいます。全部が全部こ

れ上がるわけではないと思うのですが、この辺の内容をちょっと教えていただければと思います。
よろしくお願いします。

〔「8番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 4時過ぎただけけれども、皆さんに宣告しないでいいの。4時過ぎただけ
れども、皆さんに宣告……

○議長（北郷幹夫君） 先ほど延長の了解いただきました。いただいているのです。4時の前に延長
の了解いただいております。

ちょっとお諮りいたします。ただいまの時間、16時31分ですけれども、ただいまから15分間、45分
まで休憩したいと思います。いかがでしょうか。

〔「やっちゃいましょう」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） やってしまいますか。

では、どうもすみません。では、続けます。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。

○7番（小磯利雄君） 今、2番議員の質問は番外のページの質問なものですから、その前に私は番
内の質問をしたいと思いますので、許可をいただきたい。

○議長（北郷幹夫君） ちょっと待ってください。3番、遠藤浩君、よろしいですか。今ちょっと。
いや、すぐ出るのなら、ちょっと時間があれます。大丈夫ですか。

〔「ちょっと時間いただきたいんです」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、7番、小磯利雄君。ページ数と……

○7番（小磯利雄君） 146の一番最下段、学校施設原子力災害対策費として、きれいに200%の予算、
3,200万円という大きなスクールバス運行业務委託料というのが発生しています。この目的は何な
のでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度予算に比しまして倍になっているというおたしかと思います。町バスのルートの見直し
によりまして、来年度から町民バスの運行体制見直しによるスクールバスの対応が困難となるとい
うことから、今年度同様の路線を維持する、コースを維持するために予算の増額の計上をしたとこ
ろでございます。午前中の町長の答弁にもよりますが、そちらと連動した予算となっておりますの
で、ご理解を願いたいというふうに思っております。また、このスクールバスにつきましては、予
算額3,200万円と倍増しておりますけれども、被災者総合支援交付金の100%補助の内諾は一応得て
いるところでございます。スクールバス、令和3年度、4年度、最近ずっと5コース運行しており

まして、町民バスと同時、朝……失礼しました。朝は子供たちだけ、夕方の便は町民バスに子供たちが乗るというような体制をしいているのですけれども、町民バスに相乗りしているコースは3コース分ございます。繰り返しになりますが、運行体制の見直しというところを考えておりましたので、スクールバスの体制を維持するために予算が増えているということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） このバスには、一般町民は乗れない、乗れる、どちらですか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまの7番、小磯利雄議員のご質問にお答えいたします。

朝は子供専用にしておりまして、午後、大体2時半と4時が定期便で出ているのですけれども、今申し上げたとおり、町民バスの運行のほう、5コースのうちの3コースは町民バスの運行のルートに子供たちが乗っている形になりますので、7番議員の小磯議員のおっしゃるお話の内容ですと原則、町民の方は乗れて、子供たちが乗せてもらっているということになります。利用実績としてはないというふうには聞いております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 先ほど町長のほうから、いろいろと変更になるようでありますので、その辺の調整をしながらうまくやっていただきたい。

あと、私、確認なのですが、もう一点確認。広野町教育ビジョン事業費に該当するのかな。先ほどこども家庭課長や町長にもお聞きしたかった、総務課長、企画にもお聞きしたかったのですが、実は移住定住促進対策として今、来年度から取り組もうということですね。その中に小学校、中学校における子供たちの教育体験というか、そういうものが可能なかどうか。もしできるのであれば、それが結果的に移住につながるのかなと、そのように前向きに私は考えているのですけれども、他の自治体ではやっているところあるみたいなのです。いかがなものでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまの小磯利雄議員のおただし、短期間の子供の受入れということをおっしゃっているのかなと思っております。移住、定住という観点からいうと、ちょっと外れるかもしれないのですけれども、今年度におきまして、広野小学校のほうで1か月間お子さんを預かった経緯はございます。門馬まりえ議員のおただしがあったかなというふうに記憶をしておるのですけれども、なかなか地元の学校に通っているお子さんが、例えば移住、定住か何かの空き家があって、そこにお子さんと親が来て1か月、2か月暮らすっていうのは現実的にはないのかなというふうには思っておりますが、受入れの実績はございますので、教科書等も1か月程度であればコピーをして使ったりもしますので、そういったところは十分柔軟に対応はできていると思っております。

すし、繰り返しになりますが、実績がございますので、それは柔軟に対応していきたいというふう
に思っております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 町長にお尋ねしたい。町長、やはり移住、定住というものを本町に呼び込む
一つ的手段として体験をさせる、特に子供さん、こども園とか小中学校、広野町、非常に環境は恵
まれています。これはすばらしい経験ができると思うのです。1週間でも何日でも結構。今後策定
する移住、定住の戦略の一つとしてそういうものをご検討いただけませんか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私、ご縁がありまして、宮城県の松島湾の中のある学校に国の方にご案内をいただきました。そ
の学校というのは様々な体験を子供たちに授けると。陸から孤島に毎日船で往来するのです。そこ
で教職員の方と一緒に生活をする。その孤島に行ってから、自然の中で様々な環境の中で習得をす
ると。その学校の意図することは、エリア外から子供たちを迎え入れていくということにおいて、
学校を新たな展望に変革をしていきたいと。その学校は、宮城県の進学校として今活躍をされてい
ます。当町には、ふたば未来学園中高一貫校があり、西日本の先進的な学校、学びやとして今日の
この日に向かっていきます。つきましては、広野町民、広野生まれの子供たちにそれをしっかりと受
け止めてもらうとともに、これからの様々な交流からの関係人口、そして移住人口へと、若人の I
ターン、J ターン、U ターンと、様々な社会生活のスタイルが変わっていく中において、まず移住、
定住の教育の魅力というものを重厚にしていきたいと。広野町のこども園、小学校、中学校という
町学校の魅力を高めて、それを町外から、エリア外から来られる方に、ぜひ広野町で子供たちを育
ててみたいと、学ばせてみたいと、そういった思いを受け止めてもらうべく、教育の丘という教育
エリアの名称を捉えて、今1,000名に及ぶ子供たちが賛同いただいていることであります。つきま
しては、鋭意前向きに、新たな展望に向けて、子供たちの新しい移住、定住に向かう、未来創造に
向かう学校教育の現場というものを発信していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ちょっと待つて。3番、遠藤浩君のさっきの、ちょっと途中になったですか
ら。

総務課長。

○参事兼総務課長（林 聡宏君） 大変失礼いたしました。3番、遠藤浩議員のご質問にお答えしま
す。

176ページの管理職手当の増加の要因でございますが、こちらにつきましては、管理職手当をい
ただいているのは課長職、課長補佐職になります。現況におきまして非常に課長職、課長補佐職の
超勤時間もかなり長くなっているということの現状も踏まえまして、管理職手当のほうを額を上げ

たというところが一つ大きな、大きなといいますか、これが要因となっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。今、総務課長お話ありました。確かに課長の皆さん、また課長補佐の方々、超勤という形で、コロナもありましたので、当然そういった中では苦勞されている。当然のことながら、この手当という中ではきちんと反映されなければおかしいのかなというのをちょっと前々から思っていたものですから、そういった中身であるということで安心しました。了解しました。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 161ページ、上の広野みかんクラブ行政委託料ということで3,300万円に今なっているのですが、数年前にこれ、当初はこのクラブ活動は県のほうの補助があって運営していたのです。それが切れるということになって、町のほうでこれを支えなくてはならないということになったのですけれども、その後、だから図書館とか今ずらっとなって施設管理業務があるわけです。公民館とか中央体育館、これの管理業務、双葉郡のスポーツ大会支援業務、県民スポーツ大会支援業務、広野町スポーツ振興業務、ずっと中身入っているのですけれども、これどこまで膨らむのかちょっと分からないということと、このみかんクラブの運営形態が分からない。NPOなのか、株式会社なのか、あとは広野町とどういう関係なのか。業務委託なのでしょうから、随契なのかもしれませんけれども、ちょっとその辺全く分からないものですから、この際なので、ちょっとご説明いただければと思うのですが。

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤義宏君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

みかんクラブの行政委託料に関するご質問でございますが、まずみかんクラブの運営形態につきましては、NPO法人広野町みかんクラブということで運営をしております。今回、行政委託料のほうで3,322万5,000円ということで、前年度と、令和4年度と比較をしまして695万円ほど増額になっておりますが、今回の増額の主な要因といたしましては、令和4年度まで広野町みかんクラブ運営補助金ということで400万円補助金を出しておりましたが、こちらのほう、みかんクラブのほうの委託内容等を令和4年度の中で様々に精査をいたしまして、その中で令和5年度においてはこちらの運営補助金のほう廃止をいたしまして、それに代わって業務委託料ということで、広野町スポーツ振興業務ということで同額の400万円のほうを計上しております。また、業務内容につきましても、町の社会体育部門の業務を担っているということがありまして、これにつきましても、これまではこれらに係る人件費のほうは見ていなかったのですが、今回業務内容のほうを様々に見直しをしまして、体育協会ですとかスポーツ少年団関係の業務のほうも追加設定をさせていただいて

おります。これに関する追加ということで115万円ほど増額をしております。また、図書室の、先ほど図書室のお話もありましたが、図書室の勤務体制につきましても、土日、祝祭日については図書室のほうで町役場の日直業務も担っているわけですが、そちらのほうの業務内容のほうも見直しを行いまして、それらに係る人員ということで169万円ほど増額をしております。それらもろろ含めまして、4年度と比較して695万円ほど増額になっているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 説明ありがとうございます。大体分かりました。そうすると、これNPOなのですね。だから、比較すると、振興公社の件がありますけれども、そこはだから業務委託だけではなくて指定管理があるわけですね。指定管理があるから、独自で自分のところで事業をやる。そこはないわけですね。指定管理の仕事、つまりあそこが自分で営業なりなんなりをやって、その分はないわけですね。だから、全部業務委託ではないですか。そうすると、これで競争原理って今後は働かせる必要はないのかなってということと、ここまで町と一体になってしまうと、町側から誰か、議会なりなんなりで入って中身にちょっとタッチすることなんかも必要になってくるのではないかと思います、今のお話だと。その辺はどのように考えているの。

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤義宏君） ただいまの阿部憲一議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、みかんクラブに関しまして、こちらの業務内容につきましては、随意契約ということでみかんクラブのほうに業務委託をしておりますが、こちらの中身の金額が適正かどうかを調べるためということで、令和4年度において民間のそういったみかんクラブと同等のスポーツクラブですとか、近隣のそういった町の施設を指定管理等で請け負って業務を行っているようなところに見積りのほうも、実際に広野町のみかんクラブに委託をしているものを別な事業者へ委託した場合にはどのくらいかかるのかということで、簡単な見積りのほうも実際徴収をしております。その結果で得られたものとしましては、よその事業者へ委託した場合ですと、1.5倍から、多いところだと本当に今の倍近くになるような積算内容でありました。実際、広野みかんクラブにつきましては、こちらに業務委託でいろいろしておりますが、様々に町の公民館業務ですとか、スポーツ関係の業務、様々な大会の裏方のような形で様々に協力をしていただいております。こちらのほうの町の行政委託料の中身としては、主なものが人件費に当たるわけですが、そちらの中身につきましても、みかんクラブの理事の中には私も公民館長として理事の中の一人に入っております、そちらのほうの決算の資料ですとか、様々な運営に係る資料のほうには私も目を通して、教育委員会全体でそちらのほうも監視をしながら、金額が適正であるか否かについても目を光らせながら委託をしておりますので、そちらのほうは今後とも十分気をつけて対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 説明は分かりました。要するにこれまで独立したボランティア団体でも自助努力がいっぱいあるわけです。自助努力だけでやっているところもある。それが行政のほうにだんだん入っていったということで、そこで正当な人件費なりの評価しなくてはならないっていうことになっていくではないですか。今の段階はここだけれども、それ課長が相みつをやられた。だけれども、これからもうちょっと膨らんでいくのではないかなっていう感じはしました、これだと。だって、今だって16で、2 倍の差があるわけです。本来だったらそこが、ちゃんと金銭的な監査やっていれば、これがそのまま金額に行くかもしれない。今の中に16今やっているわけです。これ、だからその金額の膨らみの問題と、あと業務の膨らみ、これ図書館までやっていますでしょう。今後どこまで膨らんでいくのかなというのがあるから、ちょっと今後様子をちゃんと見ていかないと、どこにけじめをつけるのか、何でもそうですけれども、やっぱり線引きっていうのがないと町民にも説明できないし、みんな町民普通に疑問を持つから、それちょっとはっきりしたほうがいいと思います。どこまで膨らむ、業務のお金。恐らくこれもうちょっと膨らむというか、毎年運営費が、そんなことがあるので、その辺どうお考えになるか、ちょっとお伺いしたいです、最後に。

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤義宏君） ただいまの阿部憲一議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま、みかんクラブの行政委託料の経費が今後も膨らんでいくのではないかというご心配をなさった質問をいただきましたが、これにつきましては、町としまして、みかんクラブの行政委託料というのは、あくまでも町で委託する業務に見合った経費ということで委託をしておりますので、今後当然みかんクラブに勤務している職員も毎年、通常であれば昇給をしていくと思いますが、そちらのほうは、みかんクラブのほうの自助努力といえますか、みかんクラブ独自の事業もありますので、そちらのほうで企業努力といえますか、努力をしていただいて、そちらのほうは捻出していただければと考えておりますので、あくまでも町としては、今と同じ中身の委託であれば、今後行政委託料の金額を上げていくということは想定しておりません。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） いや、そこちょっと分からなかった。要するに独自の営業活動なりなんなりで事業を広げていくってこともおやりになっているということですね。そうすると、だから株式会社ではないけれども、要するに広野町の振興公社と同じではないですか。広野町の一社株主。この株主にはなったのだけれども、広野町から全部持ち出しになっているわけです。ちょっと私、認識を新たにしました。その部分がどういうふうな責任に関わってくるのかなというのがあったから、そこで例えば赤字をつくってしまったとか、同じ、そうした場合には補填しなくてはならぬとか、そういう問題出てくるではないですか。そういうところも議会としてちょっと確認してい

なくてはならぬかなというふうな懸念は当たり前につつので、その辺もちょっと念頭に入れて業務をやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 151ページです。上から6行目の大規模修繕計画作成委託料、広野小のこ
とだと思えるのですけれども、その上にがけ地調査委託料というのがあるのですけれども、これは2
つとも関連しているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えします。

こちらは、関連している事業ではございません。まず、大規模修繕計画作成委託料についてご説明いたします。町の公共施設等個別施設計画においては、小学校の校舎について、2025年度に大規模修繕工事の実施時期というふうには記載されております。それに向けて計画の策定をしたいというふうに考えているものでございます。それに関する予算の計上でございます。

その上のがけ地調査委託料についてのおただしにつきましては、今年度6月の水道の検針におきまして多額の水道使用料の請求が企業団から来ました。7月になってから分かったのですが、そのときに漏水しているということが判明しました。その漏水は、プールへの給水管のところが漏水をしていたというところで、そこは一度漏水をしているところを切って新たに簡易的な給水の工事、配管工事をしております。令和4年度に、今年度におきまして。ただ、今年の1月に学校のほうからプールの水位が下がっているという連絡がありました。これは、日頃から学校のほうには、プールの期間中については毎日水位を見ていただいているところですが、プールの使用期間中以外でそういったプールの水位、防火地域の防火水槽の役割もある程度担っておりますので、そういったところは注視してくださいよというところを日頃から言っておったところ、12月の当初予算にちょうど間に合うぐらいだったかと思うのですが、プールの水位が下がっていますよという連絡がありました。そこで、学校教育課としましては、プールの給水のところは直しているわけなので、そうしますとプールの水槽のほうの漏水なのかなというふうに考えざるを得ないというふうに考えました。そこで、プールの、すみません、長くなりますけれども、プールにどの程度水があつたのかなというところを考えますと、プールの約4杯分の水が3日間ぐらいで漏水をしたというふうに考えました。これは、先ほど言ったプールに給水するところの漏水もあるので、最大値としてプールの中に入っているものを抜けたというふうに考えて、最大限で仮定してというふうに聞いていただきたいのですが、それが流れたというところで、12月ぐらいにもまたちょっとずつ減っているというところがありましたので、住宅地の上にプール、学校が建っておりますので、がけ地調査というふうに名前をしておりますけれども、予算の説明資料のほうに載せましたが、浸透水、プールから水道が変なふうになっていないだろうかというところを懸念しまして、がけ地調査という名前で委託

費の計上をさせていただいております。ちなみに、先ほど申し上げたプールの中の4杯分の水が本
当に漏水、そのまま地中に流れたとしますと、3日間程度で、注水時間8時間なのですが、約119ミ
リの雨が降った量に相当するというような形になっておりまして、1時間雨量にしますと5ミリ程
度ということにはなるのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、変に水道というか、浸透水
がどんなふうになっているのか分からないものですから、当初予算に上げさせていただいて早急に
調査をしたいなというふうに考えているところです。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） ありがとうございます。よく分かります。がけ地となっていたものでは
から、何かこれから工事をするとところが崖なのかというふうに思ったものですから、お聞きしまし
た。それは、その浸透水の調査が分らないと、この対処の仕方というか、そういうのは決まらな
いということになるのですか。

あと、広野小の大規模修繕っていいますのは、校舎全体のことで大規模って言われるのでし
ょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えします。

今プールの話もさせていただきましたが、場合によってはプールの位置があそこでもいいのかとい
うような話にもなってくると思いますし、広野小学校、オープン教室になっていまして、今扉が各
教室ないのですけれども、あと一番はやはり、今学校教育課で懸念しているのはカーペットになり
ます。やはり今いろんなアレルギーを持っているお子さんがいますので、予算の中では環境調査の
委託料はずっと上げておりまして、大気中に浮遊するもの等のそういった調査はしておりますけ
れども、主に議員おっしゃられましたとおり学校全体の大規模修繕というふうに考えております。小
学校の入り口のインターロッキングとか、中庭とか、そういった部分も全部含めて、外壁等も含め
て全体的な、本当に大規模な修繕計画を作成したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） そうしますと、2025年度の工事ということになるのでしょうか。工期はい
つからいつというようなことは、まだ予定は立ってはいないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまのご質問にお答えします。

実は今年の12月に小中学校の学校施設の教育環境ランドデザイン検討委員会というのを立ち上
げております。庁舎内に検討委員会を立ち上げて検討しておりまして、その中でも検討しており
ます。2025年度に大規模修繕工事実施時期と町の計画ではなっておりますが、本来に来年度策定する

大規模修繕計画の内容によって着手時期等も決まっておりますが、まずまだ修繕計画の段階ですので、今の段階でいつ工事をするというようなことはちょっと言及はできないのですが、着実に一步步ずつ進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、次に入ります。歳入全般について質疑を行います。歳入は全般です。ありませんか。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ページでいいますと23ページの地方交付税ということで、交付団体、今年もなるということで、普通交付税と特別交付税と合わせて7,000万円ほどありますよね。これ原発関連でいうと、その後ろにも原発避難区域等帰還・再生加速事業交付金、これは31ページにありますけれども、これがまた9,000万円ほどあって、今度下には福島再生加速化交付金があって、これが2,000万円ほど……さっきの、ごめんなさい、900万円ですね。これ2,100万円ほどあるわけです。これだけあるのですけれども、この中で、だから私も見たこと放射能汚染で被曝の問題でこれを、前から言っているのですが、国の補助金使えないのかってということなのです。別にそういう縛りはないわけでしょう。これやる気だったら、何かのでやろうと思えばできるわけでしょう。これだけいろいろ項目あれば。いろいろそれは縛りあるでしょうけれども。それどうなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、31ページになりますけれども、原発避難区域等帰還・再生加速事業交付金につきましては、こちらにつきましては、復興計画を策定した中で町が実施する事業というものを既に定めておりまして、その中で計画に基づきまして事業を実施しております。この原発避難区域等帰還・再生加速事業交付金につきましては、今実施している事業は、見守りカメラの運営費、さらには警戒パトロール事業の運営費となっております。一方で、もう一つ、その下の8目になりますけれども、福島再生加速化交付金、こちらにつきましては2つに分かれておりまして、1つは帰還環境整備事業、もう一つは移住定住促進事業という形になってございます。

〔「いや、課長、だからできるのか、できないかだけで」の声あり〕

○復興企画課長（小松和真君） 全て業務においては復興計画の中で示された計画に基づいて事業を実施しておりまして、先ほどの業務というものはこの交付金事業の中には含まれていないという形になります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 分かりました。それを、だから国のほうにこういう計画だってやって出して、それで認められるか、認められないか、これ認められているということですね。だから、何

もこの中に入れればいいということなのでしょうけれども、そこをただしたいわけ。それで、前々から私、何でこれやらないのだって町のほうに言っても、町は全部やってくれない。それはなぜかということはつきり気づきましたけれども、こちら側がだからこういうきちんとパッケージを出して徹底的に調べてお出しすれば、それでやっていただけるのではないかなと思うのです。それ出さないから結局、そちらの手間になるから、やらないわけです。きちんとしたもの出しますから、きちんと検討してください。やらなくてはならぬこと本当たくさんありますから。本当に重要な、原発事故だって何だって結構この問題があるのだ。この問題、だからどこもパスしている。こんなのあり得ないでしょう。もう手後れの部分もありますけれども、一人でも住民を、やっぱりこれから出てくる病があるのですから、そのためにちょっと、少なくとも可能でしょうから、やりたいと思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 歳入全般ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第18号 令和5年度広野町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成7名、反対1名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第8日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日は午前9時から会期9日目を開きます。よろしくお願いします。

（午後 5時10分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 渡 邊 正 俊

署 名 議 員 阿 部 憲 一

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 5 号)

令和5年第1回広野町議会定例会会議録（第9日）

令和5年3月17日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第19号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第20号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第21号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第22号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第23号 令和5年度広野町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第24号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第25号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第26号 広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第10 選任第 1号 議員定数に関する特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（9名）

1番	阿	部	憲	一	君	2番	北	郷	伯	弘	君	
3番	遠	藤		浩	君	4番	北	郷	幹	夫	君	
5番	門	馬	ま	り	え	君	6番	畑	中	大	子	君
7番	小	磯	利	雄	君	8番	門	馬		巧	君	
9番	渡	邊	正	俊	君							

○欠席議員（1名）

10番 黒 田 政 徳 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	遠	藤	智	君		
副町	長	松	本	正	人	君	
教	育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課	長	林		聡	宏	君	
復興企画課	長	小	松	和	真	君	

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	猪	狩	裕	一	君
建 設 課 長	松	本	周	次	君
参 事 兼 環 境 防 災 課 長	高	橋	喜	孝	君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	飯	島	洋	一	君
こども家庭課長	佐	藤	尚	文	君
参 事 兼 町 民 税 務 課 長	岡		修	一	君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	北	郷	智 恵 子		君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	加	賀	博	行	君
生 涯 学 習 課 長 兼 公 民 館 長	遠	藤	義	宏	君
代 表 監 査 委 員	鯨	岡	公	一	君

○本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	坂	本		淳	君
環境防災課係長 (書記代理)	鯨	岡	祐	紀	君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

本日書記代理を環境防災課、鯨岡祐紀君にお願いしていますので、ご了承ください。ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達していますので、これより令和5年第1回広野町議会定例会第9日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

2番 北郷 伯弘 君

3番 遠藤 浩 君

を指名いたします。

○日程の追加

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

3月15日、発議第1号において可決されました議員定数に関する特別委員会設置に伴う特別委員会委員、委員長、副委員長を選任を行うため、選任第1号 議員定数に関する特別委員会委員、委員長及び副委員長を選任についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、選任第1号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書と日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（北郷幹夫君） 事務局をして日程の変更について報告いたさせます。

（報告する。）

○議案第19号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、議案第19号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(北郷幹夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(遠藤 智君) おはようございます。議案第19号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険事業の円滑、適正な事業運営をはじめ、当事業の基盤安定化につなげるため、レセプト点検体制の充実、強化等による医療費適正化対策の推進と特定健診の周知徹底並びに受診率向上を念頭に編成し、歳入歳出それぞれ8億315万6,000円となる予算規模であります。

なお、歳入財源につきましては、主に国、県支出金等をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から5,974万2,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(北郷幹夫君) 健康福祉課長。

(参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

6番、畑中大子さん。

○6番(畑中大子さん) ページ17の特別交付金のところの特別調整交付金分(市町村分)2分の1のところでお聞きしたいのですが、令和5年度から国保税を2分の1納めるというふうに決まったと思うのですが、これは被災地全体でそういうふうに決められたのでしょうか。

○議長(北郷幹夫君) 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長(飯島洋一君) 6番、畑中大子議員のご質問にお答えします。

保険料の減免等につきましては、ご承知のとおり、令和3年3月9日閣議決定、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本の方針に基づいて、令和4年4月8日、国のほうで決定をしてございます。減免の見直しにつきましては、解除された地域、年度ごとに見直されるということでございます。平成26年までに解除された地域ということで広野町が該当します。令和5年から保険料が2分の1課税されると。それ以降、解除された年次によって賦課の開始時期が異なってくると。簡単に言うと、1年ずつ後から徴収されるという中身になってございます。今公表されているのは、平成29年に解除された地域というところまでは国のほうで課税の方針、減免の見直しについて通知がされているところでございます。

以上であります。

○議長(北郷幹夫君) 6番、畑中大子さん。

○6番(畑中大子さん) そうしますと、医療費の減免についてもそれと同じ基準になっているので

しょうか。閣議決定のときのその区分というか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

医療費というのは、一部負担金のことによろしかったでしょうか。一部負担金については、当町の場合に令和6年度まで窓口の一部負担はないということで、令和7年度から窓口での一部負担金が発生するということになります。先ほどの保険税、保険料と同じように、それが解除時期によって1年間ずつスライドしていくというような運用になるということでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 賠償金のことでもやはりいろんな区分で分けられて、本当に住民の不公平感といいますか、そういうのが大きいわけなのですけれども、2分の1国保税納めるというその案に對しまして、行政としましては何か意見は述べたのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

免除等の対応が変わるというような国の決定に対して町が何か国のほうに申し述べたのかということですが、税に関しては震災以降12年間免除されてきているというところがございます。これは、町長が様々な機会で答弁させていただいておりますが、国に対してやはり生活再建という念頭に、少しでもそういった部分については延長に対応してほしいという結果がここまで免除されてきたのかなというふうに捉えてございます。これは町単独のみならず、双葉郡8か町村要望等においても要望されてきている結果というところ。ただし、やはりそういった段階的な見直しをするというのが国の方針でございますが、そちらについても意見交換をさせていただきながらこれまでに至ったということでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 国がそういうふうに決定してしまったことに対して、それに従わざるを得ないというのが現状だと思いますけれども、復興がもう完全になされているという状況ではないわけなのです。ですから、これからは国などに要望活動は続けられると思いますけれども、このことについてもやはり住民、納得していないという部分も大きいので、要望活動のほうでしっかりと国のほうに意見を届けていただきたいと思いますけれども、そういうお考えはありますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 6番、畑中議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

この医療費の減免等々については、緊急避難準備区域を有する4市町村が、広野町から各自治体に相談をかけて、このエリア設定からの生活再建に向けた支援について要望活動を展開してきました。当時から4か年を経て10年を迎えたところにおいて、震災以降10年間、まずこれは実行しなけ

ればならないということを被災者からの実態を捉えてからの要請、要望を国、県ご当局に力強く取り組んできたものでありました。今般の10年を経てから、9年を捉えて10年、11年、12年と、繰り返し、繰り返し政府と国、省庁との間で協議をしてきました。つきましては、ある市を捉えた際には3つに分断されている非常に厳しい自治体があります。それは、様々な支援策においてであります。そのことを捉えながら、ただいま担当課長より説明申し上げたように、定義、エリア設定してきた中において、住民の方々の不公平感を抑えるその手続を国は講じてもらわなければこれは承服し難い、できないということを長年にわたって取り組んできたものでありました。そして、各自治体に懇切丁寧に理解、協力を求めていく取組を受けてきたものでありました。ついては、この生活再建支援について住民の理解をいただくべく、町としてしっかりと説明をして取り組んでいく、生活を守るための大切な取組と受け止めております。

1点補足しますと、いわゆる滞納問題までありますので、ついては住民税の納付から始まった、水道料金の納付から始まったこの措置についてしっかりと住民の理解をいただくべく取り組んでいくことにおいては、その件についても特段国は責任を果たしてもらいたいということを伝えて、その措置に至るまで被災地において国、県が一体となって取り組んでいただくよう要請し、その体制、体系を確立してきたものであります。

結論としまして、これから各自治体が様々な施策を持って対応していく運びとなりますが、広野町として町民の全体の理解をいただけるべく、しっかりと説明を果たし、理解をいただき、そして納付いただくよう取り組んでまいります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 2款4項1目の出産育児一時金、昨日の一般会計は今の表では370万円だと思いましたがけれども、50万円で割ると7人分だよね。今、自分の中では、課長は10名の、10名ね、マッチしているのだけれども、この対応はどういうものなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

ご質問の28、29ページ、2款4項1目の出産育児一時金支給事業、10件分ということで420万円計上してございます。今般の議会において国民健康保険条例の一部の改正をする条例ということで議決いただきましたが、その際1件当たり出産育児一時金については50万円に変わりますよというようなご説明をしてございます。当初予算の編成時においてはまだ1件当たりの単価が42万円ということで、健康保険施行令の改正が本年の2月1日ということでございますので、それに合わせて50万円に改正させていただいたということでございます。当面この420万円の内数の中で1件当たり50万円の支給をし、不足が見込まれる場合にはまた補正予算等の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 24、25ページ、医療費適正化特別対策事業で、レセプト点検は国保連合会でやっているわけですが、今回、医療費の通知が各個人名で配布になったと思うのですけれども、この医療費通知委託料というのはどこに委託するのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 5番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えします。

25ページの医療費通知委託料はどこに委託するのかでございますが、この委託先は国保連合会でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） そうすると、今回の個人通知も国保連合会のほうから出ているということですね。そうしますと、町民の方こんなに使っているのだということで皆さんびっくりされて、何人かに相談受けたのですけれども、確かに整形外科、眼科、内科ってなってくると一覧表にすれば金額が大きくて皆さんびっくりしたと思うのですけれども、広野町と檜葉町は私が保険現役時代には多受診世帯が多くて、多受診訪問で私も檜葉担当していましたので、料金の高い人を町村の保健師さんが行くとどられるから保健所で何とか手伝ってということで手伝ったことがあります。例えば例を血压で出すと、地元からもらって、平の清水医院からもらって、富岡の病院に行ったついでにもらってきたということで薬をごみ袋に投げている方もいたというのも現実だったと思います。やっぱりこういうふうに医療、例えば二次救急、三次救急というふうになってくると上手に、私の知り合いの人はがんで共立病院のほうで、医療センターで治療しているのですが、地元の馬場先生のほうにちょっと体調悪いという行って、きちんと血液検査とかしてもらって、その結果で、予約は1か月先にとっても、体調悪いと馬場先生のほうから医療センターの主治医のほうに連絡をして、早めに受診の日を決めてもらうとかということで、病診連携が今大事な体制になっていると思うので、できるだけ包括センターで高齢者の人を回るときにそういう資料を見て、分かれば指導していただいたり、保健師さんも地域に出向いたときには資料を見ながら指導して、効果的ないい治療体制に乗せていっていただけるようにご指導いただきたいなと思います。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おただしのように、この医療費通知につきましては適正受診に向けた勧奨というような部分でございます。頻回受診、重複受診を避けて、なるべく適正に受診してくださいというようなところ。これらの部分に関しまして、議員おただしのように、高齢者等の世帯を回る包括支援センターの職員、保健師等々がこういったものを一つのツールとして活用しながら相談、指導体制ができるような環境を整えていきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） それから、1つお願いしたいのは薬局です。門前薬局が病院の前にはいっぱいあるのです。ああいうふうになったのは、1つの薬局でいろんな病院、眼科、内科、整形に通っているのを一手に引き受けて、複合される薬がないかどうか、この薬とこの薬が合わなければそっちの主治医に電話して調整してもらおうというために薬局制度がああいうふうになったのが、門前薬局ができてしまったものですから、公立病院に行ったら近くの薬局で、それでほかの病院に行ったら広野薬局でという形になってしまうと、そのもらっている薬が副作用があるかどうかというのが見えないのです、1つの調剤薬局でないと。私は、東京の病院にかかっている、処方箋もらってきて広野薬局でもらって、馬場先生に通院しているときの薬と併せて管理してもらおうという方法を取っていますので、できたらぜひそういう形で、1か所で見てもらおうと薬の、合わない薬がありますから、そういうのも併せてご指導いただくと適正な治療になっていくかなと思うので、よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

院外処方になったということもあって、様々に薬局を利用するような事例も見られると思います。当然にお薬手帳等を提示しながら、お薬の取り合わせだったり等、指導はいただけるのでしようけれども、議員おただしのようなそういった働きかけもしてまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、いま一点教えて。

24、25ページの1款5項1目の、今まりえさんが質問したその内容が出たのだけれども、我々医療機関にかかった後に必ず今は診療明細書出ますよね。あれはかつてのレセプト、そう思うのだけれども、あの詳細な数字ありますよね。あれになんぼ掛ければ医療費が出るの、それが分からないの。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

病院等を受診した場合、明細が出るかと思いますが、仮に1単位幾らかというようなご質問かと思うのですが、10円を掛けていただければ……

〔「10円」の声あり〕

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 10円。掛けると費用額という形になります。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 14、15ページ、特に15ページに滞納という言葉、区分が6か所ほど出ている

のです。一番上のその滞納額、医療給付費滞納繰越118万7,000円とありますけれども、これはどういうふうに理解すればいいのかな。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現在、国保税の滞納状況を申し上げますと、調定額といたしまして1,500万円ほどございます。予算編成上なのですが、収納率というのが現年度分と比べればかなり落ちるという見込みから計算しております。実際の調定額の近年の収納率から比較いたしまして10%ちょっとの計算で、予算上は滞納繰越分の金額として計上しているところでございます。ですから、予算額イコール実際の滞納金額とはかなり異なる数字となっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 1,500万円ほどあるということなのですか、それは何年分ですか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 年数にいたしまして、5年経過したものは不納欠損で落としておりますので、5年分の内容となっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 5年分ですよね。民法でいうところの数字なのでしょう。令和3年の不納欠損の実績というのが昨年9月の決算議会で発表になりました。たしか国保に関しては47人いて、520万円だったかな。そのうち1名が広野町民、あとの56名は町外の方。ご存じのとおり、大体こういういろいろ作業されている方が多いのかなと思うのですが、また同じようなことを繰り返されないのかな、大変心配なのです。この5年度の予算編成に当たって、そういうことは絶対させませんという、何かそういう案はあるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

町税の中でも国民健康保険税というのはほかの町税と比較しまして収納率が低い傾向にございます。5年度の対策といたしまして、国保税が2分の1課税が始まるということも踏まえまして、収納担当を1名増やしまして、それで滞納の際には法的な手続が、手順があるものですから、そのスピードアップ化を図るために人員を増加しているというところもございます。納期限を一日でも過ぎれば私どもは滞納と呼んでおりますので、その辺は徹底的に滞納処分の執行を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） この9月の決算議会、令和4年度出てくるのでしょうか。大変はらはらしています。ぜひ改善されるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 1点だけ確認なのです。29ページの葬祭費支給事業75万円ということなのですが、これは具体的にはどういうものが含まれるか、全体像をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

28、29ページの2款5項1目葬祭費支給事業の75万円ということでしょうか。この葬祭費支給事業というのは、国保の被保険者の方がお亡くなりになったときに、葬祭を執行した方に一律5万円を葬祭費として支給するものでございます。それで、先ほどの説明のとおり、年間15件ほどを見込んでいるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第19号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成8名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議案第20号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第20号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第20号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広野町復興計画に基づく駅東側整備事業、東町土地開発事業等及び地方債の元利償還金に係る予算を編成いたし、歳入歳出それぞれ8,068万4,000円となる事業会計であります。

歳入財源については、当事業の円滑な運営を図るため、一般会計から6,764万2,000円の繰入れを行っております。

なお、詳細な内容につきましては復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。ありませんか。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 15ページの広洋台整備事業で除草委託料ってあるのですが、毎年この項目があるのだけでも、ちょっと細かい話なのですが、例えば話を聞くとところでいうと樹木の伐採、枝なんかの、これもこの除草に含まれるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

除草委託料となっておりますが、国道6号線側に、広洋台の両脇ですね、騒音と、当時は排ガス等の防止のために生け垣を設置しておりますが、そちらの剪定作業、こちらをこの業務で行っているということでございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） あと伺いたいのは、あれはだから個人に売買しているわけですが、その他町で保全業務としてあるのはこのほかに何かあるのか、不定期でも。そこをもしほかにあるのだったらちょっとご説明いただければと思いますけれども。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） このほかにもこういった業務があるのかどうか、町の住宅地の中でということですか。特別会計で今持っております事業費としましては広洋台の住宅開発のみでございまして、今後、駅東側の住宅開発等も行われるかと思いますが、基本的には町有地の公有財産分、例えば公園であるとか、さらには町道であるとか、そういったところの除草作業というのは公費で負担している部分はございますけれども、基本的に個人の財物等の除草作業や、そういったものに関係するものに関しては個々人でやっていただいているというふうに認識をしております。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 最後なのです。そうですね。だから、広洋台見ても公園なりなんなりある
ので、あれはだからあそこの例えば遊具はなかったかなと思うのですが、あの辺の整備の項目、何
かちょっとこれまでの記憶になかったような気がするものですから、要するにあれも不定期に何か
損耗があればそれは修繕するということですよ、要するに。簡単に言うと。その状況によって。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

公園等でも平場のようなところは地区の方が町のクリーンアップ作戦等で除草作業をしたり、ボ
ランティア活動で整備をしていると。これは、ほかの地区においても地区の集会所等においてそう
いったことをやっていただいております。町道においても一部そういった形でボランティアでや
られている部分というのはあるかなというふうには認識しておりますが、危険なところ、斜度があ
るようなところとか、どうしても個人の裁量ではなかなかできないような部分、そういったところ
に関して町といたしましては、公共用の土地でございますので、しっかりと管理をしているといっ
たところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） 14、15の2款1項3目の駅東側、これは第1期、第2期全て、そう理解して
間違いない。その中で、土地借上料、これは恐らく駅前第1期分の中に造成残念ながら買収が不可、
こういうものがあつたと聞いていますが、この事業に対する57万4,000円、この理解でよろしいか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○復興企画課長（小松和真君） 8 番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

土地借上料につきましては、第1期産業団地造成に伴いまして町が土地の買収ができなかった1
区画ございまして、その区画の土地借り上げの費用を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第20号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成８名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議案第２１号 令和５年度広野町公共下水道事業特別会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第４、議案第21号 令和５年度広野町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第21号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、終末処理施設等の適正な維持管理及び地方債の元利償還金を主体に編成し、歳入歳出それぞれ１億8,861万5,000円となる事業会計であります。

なお、適正かつ円滑なる事業運営を維持するため、不足する財源については一般会計から１億3,818万8,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

８番、門馬巧君。

○８番（門馬 巧君） 課長、教えて。18、19の２款１項１目、細目２の最下段、広域共同汚泥炭化事業、存目の1,000円だけだけれども、これはかつて富岡町に施設があって、残念ながら原発事故により、いまだもって使用不能、のその後の再建に向けての話し合い等はまだ盛り上がっていないと思うけれども、お教え願います。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ８番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの広域共同泥炭化処理事業負担金につきましては、現在、おっしゃられているとおり、震災の関係で存目というような形で計上になっております。こちらの処理場の今後の予定につきましては、現在まだ具体的な話というのはない状況です。この共同汚泥負担金というのは、汚泥を処分するための費用を負担するため等、そういったものについて対応するものとなっておりますが、現

在は環境省の補助金等により汚泥等の処分を県外の栃木のほうに運び込んでいるという、そういう状況になっております。でも、環境省のほうからは、その補助でそういう処分を今進めているところではあります、今後いつまでという期限というのがまだ明確に示されていないところもあります。地方広域圏組合等の会議の中で今後の共同汚泥の処分のことにつきましてこういった形で進めていくかというようなことを令和5年度から少しずつ検討していきましょうという、そういう状況となっております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） そこで、町長にお伺いします。

町長、広域圏の臨時会等でもこういった話がまだ全然見えないのですが、これは早急に広野町町長として請願なされまして、ぜひ再開するようにご尽力をお願いします。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

現在、私は市町村組合の管理者の任にあります。今職員よりご説明申し上げましたとおり、北部と南部、南部においては70億円を有する予算をもってして3か年にわたる建設事業に当たるという、今起工式を終えたところであります。つきましては、環境省との協議の中で今現在担務されているこの現況において、この双葉地方における第2期復興・創生期間の今2年にあるわけでありましたが、これからの新たな展望に向けては令和5年度より協議をしていこうということで、方向性を今示しているところであります。令和5年度も新たな体制を今市町村圏組合のほうで体制整備をしてから4月1日を迎えていくわけでありましたが、また新しい体制の下でこの双葉地方の中における、汚泥はもとより、様々な産業廃棄物等々が我々の生活を取り巻く環境として整備、整頓されなければならないことにおいて、しっかりとこれは環境省をはじめとする国と県と双葉地方広域圏組合が緊密な連携を図って、そして双葉地方の広野町民をはじめ、滞在、定住されている方々の生活を守ることをしっかりと取り組んでいくべく全力を期してまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） よろしくをお願いします。

終わり。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 17ページのシステム構築委託料とシステム使用料というところなのですが、使用料及び賃借料ですから、例えば一般の方とか企業さんが新しく入ったり出たりするとそのたびにシステムというか、その中身を入替えがあると思うのですが、構築、だからそこです。これ継続的な業務ですよ。そこでやっぱりこんなにかかるものですか。一体何世帯というか、何件でこんな九百何万円もシステムの入替えみたいなことあるのか、その辺ちょっと伺いたいの

すが。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのシステム構築委託料についてかと思いますが、こちらにつきましては企業会計移行に伴いまして会計システムのほうを企業会計に合わせた形でのシステムとなっております。こちらにつきましては、下水道事業、農業集落排水事業で水道、下水の処理を申込みされている方たち、約 2,000 名ほどの利用になるかと思いますが。こちらのシステムにつきましては、企業会計移行に伴いまして資産等の、施設の資産を金額に合わせた形でやりまして、その健全化を図るために、その財産とあと財産、それとあと償還金とか、そういったものをもろもろ数値としまして、そちらで経営の状況等を確認するためのシステムとなっております、そちらにつきましてはなかなかそういったものに機能が合うようなものが、そういった機能を有しておりますので、費用としてこれだけかかってしまうということになっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） だから、この数字的なものは役場の業務としてやって、その入力作業までやるわけですね。だから、システム自体のその入替えというのをどこかの事業者に委託してやるということなのでしょう、恐らく。2,000 件、実質的に現状あるところも混ぜてそういうことなのですね。

その下のシステム使用料とあるのですけれども、またこれ負担金補助金及び交付金って、今度システム使用料になっているです。これは、だからサーバーということなのか、どういうこと。その辺なのです。サーバーって今物すごい容量でも物すごく安くなっているのです。官庁関係でもどこかへ決まっているというところはむちゃくちゃ高いでしょう、負担が。だから、本当にこれでいいのかなと。もっとほかに、もしサーバーだったらの話ですよ、もうちょっと安くできないのになって常に思うのです。むちゃくちゃ高いですもの、何か。ほかの案件なんか見ている。今サーバーって何テラでも物すごい安くなっているでしょう、ぐっと。これはやっぱりこんなにしてしまうのですね。年間でやっぱり 200 万円もかかってしまうの。サーバーがすごいのを買ってしまうのではないですかということなのですから。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのシステム使用料につきましては、企業会計システムの使用料ということになっております。こちらにつきましては、今お話のありましたサーバーといったものの話ですが、こちらについてはそのサーバー等を町のほうで持った形で使う形にはなっていないくて、クラウドという方式を使って、そちらでデータのほうを送って使うような形のものとなっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 9 番、渡邊正俊君。

○9 番（渡邊正俊君） 課長、1 点基本的なことをちょっとお聞きます。

処理場のあそこの処理能力と、現在の処理している状況というのは、能力に対して何%ぐらいなっているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 9 番、渡邊正俊議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現在、浄化センターの処理能力としましては2,000トンの処理能力を有しておりまして、今現在、約1,400トンの処理をしておりまして、稼働率としましては75%となっております。

○議長（北郷幹夫君） 9 番、渡邊正俊君。

○9 番（渡邊正俊君） ということは、これから住宅造成から何かから入ってきますよね。エリア内でも一般住宅については浄化槽で対応しておるところもあるようですね、処理。その中で、これから入ってくる東側地区の開発によって、下水道に接続しても十分に能力というものは間に合うというような計算で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 9 番、渡邊正俊議員のただいまのご質問にお答えいたします。

駅東の開発の計画の段階で処理能力、下流側の管渠の能力等全て確認のほうをしておりまして、駅東の開発エリアの分を接続しても問題なく処理できるということであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第21号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成8名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号 令和5年度広野町……

〔「議長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。休憩、休議。

○8番（門馬 巧君） 休憩を求めます。

○議長（北郷幹夫君） はい、分かりました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時15分です。ただいまから10時30分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時15分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議案第22号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、議案第22号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第22号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、前議案同様、施設の維持管理及び地方債の元利償還金を主体に編成し、歳入歳出それぞれ3,548万2,000円となる事業会計であります。

なお、適正かつ円滑な事業運営を維持するため、不足する財源については一般会計から3,151万5,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第22号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成8名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議案第23号 令和5年度広野町介護保険特別会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第23号 令和5年度広野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第23号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、介護保険制度の趣旨に基づく計画的、効率的な事業運営と介護サービスの質的向上を図ることを基本に編成いたし、歳入歳出それぞれ6億6,602万4,000円となる予算規模であります。

なお、歳入財源については、国、県支出金及び支払基金交付金等をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から1億139万6,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 25ページの負担金補助及び交付金のところで、先ほども公共下水道のところでちょっと質問しましたシステム関係のことなのですが、ここでシステム利用料というのが

2万7,000円ほどですよ。OAシステム保守委託料というのが33万円。この場合には、要介護者のデータベースのところの入替え作業、維持作業というところが恐らくこの33万円あたりに入るのかなと思うのですが、これやっぱり安いですよ、あっちから比べると。あっちだとシステム構築云々って1,000万円近くかかるわけです。これはるかに、30分の1から40分の1でしょう。だから、要するにこれ例年で、例えば何か大きくシステム入れ替えるときは恐らく負担額つくのでしょうか。だけれども、例年だとこのぐらいの費用でずっと今来ているのですか。ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（飯島洋一君） 1番、阿部賢一議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのシステム利用料、OAシステム保守委託料でございますが、健康福祉課提出資料の40ページにもございますが、あまり内容が複雑なものではございません。ちなみに、OAシステム保守委託料につきましては、介護事業所台帳管理システム保守ということで、介護事業所、基本的には調べなければいけない、探さなければいけないということがございまして、そのデータベースを検索するようなシステムなので安価であると。加えて、システム利用料については、介護保険さがせるnetの利用料ということで、これは全国的な部分で様々な部分、簡単に言うとライセンス料というような読み取りをいただきたいと思います。介護保険事業に関しましては、ほかの保健事業等々トータルの行政システムを使っておりますので、介護保険の部分に関して独立して支払うのは今ご説明のものということでございます。詳しくは説明資料のほうを御覧いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） だから、通常テキストデータだったら恐らくこんなものだと思うのです。だから、この公共下水道のほうの中身を本当は精査すべきかなと。いわゆる写真情報、動画情報もあるかもしれない。そうすると、単にその容量が大きいからということではなくて、その中身の複雑性の問題、その辺だと思います。分かりました。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第23号 令和5年度広野町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成８名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議案第２４号 令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（北郷幹夫君） 日程第７、議案第24号 令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第24号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度の趣旨に基づき、効率的な事業運営を図ることを基本に編成いたし、歳入歳出それぞれ2,473万3,000円となる予算規模であります。

歳入財源につきましては、主に保険料をもって充当いたしておりますが、当事業会計の円滑な運営を図るため、一般会計から1,438万6,000円の繰入れを行っております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（参事兼健康福祉課長、内容説明を行う。）

〔「すみません、腹が痛いんだ。いい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ええ、どうぞ。

〔８番 門馬 巧君退席〕

○議長（北郷幹夫君） 続けます。

説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第24号 令和５年度広野町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成 7 名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま 8 番、門馬巧君が中座していますが、戻るまで休議したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしということで、8 番が戻るまで若干休議させてください。

休議いたします。

（午前 11 時 07 分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

○議案第 25 号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（北郷幹夫君） 日程第 8、議案第25号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第25号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の渡邊忠義氏が 3 月 31 日付をもって辞職となることから、新たに根本敏法氏を適任者と認め、教育委員会委員に任命いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、本人に係る履歴書を配付いたしたいので、許可くださるよう併せてお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） ただいま町長からの申出がありました履歴書を配付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） それでは、配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま配付いたしました履歴書につきましては、本議案終了後回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 議案終了後、配付されました履歴書を回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 以前農業委員会の件でも私申し上げましたけれども、今度教育委員会ということで、その人となりややっぱり分からないと同意を求められても判断できないのです。何事もそうですけれども、その肝腎な情報がないと同意できないのです。だから、こっちもうちょっと何か方法を改めていただけないかということなのです。これ分からないのにそれ同意するって無責任でしょう。そういうことなのです。だから、少なくとも私はこの件については同意はちょっと根本的に、基本的にできないということになります。だから、ちょっと何か方法を改めていただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第25号 広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成7名、反対1名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議案第26号 広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（北郷幹夫君） 日程第9、議案第26号 広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第26号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の鈴木光一氏が来る3月31日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 先ほどの件と同じなのですが、この同意、私不同意ということではなくて、分からないのでこの件に関しては質疑ができないということなので、この件に関しては私退席の上でやっていただけます。よろしいですか。できますよね、普通に。それでその同意を求めているだけで。私それ根本的にできないということなので。それはできますよね、議会の普通の。

○議長（北郷幹夫君） だから、同意したくなかったら起立しなくてもよろしいのでないかな。

○1番（阿部憲一君） だから、そういうことでなくて。それだと不同意になってしまう。そうでなくて、そもそもできないので退出するということです。これは普通ですよ、国会でも。よろしいですね、これで。

○議長（北郷幹夫君） では、1番、阿部憲一君、退席してください。

〔1番 阿部憲一君退席〕

〔「議長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。

○8番（門馬 巧君） 一言ちょっと申し上げますが、この今上程されています議案について、前も同じだけれども、以前からこれ話しされていますよね。なぜ1番議員は自分で自助努力して知る努力をしなかったのか。ただ不同意できないから退席して、本人の努力の跡が見えないでしょう。ここで整合性がないことは、自分の、彼の自助努力が足りない。そして、注意をお願いしたい。本人に整理をお願いしたい。お願いします。内容分かりましたか。

○議長（北郷幹夫君） はい。

ほかに質疑なしと認めます。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第26号 広野町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり同意されました。

〔1番 阿部憲一君出席〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君に申し上げます。

この同意の件は、この人は再任で前もってお知らせしているところなのでございます。そういうことで、退席することなく今後よろしくお願ひしたいと思います、この議場で。

〔「私は全然いいです」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 分かりましたから、いいです。

○選任第1号 議員定数に関する特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任について

○議長（北郷幹夫君） 日程第10、選任第1号 議員定数に関する特別委員会委員、委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

発議第1号で可決、設置されました議員定数に関する特別委員会の委員の選任については、広野町委員会条例第6条第2項の規定により、1番、阿部憲一君、2番、北郷伯弘君、3番、遠藤浩君、5番、門馬まりえさん、6番、畑中大子さん、7番、小磯利雄君、8番、門馬匠君、9番、渡邊正俊君、10番、黒田政徳君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数に関する特別委員会の委員の選任については、ただいま報告のとおり決しました。

次に、委員長、副委員長の選任を行います。

ただいま選任された委員により全協室において委員長、副委員長の互選を行いますので、その間暫時休議したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

暫時休議いたします。

(午前 11 時 23 分)

○議長（北郷幹夫君） 会議を再開いたします。

(午前 11 時 57 分)

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は11時57分であります。会議が終了するまで会議時間を延長したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、審議が終了するまで時間を延長することに決しました。

○議長（北郷幹夫君） では、選任の結果を報告願います。

8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） 議員定数に関する特別委員会の結果を報告します。

委員長には5番、門馬まりえさん、副委員長には8番、門馬巧に決まりました。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） ただいま8番、門馬匠君から報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、選任第1号 議員定数に関する特別委員会委員、委員長、副委員長の選任については、ただいま報告のとおり選任することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（北郷幹夫君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、議員定数に関する特別委員会委員長からは議員定数に関する調査のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改修について、産業厚生常任委員会は農林業の振興について、町の道路行政について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議

長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、議員定数に関する特別委員会は議員定数に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長及び議員定数に関する特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 零時02分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 北 郷 伯 弘

署 名 議 員 遠 藤 浩